

米原市公共施設等総合管理計画

米 原 市

平成 29 年 3 月 策定
(令和 4 年 3 月 改定)

目 次

1 計画の趣旨および計画概要	1
1-1 計画の趣旨	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 対象施設	3
2 人口推計と財政状況	6
2-1 人口推計	6
2-2 財政状況	7
3 公共施設等の現況	10
3-1 公共施設の削減状況	10
3-2 公共施設の現況	13
3-3 インフラ資産の現況	19
4 公共施設等の将来の見通し	21
4-1 直近 10 年間の投資的経費の実績	21
4-2 公共施設等の将来コストの見込み	22
4-3 長寿命化対策した場合の見込み	23
4-4 公共施設の将来コストの見込み	24
4-5 インフラ資産の将来コストの見込み	25
5 削減目標および計画期間	26
5-1 現状および課題に対する基本認識	26
5-2 削減目標	27
5-3 計画期間	28
6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	29
6-1 計画の基本方針	29
6-2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	30
6-3 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策	35
7 公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	37
7-1 市民文化系施設	38
7-2 社会教育系施設	40
7-3 スポーツ・レクリエーション系施設	44
7-4 産業系施設	48
7-5 学校教育系施設	50
7-6 子育て支援系施設	53
7-7 保健・福祉施設	56
7-8 医療施設	59
7-9 行政系施設	61
7-10 公営住宅	65
7-11 公園施設	68
7-12 供給処理施設	71
7-13 その他	73
7-14 上水道施設	76
7-15 下水道施設	78
7-16 公共施設における今後の方針	80

1 計画の趣旨および計画概要

1-1 計画の趣旨

本市は、合併前の旧 4 町で建設した施設を引き継ぎ、市民一人当たりにおける公共施設の延床面積が人口規模の類似した他都市と比較して多い状況となっています。

このような背景から、長期的な視点による施設の更新、統廃合、長寿命化等への取組を計画的に行うため、平成 25 年 10 月に「米原市公共施設再編計画」（以下「再編計画」という。）を策定しました。さらに、施設の効率的かつ効果的な維持修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、保有する公共施設等の総量の最適化と有効活用を図る継続的な取組を実行するため、平成 29 年 3 月に「米原市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本市では、令和 3 年 5 月に市役所の本庁舎が供用開始され、公共サービスのワンストップ化を推進しているところです。しかし、人口減少や少子高齢化が進み、社会構造や公共サービスに求められる需要も変化することが予測されることから、公共サービスの在り方を継続的に見直していく必要があります。さらに、保有している公共施設等が老朽化し、多くの施設で更新時期を迎えることで、近い将来に施設の維持管理のため多額の費用が必要になることが見込まれます。

財政面では、令和 2 年度は、統合庁舎整備事業や新型コロナウイルス感染症対策事業に伴い、例年と比べて多額の歳入・歳出となりましたが、これからの少子高齢化や生産年齢人口の減少などの影響を考えると、将来的に税収の増加を見込むことは困難な状況となっています。また、社会保障関連経費の増加、合併による社会基盤整備等に対応した公債費の増加等があり、厳しい財政運営を余儀なくされます。

このような状況を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理をより一層推進するために、再編計画や現行計画の考え方を踏襲しつつ、2 つの計画を発展・統合して本計画を改定します。なお、本計画は、計画期間を 20 年として、実施した取組の結果を定期的に検証し、実行性のある計画とするため、5 年ごとに見直しを行うこととします。

■公共施設等総合管理計画とは

公共施設等総合管理計画の内容は、総務省で以下のように示されています。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの

また、総務省通知「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」では、総合管理計画に記載すべき事項等が示されており、本計画はこの内容に沿って改定します。

1-2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第2次米原市総合計画」に即したものとします。

その上で、再編計画や現行計画の考え方を踏襲しつつ、発展・統合することとし、計画を一本化します。そして、各施設の役割や機能の明確化、地域での課題の共有化、民間事業者の参画等による保有施設の有効活用などに着目し、公共施設等の管理に関する基本的な方針とします。

また、庁舎、文化施設をはじめとする「公共施設」や道路、橋りょうをはじめとする「インフラ資産」の個別計画については、上位計画である本計画に即したものとするために、計画の方針や内容等の整合を図っていきます。

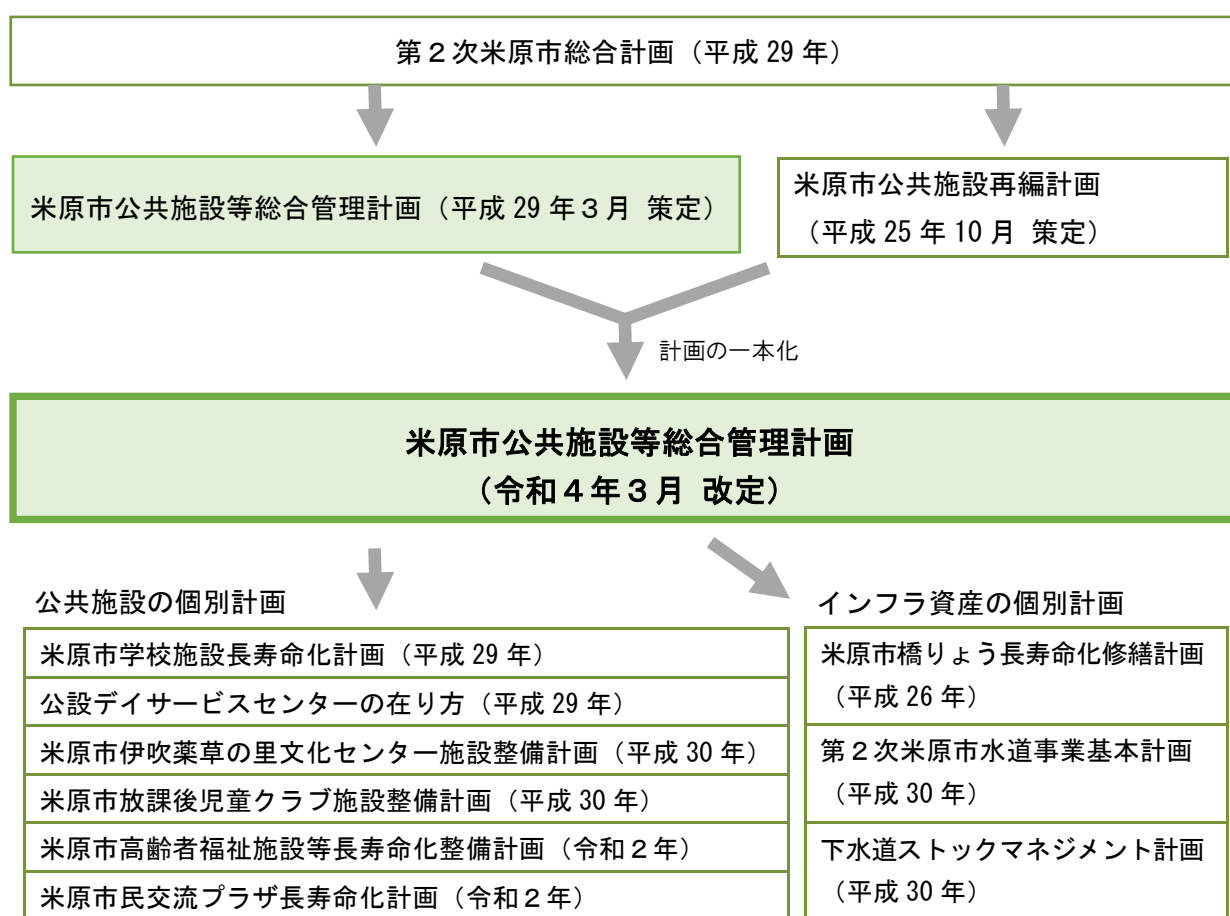


図 1-1 総合管理計画の位置付け

1-3 対象施設

本計画で対象とする施設は、本市の保有する公共施設等のうち、公共施設、インフラ資産を合わせた「公共施設等」を本計画の対象範囲とします。

また、本計画の改定に当たり、令和3年4月時点の公共施設等の現況について調査を実施しました。現況調査の結果を基に、本計画の対象とする施設を整理し、改定する本計画の対象施設を260施設とします。

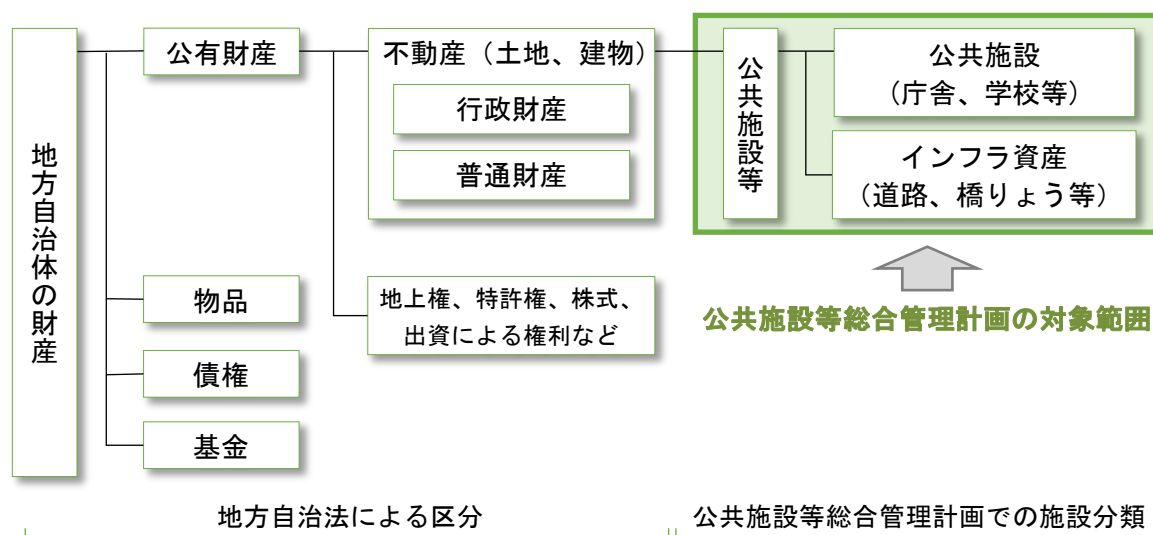


図 1-2 市が管理する財産

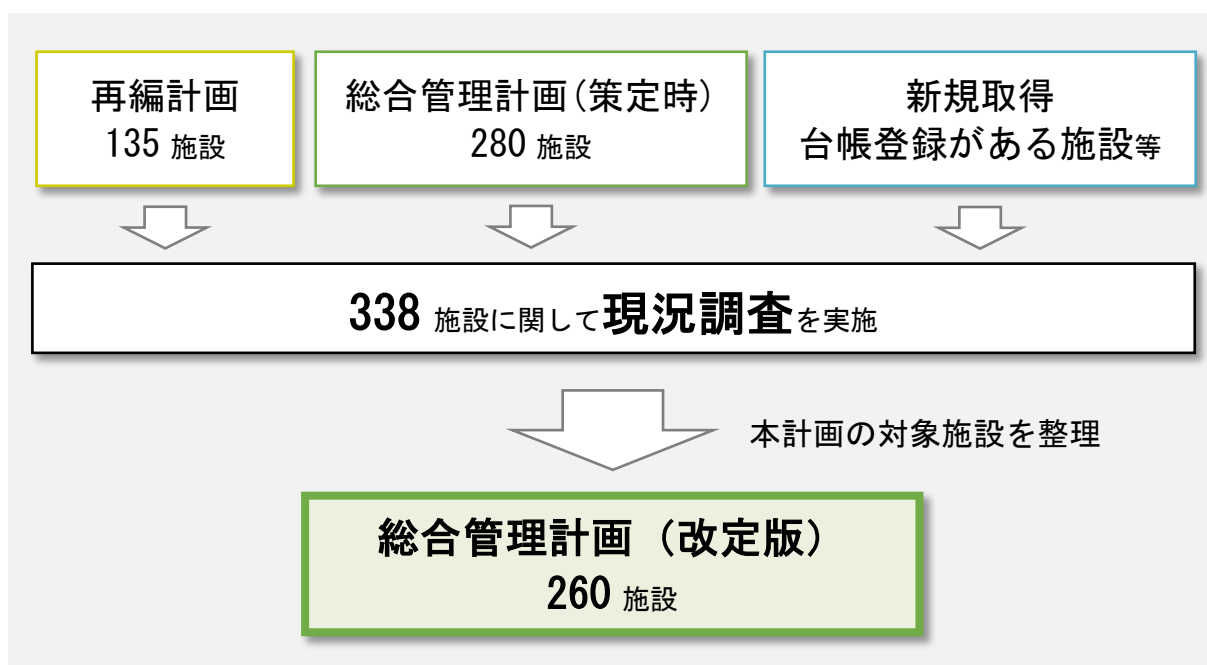


図 1-3 対象施設の整理フロー

本計画の対象とする公共施設（一部インフラ施設の建物を含む）の260施設（令和3年4月時点）を施設分類ごとに整理すると以下の表になります。なお、施設分類は、総務省の事例に基づき分類しています。

表 1-1 対象施設（1）

大分類	中分類	施設数	施設名称			
市民文化系施設	集会施設	6	旧息郷地域総合センター三吉会館	人権総合センターソーシャル・キャピタルプラザ	旧和ふれあいセンター	甲津原交流センター
			天狗の丘	市民交流プラザ(共有・ホール)		
社会教育系施設	図書館	2	市民交流プラザ(山東図書館)	近江図書館、はにわ館		
	博物館等	5	伊吹山文化資料館	柏原宿歴史資料館	川口家住宅(旧醒井宿問屋場)	旧醒井郵便局局舎
	文化施設	4	歴史資料館(旧常喜医院)			
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	13	伊吹薬草の里文化センター	米原学びあいステーション	近江学びあいステーション	山東学びあいステーション
			伊吹B&G海洋センター	伊吹第1グラウンド	伊吹第2グラウンド	山東B&G海洋センター
			山東グラウンド	市民体育館	近江グラウンド	米原野球場
			すばーく米原	息郷体育館	双葉総合体育館	体育管理施設
			スキーボール等保管棟			
	レクリエーション施設・観光施設	13	伊吹の里公衆便所	いぼとり水湧水広場(便所)	近江母の郷文化センター	近江母の郷コミュニティハウス
			グリーンパーク山東	醒井水の宿駅	醒井駅前公衆便所	醒井コミュニティセンター
			天神水湧水広場(便所)	伊吹山1合目公衆便所	伊吹山3合目公衆便所	伊吹山6合目避難小屋
			柏原診療所前トイレ			
産業系施設	産業系施設	4	地域資源活用施設(旬彩の森)	農業集落多目的集会施設	柏原田園交流センター	転作大豆加工所
学校教育系施設	学校	15	伊吹小学校	春照小学校	坂田小学校	息長小学校
			山東小学校	大原小学校	柏原小学校	米原小学校
			河南小学校	河南中学校	米原中学校	伊吹山中学校
			大東中学校	柏原中学校	双葉中学校	
	その他教育施設	7	東部給食センター	西部給食センター	ウッドピアいぶき	河南小学校スクールバス待合所
			吉槻スクールバス車庫	春照スクールバス車庫	教育のもり	
子育て支援系施設	幼児・児童施設	5	大原児童クラブ(旧大原幼稚園・専用棟)	米原児童クラブ(旧米原幼稚園)	米原児童クラブ(米原小学校内専用棟)	坂田第1児童クラブ(旧坂田診療所)
	幼保・こども園	5	山東児童クラブ(旧山東生涯学習センター)			
保健・福祉施設	高齢福祉施設	9	まいばら認定こども園	おうみ認定こども園	かなん認定こども園	いぶき認定こども園
			山東幼稚園			
			市民交流プラザ(デイサービスセンター)	柏原福祉交流センター	米原地域福祉センターゆめホール(地域福祉センター)	米原地域福祉センターゆめホール(デイサービスセンター)
	保健施設	1	伊吹健康プラザ愛らんど(地域福祉センター)	伊吹健康プラザ愛らんど(デイサービスセンター)	近江地域福祉センターやすらぎハウス(地域福祉センター)	近江地域福祉センターやすらぎハウス(デイサービスセンター)
			北部デイサービスセンター			
医療施設	医療施設	7	市民交流プラザ(保健センター)			
			地域包括医療福祉センター(ふくしあ)	地域包括ケアセンターいぶき	米原診療所	吉槻診療所
行政系施設	庁舎等	5	板並出張診療所	大久保出張診療所	山東診療所	
			米原庁舎	山東支所	伊吹庁舎	近江庁舎
消防施設	消防施設	10	本庁舎			
			山東第1分団車庫	山東第2分団車庫	伊吹第1分団車庫	伊吹第2分団車庫
	その他行政系施設	4	米原第1分団車庫	米原第2分団車庫	米原第3分団車庫	米原第4分団車庫
			近江第1分団車庫	近江第3分団車庫		
公営住宅	公営住宅	63	米原防災備蓄倉庫	防災備蓄倉庫	伊吹水防倉庫	近江水防倉庫
			大町改良住宅1号	大町改良住宅2号	大町改良住宅3号	大町改良住宅4号
			大町改良住宅9号	大町改良住宅10号	大町改良住宅11号	大町改良住宅12号
			大町改良住宅13号	大町改良住宅14号	大町改良住宅15号	大町改良住宅16号
			大町改良住宅17号	大町改良住宅18号	大町改良住宅19号	大町改良住宅20号
			大町改良住宅21号	大町改良住宅22号	西羅改良住宅23号	西羅改良住宅25号
			西羅改良住宅26号	西羅改良住宅27号	西羅改良住宅29号	西羅改良住宅30号
			西羅改良住宅31号	西羅改良住宅32号	八羅改良住宅33号	八羅改良住宅34号
			北原改良住宅35号	北原改良住宅36号	北原改良住宅37号	北原改良住宅38号
			北原改良住宅40号	北原改良住宅41号	北原改良住宅42号	北原改良住宅44号
			北原改良住宅47号	北原改良住宅51号	北原改良住宅52号	北原改良住宅54号
			北原改良住宅60号	多良改良住宅3号	多良改良住宅4号	多良改良住宅5号
			多良改良住宅6号	多良改良住宅7号	多良改良住宅8号	多良改良住宅9号
			多良改良住宅10号	多良改良住宅11号	多良改良住宅12号	泉尻改良住宅14号
			泉尻改良住宅15号	顔戸町市営住宅(1)	顔戸町市営住宅(2)	西山公営住宅
			多良公営住宅	米原公営住宅(1)	米原公営住宅(2)	米原公営住宅(3)
			樋口公営住宅(1)	樋口公営住宅(2)	梅ヶ原公営住宅	
公園施設	公園施設	14	連原農村公園(東屋・便所)	朝妻緑地(東屋・便所)	柏原緑地(東屋)	園原児童公園(東屋)
			米原駅西部第1児童公園(便所)	米原駅西部第2児童公園(便所)	米原駅西部第3児童公園(便所)	米原駅西部第4児童公園(便所)
			米原北公園(東屋・便所)	米原南公園(シェルター・便所)	湯谷公園(便所・東屋)	賀目山児童公園(倉庫)
			番場多目的広場(東屋・便所・倉庫)	双葉公園(便所・倉庫)		
供給処理施設	供給処理施設	1	旧コンポストセンター			
その他	その他	27	旧息郷小学校	旧山東東小学校	柏原福祉交流センター横車庫	旧柏原診療所
			旧山東水防倉庫	旧米原げんきステーション	旧いぶき保育園	コミュニティバス待合所
			旧米原医師住宅	山東除雪車庫	米原駅東西自由通路	米原駅東口駐輪場
			柏原駅駐輪場	坂田駅前駐輪場	醒ヶ井駅前駐輪場	米原駅西口駐輪場
			甲津原小水力発電所	旧藤の根作業所	米原消防署伊吹出張所(曲谷)	旧ボランティアセンター三島荘(自転車置場)
			旧山東農業共済組合(倉庫)	坂田駅前駐車場管理事務所兼待合所	旧いぶき幼稚園北分園	旧東草野小中学校
			旧近江診療所	旧大原生涯学習センター	旧ボランティアセンター三島荘(食堂・車庫)	
			すばーく伊吹	伊吹山麓青少年総合体育館		

表 1-2 対象施設（2）

大分類	中分類	施設数	施設名称			
上水道施設	上水道施設	24	伊吹南部高区配水池	伊吹南部浄水場	伊吹南部低区配水池	上平寺送水ポンプ所
			伊吹北部浄水場	伊吹北部低区配水池	磯浄水場	磯送水ポンプ所
			米原配水池	米原新配水池	河内浄水場	長沢送水ポンプ所
			甲津原浄水場	甲津原配水池	一色加圧ポンプ所	枝折加圧ポンプ所
			池下浄水場	池下配水池	本市場浄水場	朝日送水ポンプ所
			朝日配水池	西坂送水ポンプ所	西坂配水池	伊吹南部第1水源地
下水道施設	下水道施設	14	龍ヶ鼻地区農業集落排水処理施設	多和田地区真空ステーション	寺倉地区真空ステーション	醒ヶ井地区真空ステーション
			甲津原地区農業集落排水処理施設	姉川北部農業集落排水処理施設	伊吹中部農業集落排水処理施設	伊吹東部農業集落排水処理施設
			菅江地区農業集落排水処理施設	清滝地区農業集落排水処理施設	山室地区農業集落排水処理施設	朝日地区農業集落排水処理施設
			梓河内地区農業集落排水処理施設	夫馬地区農業集落排水処理施設		

2 人口推計と財政状況

2-1 人口推計

2-1-1 人口の推移

本市の人口は平成 12 年の 41,251 人をピークに減少に転じ、平成 27 年には 4 万人を割り込み、令和 2 年は 37,225 人になりました。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 27 年には 3 万人を割り込み、29,050 人になると推計されます。

年齢 3 区分別の人口構成をみると、65 歳以上の高齢者人口は、昭和 55 年以降において増加傾向にあります。一方、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、今後も人口減少と少子高齢化が進行すると推計されます。

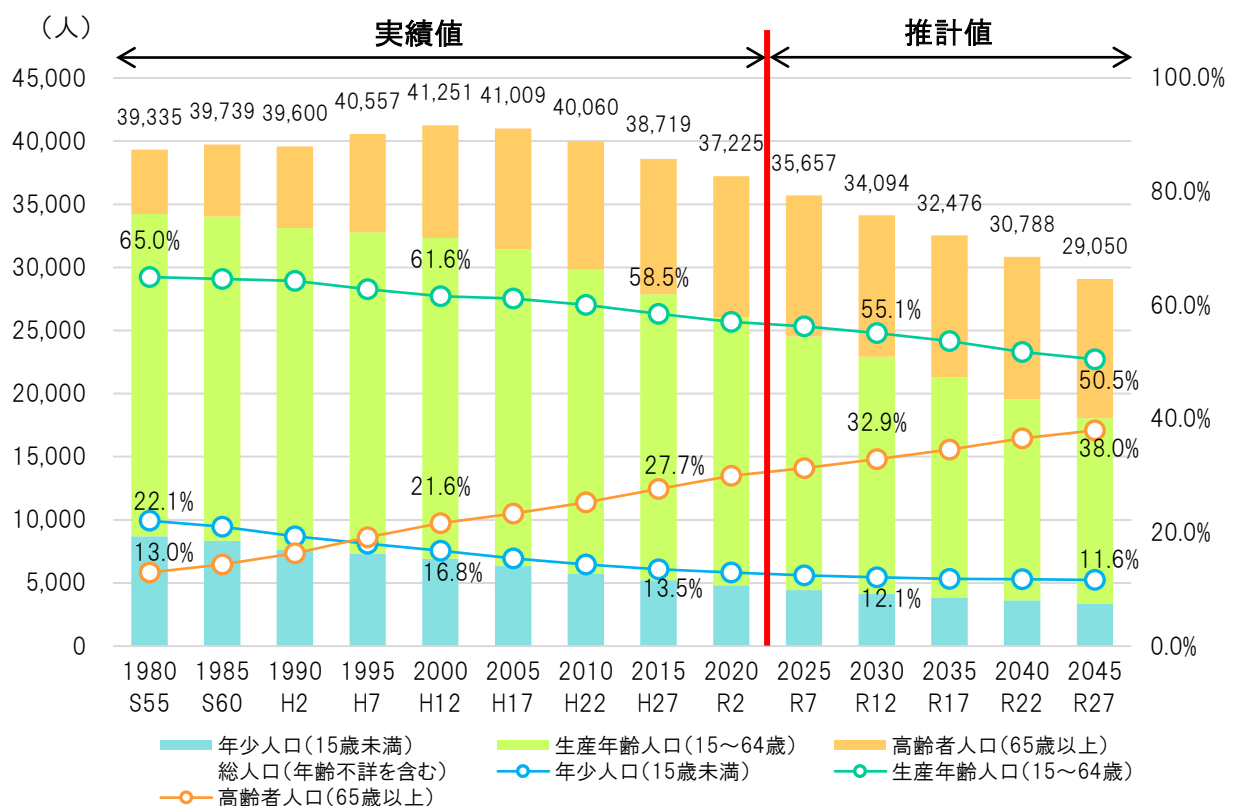


図 2-1 年齢 3 区分別の人口推移

出典：国勢調査（～令和 2 年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和 7 年～）

【参考：人口ビジョンについて】

本市の人口推計については、「米原市人口ビジョン」（令和 2 年 3 月改訂）にて、国立社会保障・人口問題研究所の推計や基準シナリオが示されています。

なお、基準シナリオは、合計特殊出生率を 2040 年に 1.8（2018 年時点の合計特殊出生率 1.55）とし、社会減の緩和（純移動率）は 5 年間ごとに +5% で算出しています。

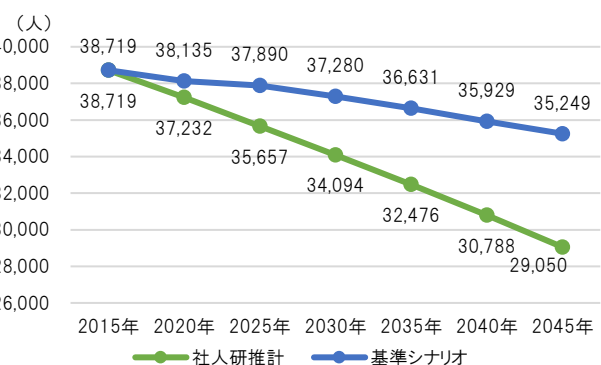


図 2-2 人口ビジョンのシミュレーション結果

出典：米原市人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂）

2-2 財政状況

2-2-1 財政全般の現況と見通しおよび課題

(1) 歳入の状況

市の歳入の自主財源としての根幹をなす市税収入は、近年の緩やかな景気回復に伴い増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税の徴収猶予等により令和元年度から約3.4億円減少し、約61.9億円となりました。新型コロナウイルス感染症の市民税等による影響は、今後は限定的になると見込んでおり、令和4年度において若干の減収は見込まれるものの、令和5年度以降の総額は63億円程度を堅調に推移する見込みです。

地方交付税は、普通交付税の合併算定替えによる特例加算措置が終了し、一本算定により算定された令和3年度分の実績額をベースに試算し、令和4年度以降は57億円程度を推移する見込みです。

市債は、普通建設事業の増加により、令和元年度と比較して令和2年度は約27.6億円増加となりましたが、統合庁舎建設事業の完了により令和3年度以降は大幅に減少する見込みです。また、投資的事業の財源として一定の市債の発行を見込んでいます。

繰入金は、公共施設や学校施設の長寿命化工事等を計画的に行うに当たり、一定の限度額を設定した上で、公共施設等整備基金や教育施設整備基金などを活用します。

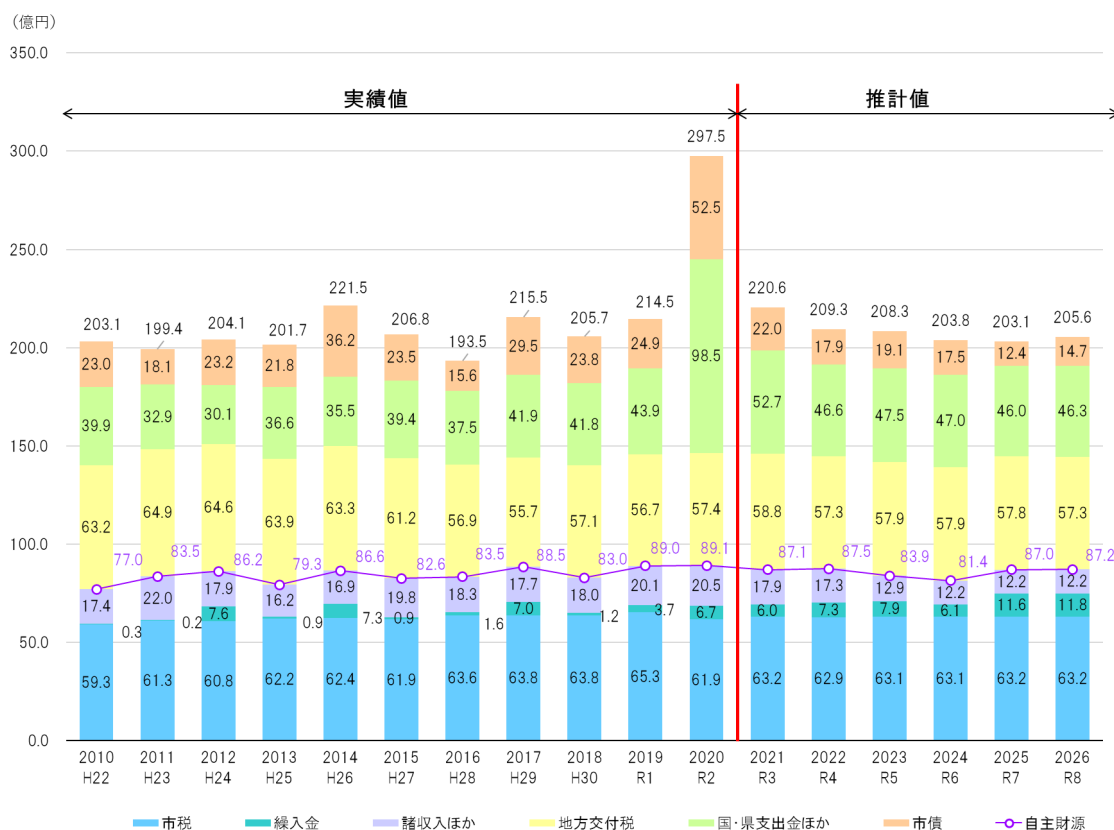


図 2-3 歳入の推移

出典：米原市中期財政計画（令和3年10月）

(2) 歳出の状況

歳出における普通建設事業費ほかは、統合庁舎整備事業や橋りょう維持・長寿命化事業の進捗により、令和2年度は令和元年度と比較して約28.0億円増加し、約57.6億円となりました。令和3年度以降は、統合庁舎整備事業の完了により大幅に減少するものの、学校施設、橋りょうおよび社会福祉施設の長寿命化工事や公園整備等の新規事業などが続く見込みです。

義務的経費は、高齢化の進展や各種サービスの充実による社会保障関係経費の増加に伴う扶助費の増加、市債償還額の増加に伴う公債費の増加が見込まれ、全体として増加傾向にあります。特に、公債費については、統合庁舎整備事業をはじめとする普通建設事業の実施による市債の発行の影響により、今後も高い水準で推移する見込みです。

補助費等ほかは、特別定額給付金給付事業の実施、湖北広域行政事務センターにおける新斎場整備事業の進捗に伴う負担金の増加、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る各種補助金事業の実施などにより約47.4億円の増加となりました。

歳出総額について、令和2年度は288億6,152万7千円となり、過去最大の決算規模となりましたが、令和3年度以降は普通建設事業費や物件費等の縮小により減少する見込みです。

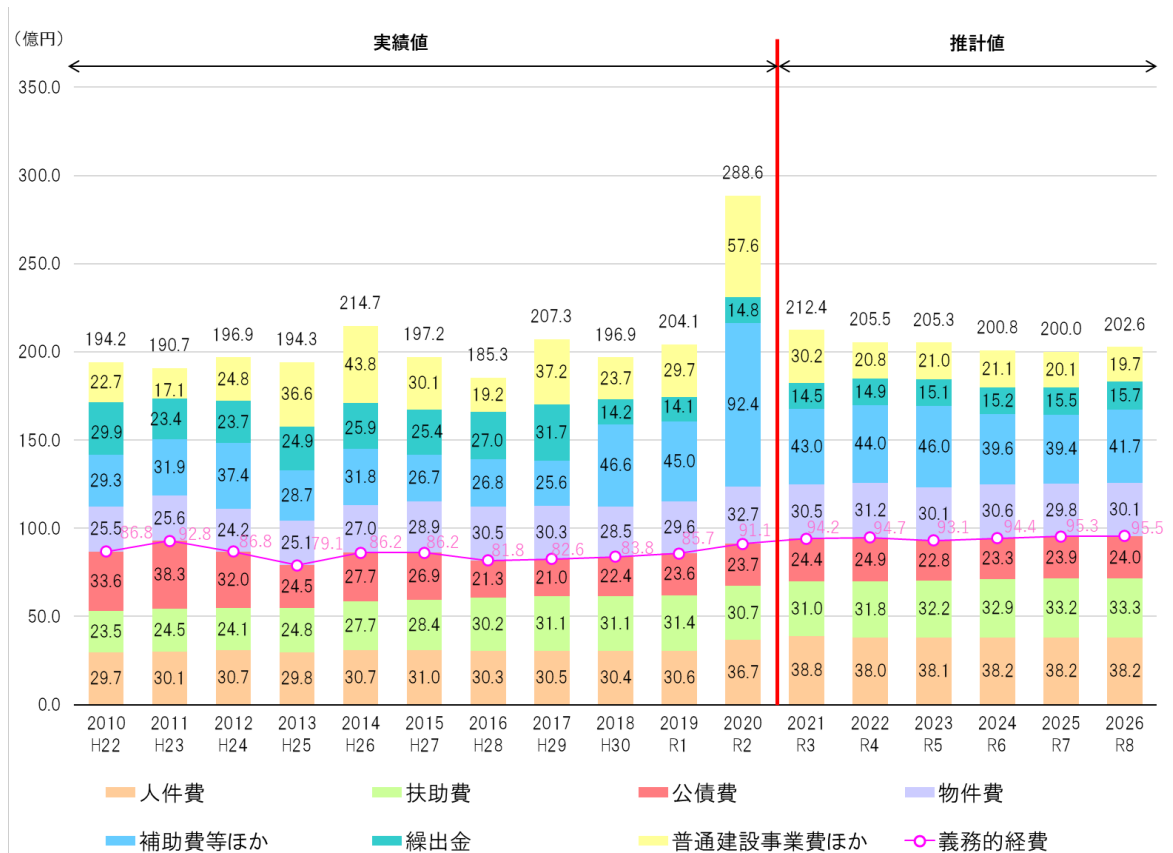


図 2-4 歳出の推移

出典：米原市中期財政計画（令和3年10月）

(3) 財政の見通しと課題

本市の歳入と歳出の見通しについて推計した結果、歳入は一部税収増となる要素はあるものの、生産年齢人口の減少等の影響により、総額は減少していく見込み（200 億円程度の規模）となっています。

歳出は、義務的経費（公債費・扶助費・人件費）の全体的な増加傾向を見込んでいます。普通建設事業費は、保育や教育環境の充実、防災・減災対策など直面する諸課題に対応していく必要があることから、引き続き高い水準で推移する見込みです。歳出総額は、歳入総額と同様に引き続き 200 億円程度の規模で推移し、歳入総額との差引額が年々減少する見込みです。

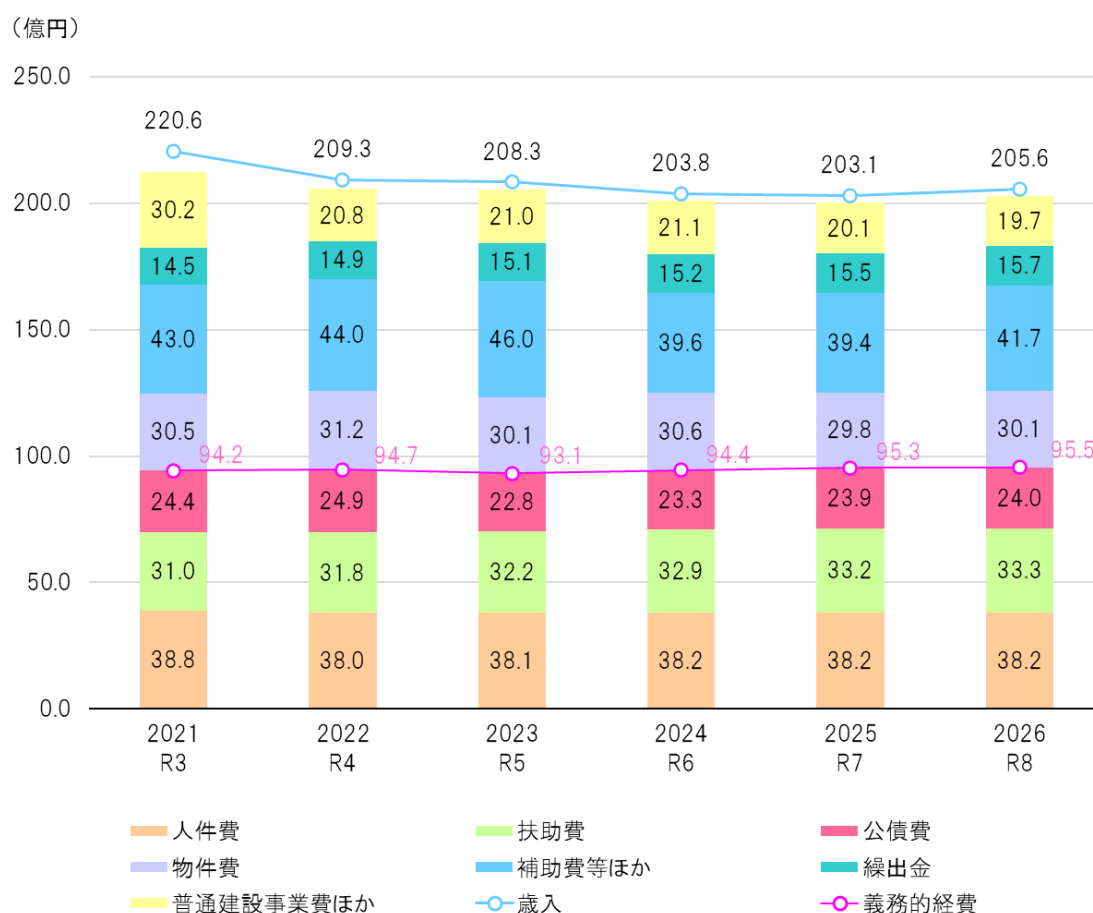


図 2-5 今後の財政収支の推移

出典：米原市中期財政計画（令和3年10月）

3 公共施設等の現況

3-1 公共施設の削減状況

3-1-1 再編の方針における項目の整理

(1) 再編の方針における項目の整理

本市がこれまで策定している再編計画および総合管理計画の施設の削減状況を把握するために、公共施設の再編の方針における項目と内容を以下に示します。

表 3-1 再編の方針における項目

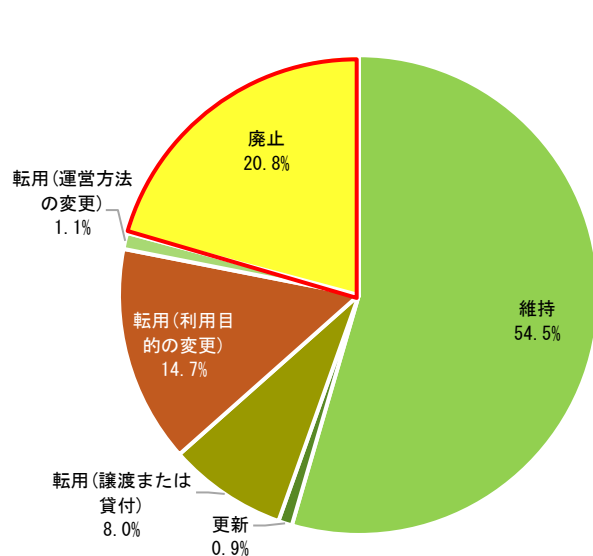
項 目		内 容
維持	直営	市が直営で管理運営する施設
	法人・その他の団体の管理運営（指定管理等）	営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなどその他の団体が建物の管理運営を代行する施設
	用途廃止	用途を廃止し、建物を市が管理する施設
転用	貸付	地元自治会、民間事業者等に、建物を貸し付けている施設
	利用目的の変更	利用目的を変更し、活用する施設
	運営方法の変更	利用目的が変更されずに、運営者または所管課を変更する施設
廃止	譲渡	地元自治会、民間事業者等に、建物を譲渡した施設
	売却	地元自治会、民間事業者等に、建物を売却した施設
	解体	建物を解体した施設

3-1-2 再編計画の取組状況

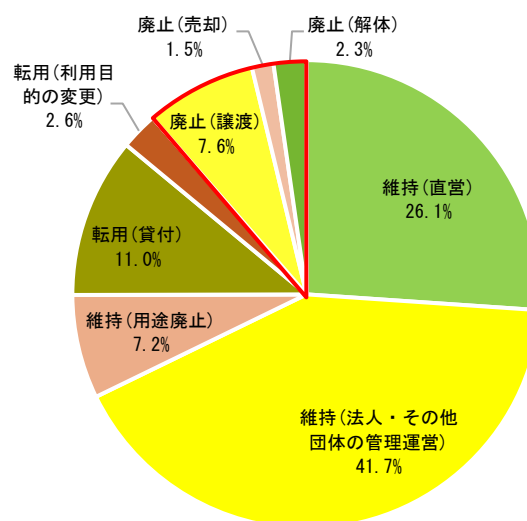
再編計画（135 施設）で廃止の方針とした施設は、延床面積当たり 20.8%となっており、令和 3 年 4 月時点で 11.4%を廃止しています。再編計画は、目標年度を令和 2 年度までとしていました。再編計画で掲げた目標達成のためには、今後も継続的な取組が求められます。

表 3-2 再編計画（135 施設）を対象とした再編状況

再編の方針項目			再編計画の策定時 (平成 25 年 10 月)		現状 (令和3年4月)	
			延床面積 (㎡)	割合 (÷K)	延床面積 (㎡)	割合 (÷K)
A	維持	維持(直営)	57,470	54.5%	27,496	26.1%
B		維持(法人・その他団体の管理運営)			43,979	41.7%
C		維持(用途廃止)			7,556	7.2%
D	更新	更新	982	0.9%	0	0.0%
E	転用	転用(貸付)	8,444	8.0%	11,656	11.0%
F		転用(利用目的の変更)	15,432	14.7%	2,712	2.6%
G		転用(運営方法の変更)	1,142	1.1%	0	0.0%
H	廃止	廃止(譲渡)	21,960	20.8%	8,062	7.6%
I		廃止(売却)			1,575	1.5%
J		廃止(解体)			2,394	2.3%
K	合計(A～J)		105,430	100.0%	105,430	100.0%
L	削減(H～J) 【削減割合の計算式】 (H+I+J)÷K×100%		21,960	20.8%	12,031	11.4%



再編計画の策定時
(平成 25 年 10 月)



現状
(令和 3 年 4 月)

図 3-1 再編計画（135 施設）を対象とした再編状況

3-1-3 総合管理計画の取組状況

平成 29 年 3 月に策定した総合管理計画（対象施設 280 施設）では、延床面積当たり 25.0% の削減（約 60,000 m²削減）を目標に掲げており、令和 3 年 4 月時点で廃止した施設は 3.0% になります。今後目標を達成するためには、更なる削減方針の見直しが必要です。その過程で行政サービスの質が低下する場合は、数値目標の見直しも検討する必要があります。

表 3-3 総合管理計画（280 施設）を対象とした再編状況

再編の方針項目			総合管理計画の策定時 （平成 29 年 3 月）		現状 （令和 3 年 4 月）	
			延床面積 （m ² ）	割合 （÷L）	延床面積 （m ² ）	割合 （÷L）
A	維持	維持(直営)	171,559	75.0%	153,197	67.1%
B		維持(法人・その他団体の管理運営)			48,477	21.2%
C		維持(用途廃止)			7,713	3.4%
D		維持(民間運営)			36	0.0%
E	更新	更新			0	0.0%
F	転用	転用(貸付)			11,433	5.0%
G		転用(利用目的の変更)			789	0.3%
H		転用(運営方法の変更)			0	0.0%
I	廃止	廃止(譲渡)	57,187	25.0%	4,469	2.0%
J		廃止(売却)			440	0.2%
K		廃止(解体)			1,921	0.8%
L	合計(A~K)		228,746	100.0%	228,475	100.0%
M	削減(I~K) 【削減割合の計算式】 (I+J+K)÷L×100%		57,187	25.0%	6,830	3.0%

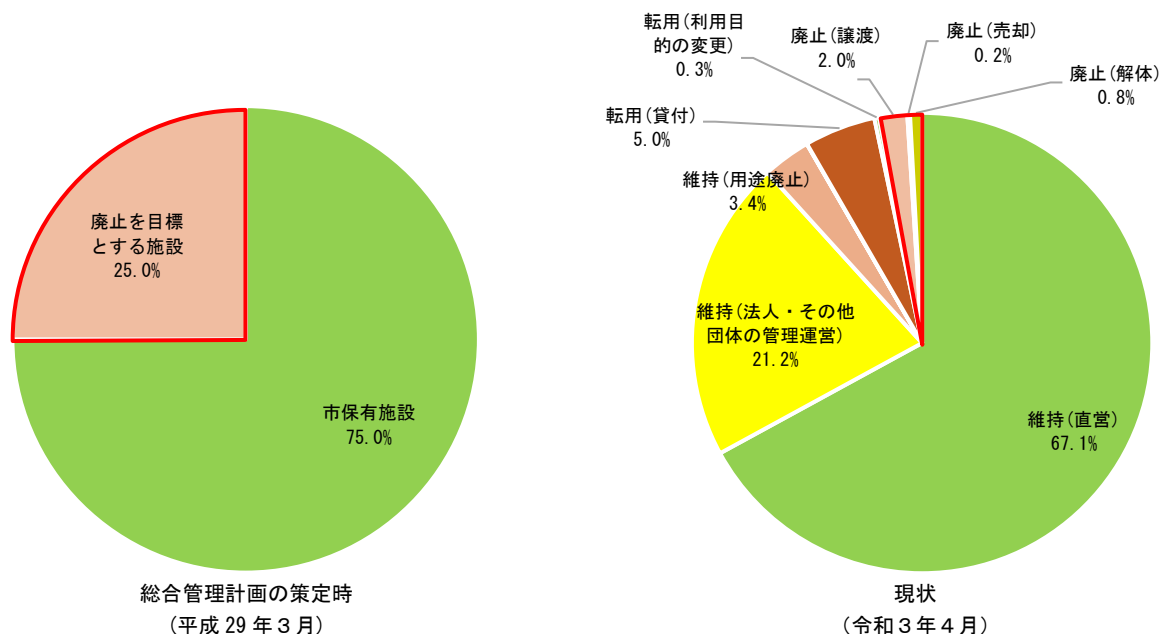


図 3-2 総合管理計画（280 施設）を対象とした再編状況

3-2 公共施設の現況

3-2-1 対象施設（260 施設）の現況

以下に、改定する総合管理計画における対象施設の運営状況を示します。

表 3-4 改定する総合管理計画（260 施設）の現況

再編の方針項目			現状 (令和3年4月)	
			延床面積 (㎡)	割合 (÷ J)
A	維持	維持(直営)	169,992	70.4%
B		維持(法人・その他団体の管理運営)	51,763	21.4%
C		維持(用途廃止)	7,714	3.2%
D	転用	転用(貸付)	12,091	5.0%
E		転用(利用目的の変更)	0	0.0%
F		転用(運営方法の変更)	0	0.0%
G	廃止	廃止(譲渡)	0	0.0%
H		廃止(売却)	0	0.0%
I		廃止(解体)	0	0.0%
J	合計(A~I)		241,560	100.0%

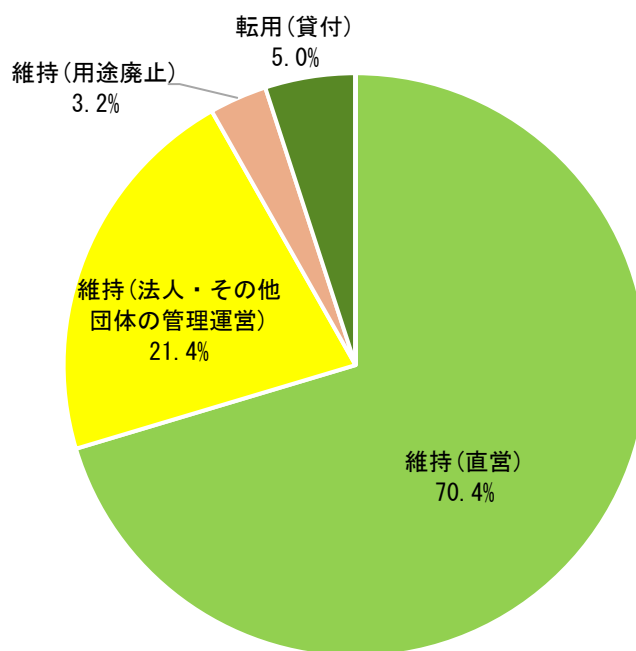


図 3-3 対象施設（260 施設）の運営状況

3-2-2 延床面積

(1) 施設分類ごとの延床面積

改定する総合管理計画における総延床面積は、令和3年4月時点では241,560㎡となっています。

施設分類ごとの内訳は、学校教育系施設が38.8%と最も多く、次いで行政系施設が11.8%となっており、2分類で全体の半数を占めています。

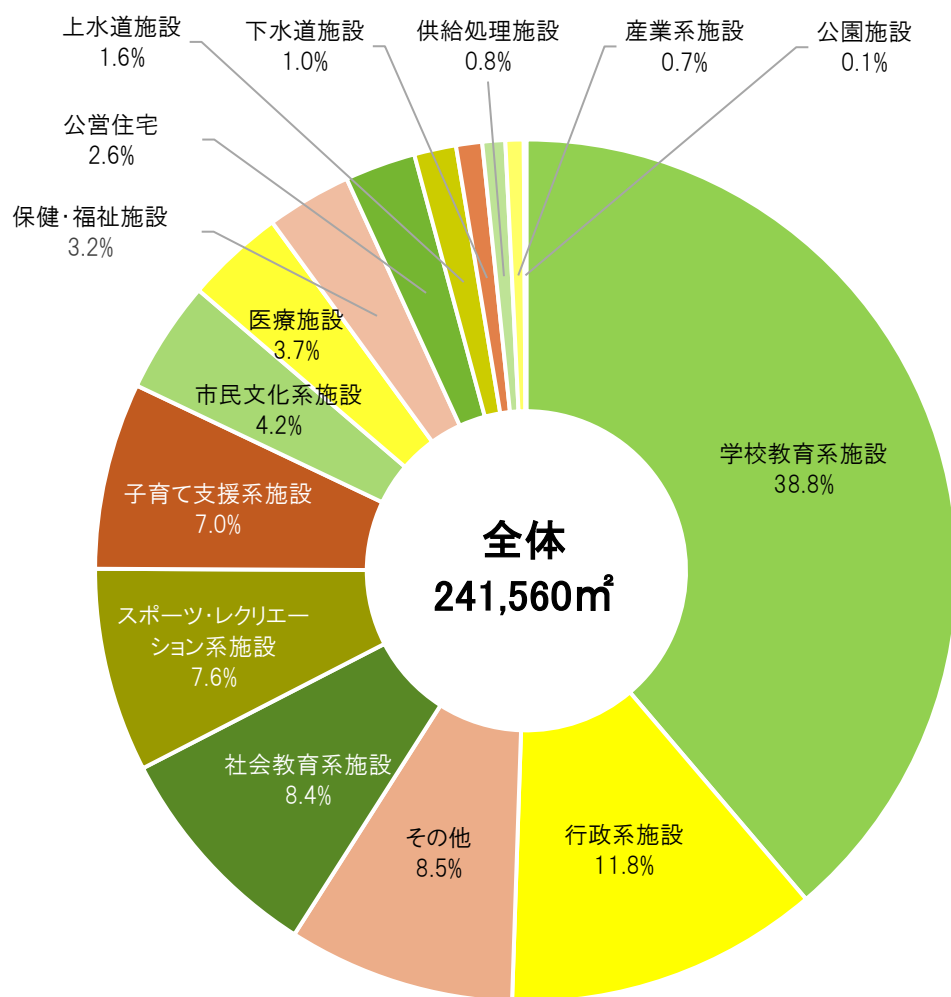


図 3-4 公共施設延床面積の割合

(2) 人口当たりの延床面積

公共施設の延床面積を人口一人当たりでみると、本市と人口規模が類似する自治体（人口 3.75 万人～4.00 万人）の平均が 5.39 m^2 /人であるのに対し、本市は 5.71 m^2 /人となっています。そのうち、平成 11 年以降に合併している自治体平均は 7.06 m^2 /人、合併していない自治体は 4.06 m^2 /人となっています。

また、滋賀県下の市町と比較すると、本市は県内平均である 4.75 m^2 /人より多く、県内で 5 番目、市の中では 2 番目に多いという結果となっています。

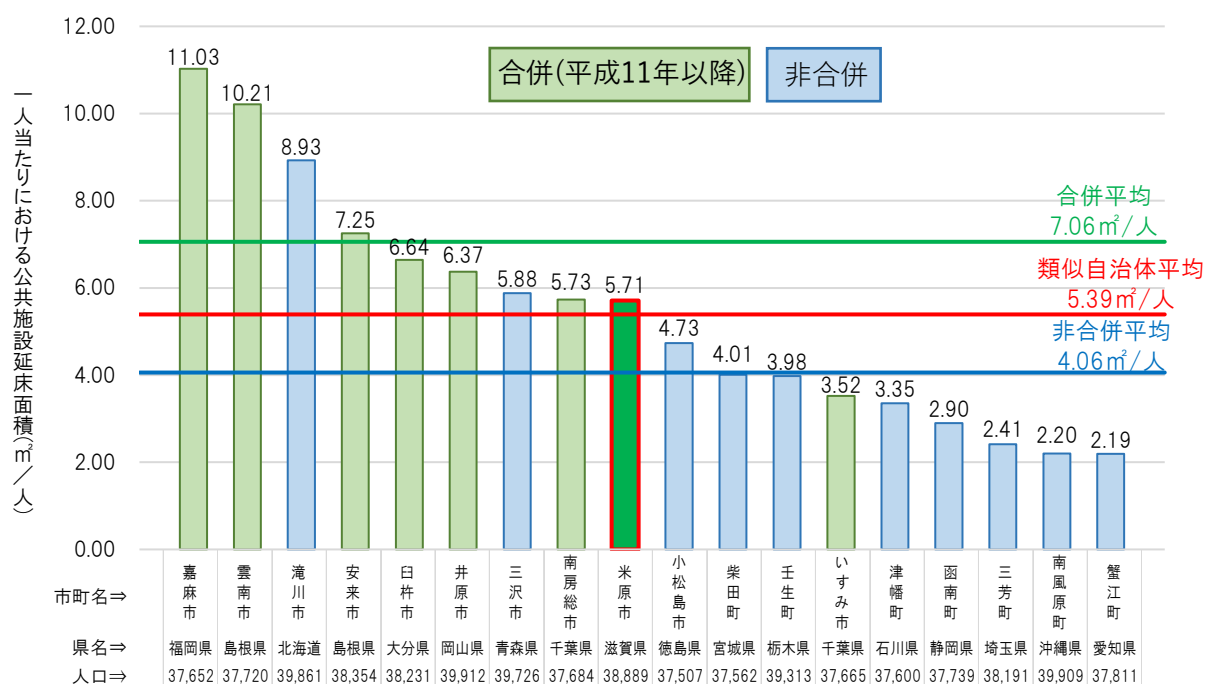


図 3-5 人口規模類似団体の人口一人当たりの公共施設延床面積

出典：総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表(2021)」

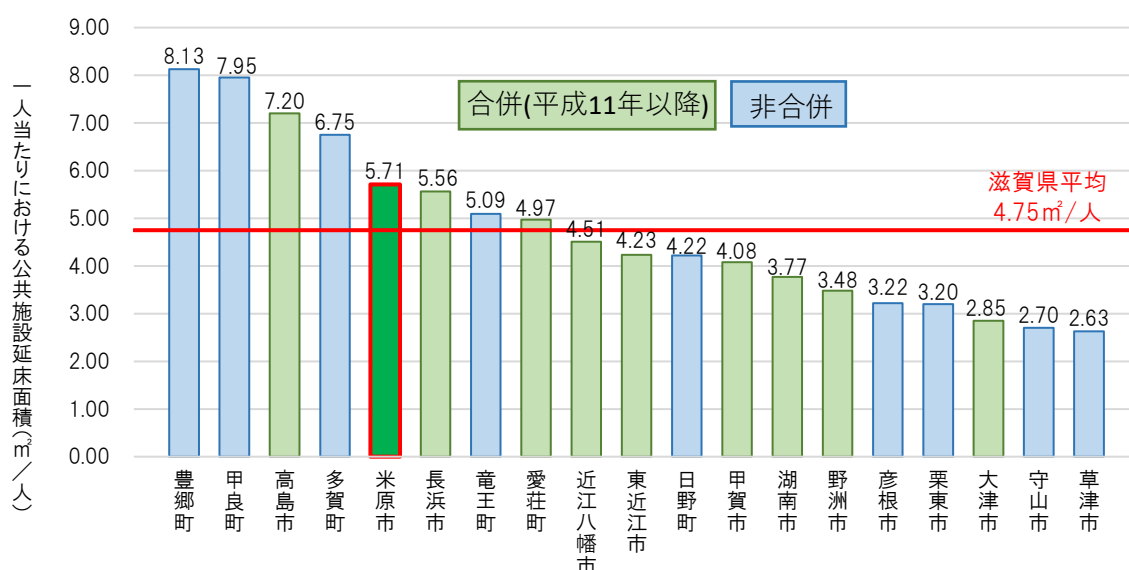


図 3-6 滋賀県内市町の人口一人当たりの公共施設延床面積

出典：総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表(2021)」

多賀町、彦根市、栗東市、大津市：公共施設等総合管理計画(2016)

甲良町、日野町、甲賀市：公共施設等総合管理計画(2017)

(3) 建築年度別の延床面積

建築年度別の延床面積を全体でみると、一般的に施設の大規模改造（機能回復）時期となる築30年を超える施設は、約48%と50%近く存在しており、老朽化が進行しています。また、10年後には約65%となり、さらに20年後には長寿命化改修（機能向上）の目安となる築51年以上の施設が約半数を占めることとなります。

公共建築物の老朽化に合わせて、維持補修や施設の更新等に多額の投資が必要になることが見込まれます。

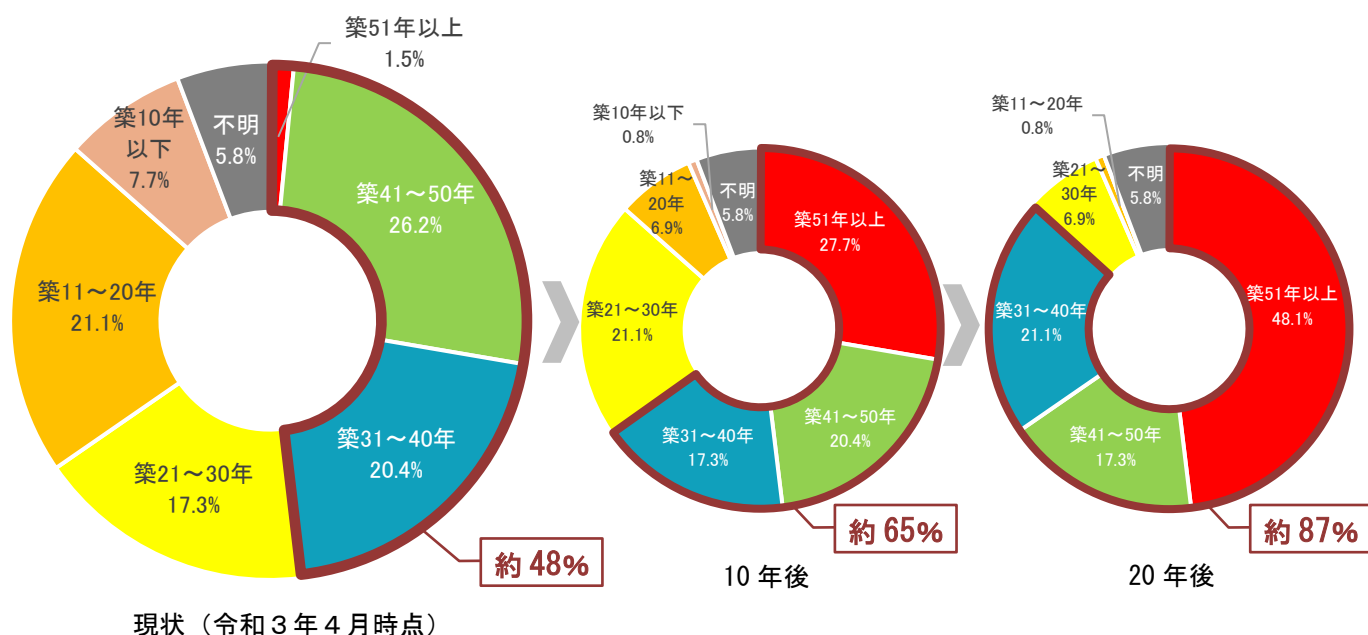


図 3-7 築年数別の延床面積の割合

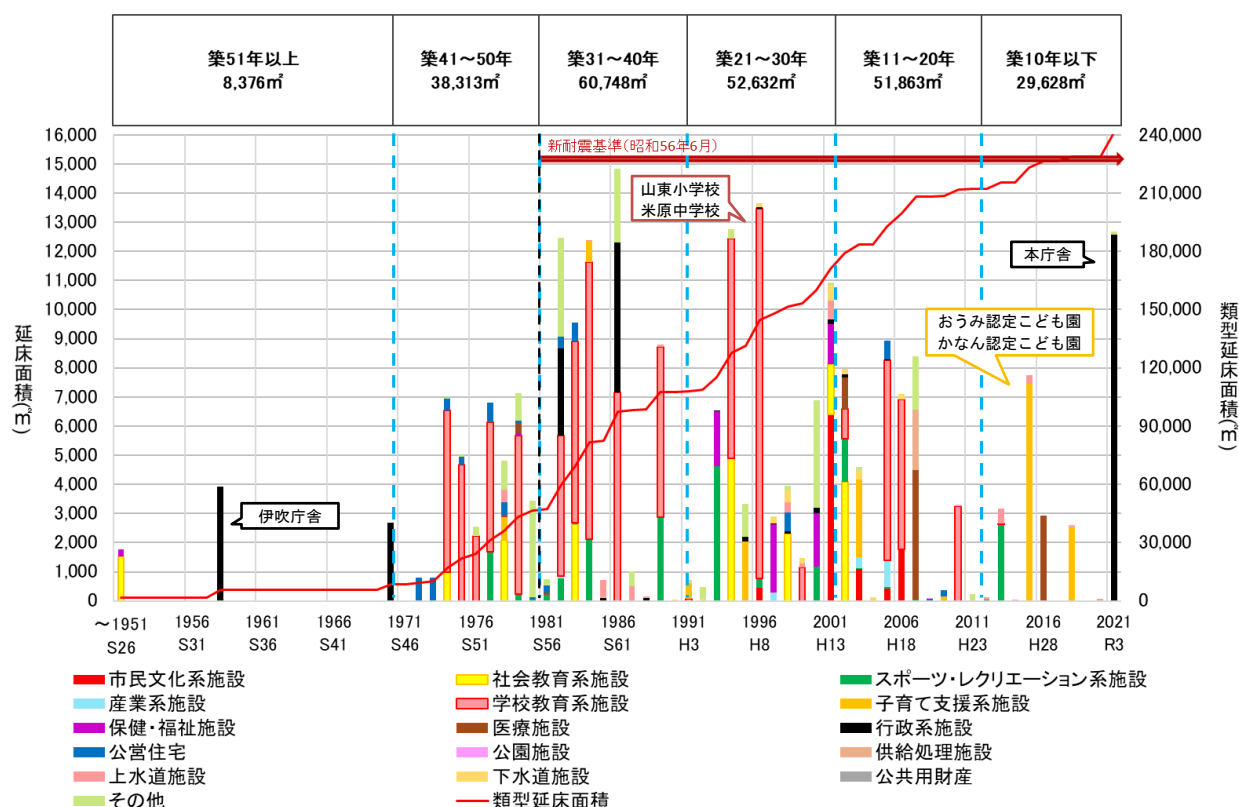


図 3-8 施設分類における築年数別の延床面積

3-2-3 有形固定資産減価償却率の推移

国・地方の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、歳出削減等を進めて財政健全化を図ることが喫緊の課題となっている中で、地方公共団体が健全な財政運営を行うためには、住民や議会等の理解を得られるように、財政の状況および分析に関する情報をできる限り正確に、かつ、わかりやすく公表することが重要となっています。

本市の財政状況資料の一つとして「市町村公会計指標分析／財政指標組合せ分析表」を取りまとめる中で、有形固定資産の老朽化状況を示す指標となる「有形固定資産減価償却率」を算出しており、平成 29 年度から 3 か年の推移は以下のとおりとなります。

有形固定資産減価償却率は、割合が高いほど老朽化が進んでいることを示しています。本市の有形固定資産減価償却率は、耐用年数の半分を経過していることを示す 50%を超えている状況です。その推移は、平成 29 年度から令和元年度まで徐々に上昇しており、固定資産の老朽化が進行していることが伺えます。また、滋賀県内の平均値と比較しても、老朽化が進んでいることが伺えます。

表 3-5 有形固定資産減価償却率の推移 (％)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
米原市	58.4	58.8	60.1
滋賀県平均	55.9	56.8	57.9
全国平均	59.3	60.3	63.4

【参考：有形固定資産減価償却率について】

有形固定資産減価償却率は、保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となります。

なお、減価償却累計額の算定には財務省令に規定されている耐用年数を用いることを原則としており、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではないため、留意が必要です。

有形固定資産減価償却率

＝減価償却累計額 ÷ (有形固定資産合計(取得原価)－土地等の非償却資産)

※総務省の計算式に合わせて、物品を分子および分母から除外している。

【参考：建物構造別の耐用年数について】

以下に、減価償却率算出における建物構造別の耐用年数を示します。

表 3-6 建物構造別の耐用年数 (年)

用途名称	木造	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄筋コンクリート	コンクリートブロック	鉄骨鉄筋コンクリート	プレストレスコンクリート	プレキャストコンクリート
庁舎	24	38	30	50	41	50	50	50
校舎・園舎	22	34	27	47	38	47	47	47
体育館	22	34	27	47	38	47	47	47
公民館	24	38	30	50	41	50	50	50

※出典：財務省令から一部抽出：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）」財務省

3-2-4 公共施設等の維持管理経費

対象施設（260 施設）における令和元年度の歳出合計は、23.2 億円となっています。

内訳は、人件費が一番大きく 10.3 億円、次いで運営委託費の 4.5 億円、委託料 2.6 億円、光熱水費 2.1 億円と続きます。

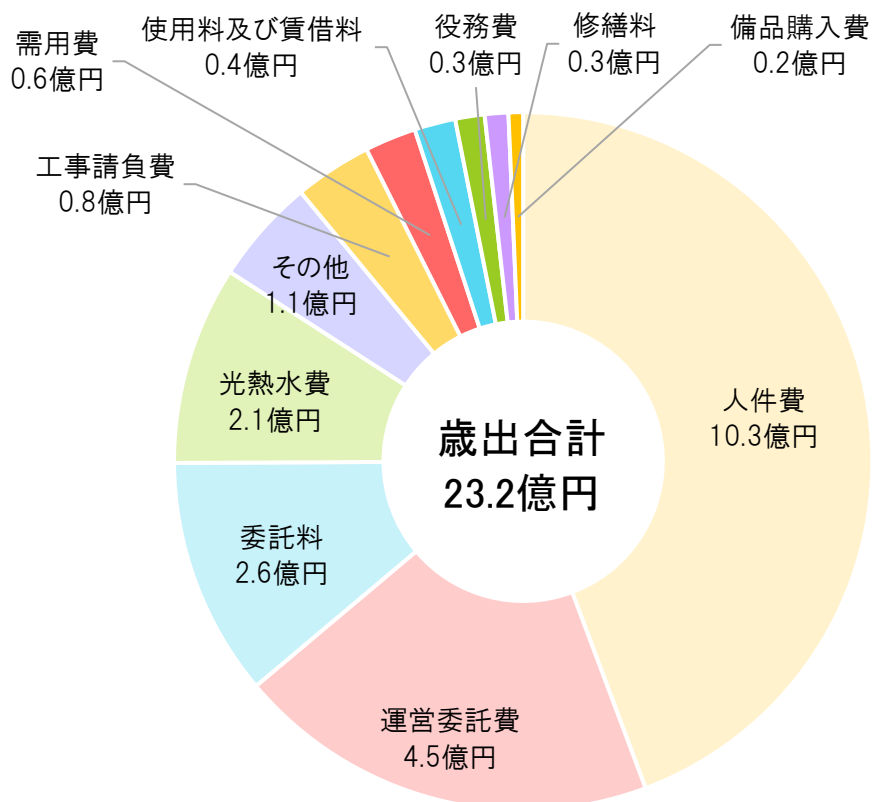


図 3-9 維持管理経費の項目別割合（令和元年度）

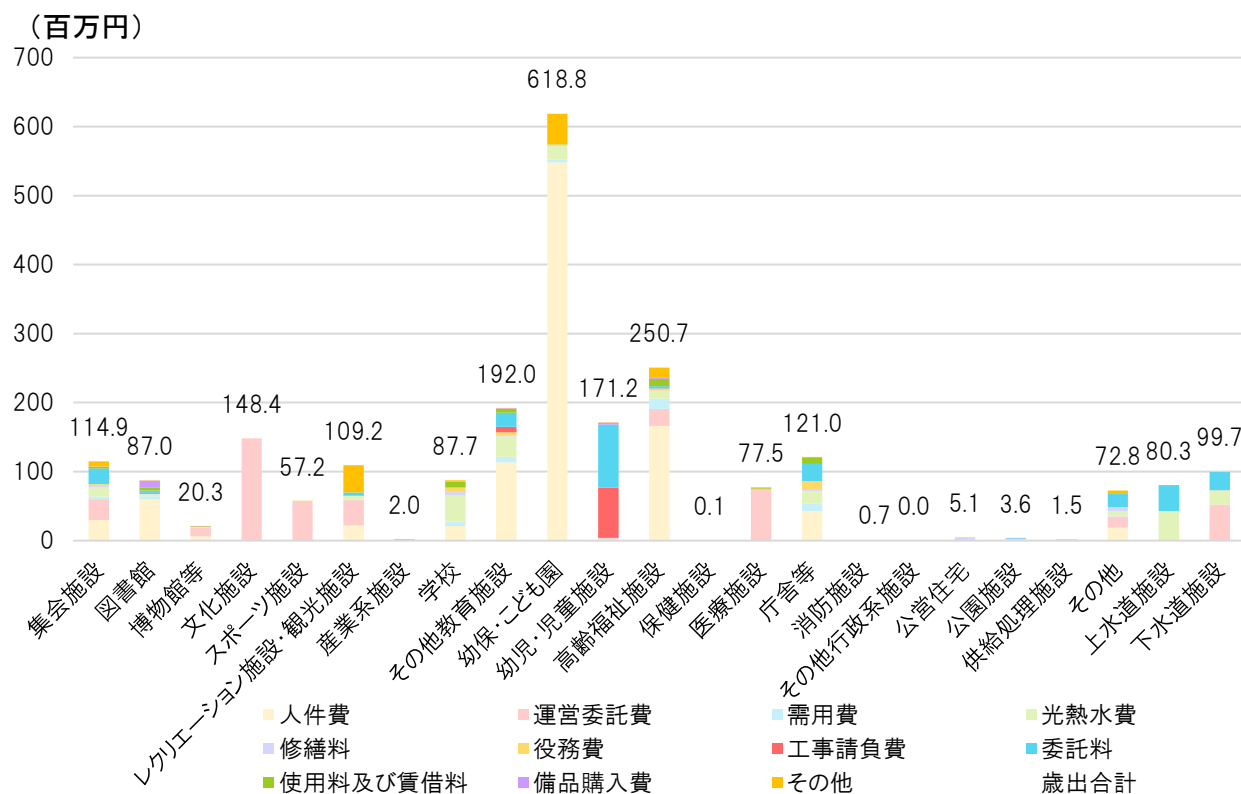


図 3-10 施設類型別の維持管理経費（令和元年度）

3-3 インフラ資産の現況

3-3-1 インフラ資産の状況

道路、橋りょう、上水道、下水道は、市民生活および社会経済活動の基盤となるインフラ資産であり、産業、文化、経済の発展に欠かせません。

また、インフラ資産は、施設の種類ごとに一定の更新期間を設定していますが、利用状況、設置された環境等により劣化や損傷の進行は異なり、施設によっても違います。現状では、これらの施設ごとの差異を把握し、寿命の精緻な評価を実施することは現状の技術では困難です。

そのため、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握していくことが重要であり、点検・診断結果に基づく必要な対策を効率的かつ効果的に実施し、近年頻発する自然災害時や平時からの安心・安全を確保するために、最適な維持管理を確実に推進していくことが重要となります。

表 3-7 インフラ資産の保有量

	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)
道路	432,806	2,284,726	-
橋りょう	3,988	21,995	385
上水道	381,743	-	-
下水道	416,814	-	-

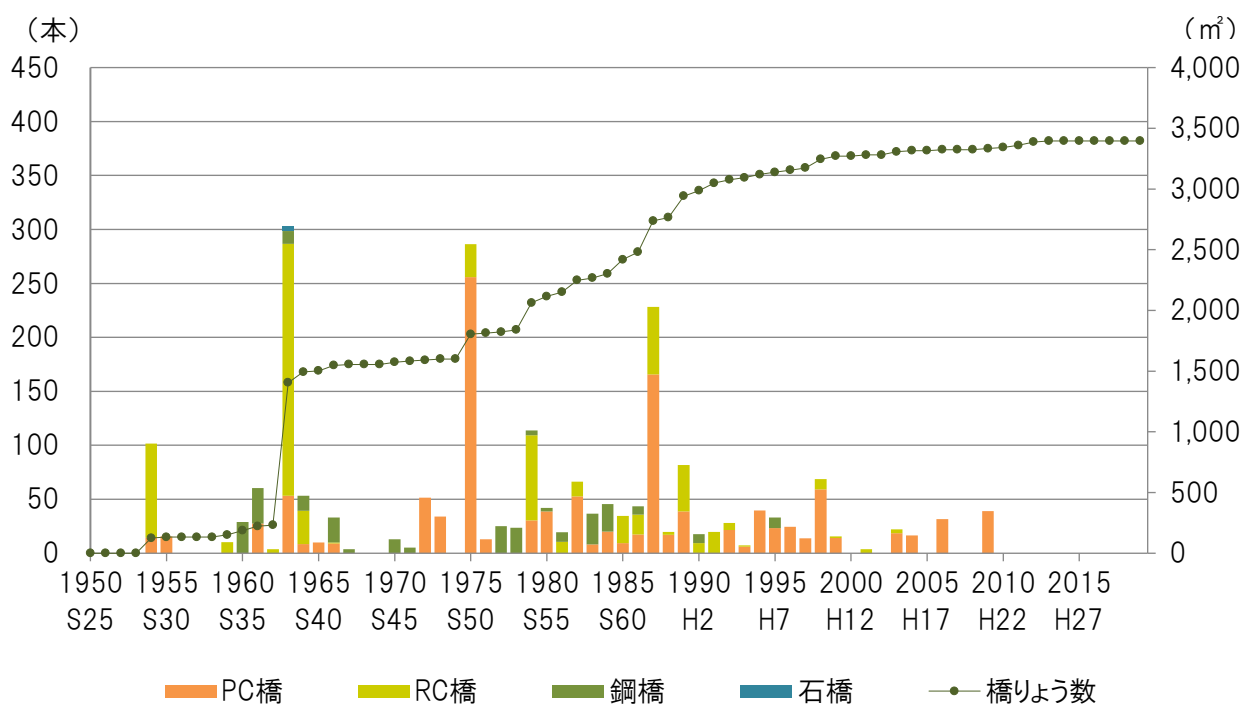


図 3-11 橋りょう累計本数と年度ごと種類別面積

※年度不明分は対象外としています。

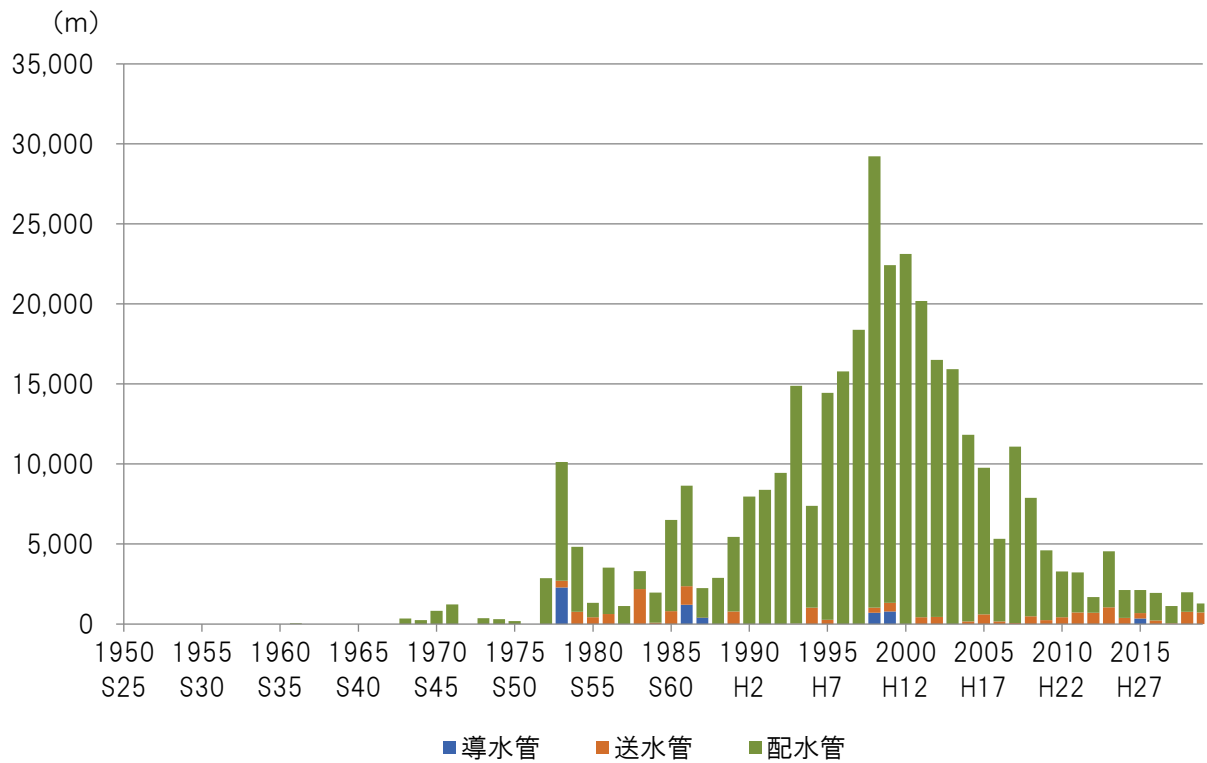


図 3-12 上水道 年度ごと管種別延長

※年度不明分は対象外としています。

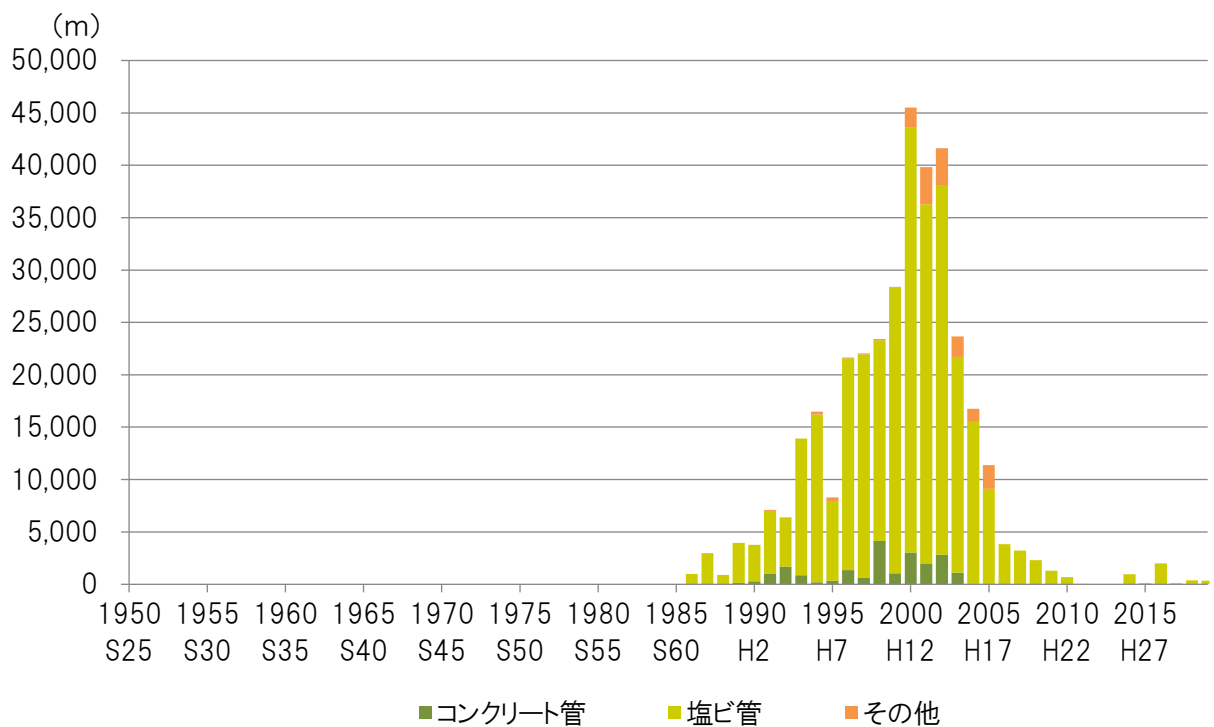


図 3-13 下水道 年度ごと管種別延長

※年度不明分は対象外としています。

4 公共施設等の将来の見通し

4-1 直近 10 年間の投資的経費の実績

直近 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）の投資的経費について、将来コストとの比較および本市の投資的経費の実績を把握するために、公共施設とインフラ資産の用途別に整理します。

整理の結果として、直近 10 年間の投資的経費の総額は約 364.0 億円であり、全体での年間平均は約 36.4 億円となります。内訳としては、公共施設が約 24.9 億円/年、インフラ資産は約 11.5 億円/年となります。

表 4-1 投資的経費実績（直近 10 年間）

		総額 (億円)	投資的経費実績 (億円/年)
公共施設		248.6	24.9
インフラ	道路	56.9	5.7
	橋りょう	2.3	0.2
	上水道	32.3	3.2
	下水道	23.9	2.4
	小 計	115.4	11.5
合 計		364.0	36.4

4-2 公共施設等の将来コストの見込み

本市が保有する公共施設およびインフラ資産に係る更新費用を、総務省で公表している公共施設等更新費用の試算ソフトで算出すると、今後 40 年間に必要となる費用は、総額約 2,139.2 億円（約 53.5 億円/年）と見込まれます。

本市の公共施設とインフラ資産に支出した投資的経費の費用（平成 22 年～令和元年の平均金額）実績は、約 36.4 億円/年となっており、今後必要と見込まれる費用と比べると、1 年当たりで約 17.1 億円不足すると見込まれます。

本市の財政規模では、将来的に約 53.5 億円/年の投資的経費を支出していくことは困難であり、公共施設については、市民サービスの質の低下を招かないことを前提に、更なる施設保有量の縮減に取り組む必要があります。インフラ資産についても、ライフサイクルコストの縮減を図るため、計画的に効率的かつ効果的な改修・更新に取り組む必要があります。

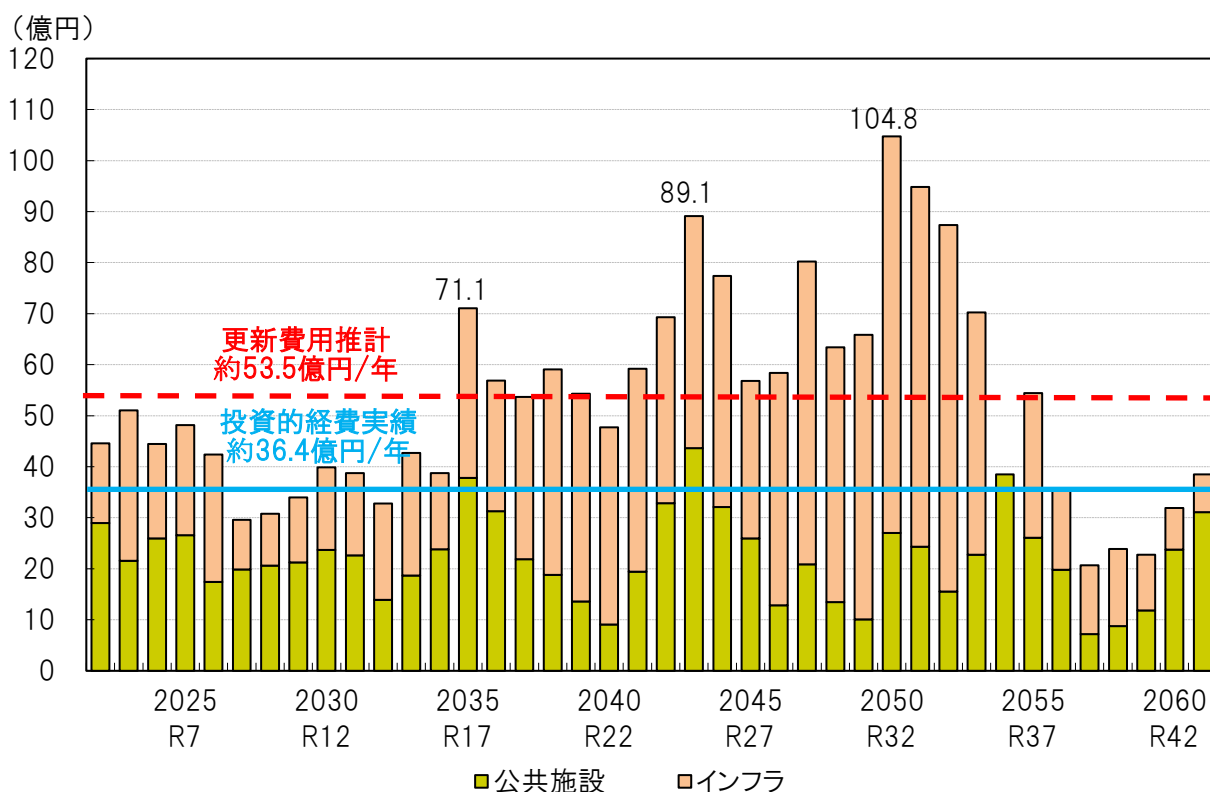


図 4-1 将来更新コスト試算結果（公共施設＋インフラ資産）

※インフラ資産の年度不明分は、各年の延長・面積で按分しています。

4-3 長寿命化対策した場合の見込み

市民サービスの質の極端な低下を招かずに、限られた財源で公共施設等を維持していくためには、定期的な点検・修繕による予防保全に努めるとともに、機能的な改善を図ることにより長寿命化を推進していく必要があります。本市では現在、以下に示す個別の長寿命化計画が策定されており、削減数値等を整理します。

表 4-2 本市における各種長寿命化計画の削減効果

	長寿命化計画	策定年月	削減効果
1	米原市学校施設長寿命化計画	平成 29 年 6 月	約 2.9 億円/年
2	米原市高齢者福祉施設等長寿命化整備計画	令和 2 年 3 月	約 0.6 億円/年
3	米原市橋りょう長寿命化修繕計画	平成 26 年 10 月	約 2.4 億円/年
	合計		約 5.9 億円/年の削減

各種長寿命化計画を踏まえ、前項の公共施設の耐用年数経過時に単純更新した場合の更新費用推計が約 53.5 億円/年に対して、長寿命化対策をした場合は、約 5.9 億円/年削減された約 47.6 億円/年となります。

単純更新費用推計：約 53.5 億円/年



長寿命化対策による削減効果：約 **5.9** 億円/年

長寿命化対策をした場合の更新費用推計：約 **47.6** 億円/年

投資的経費実績（36.4 億円）との差額：約 **11.2** 億円/年

(億円)

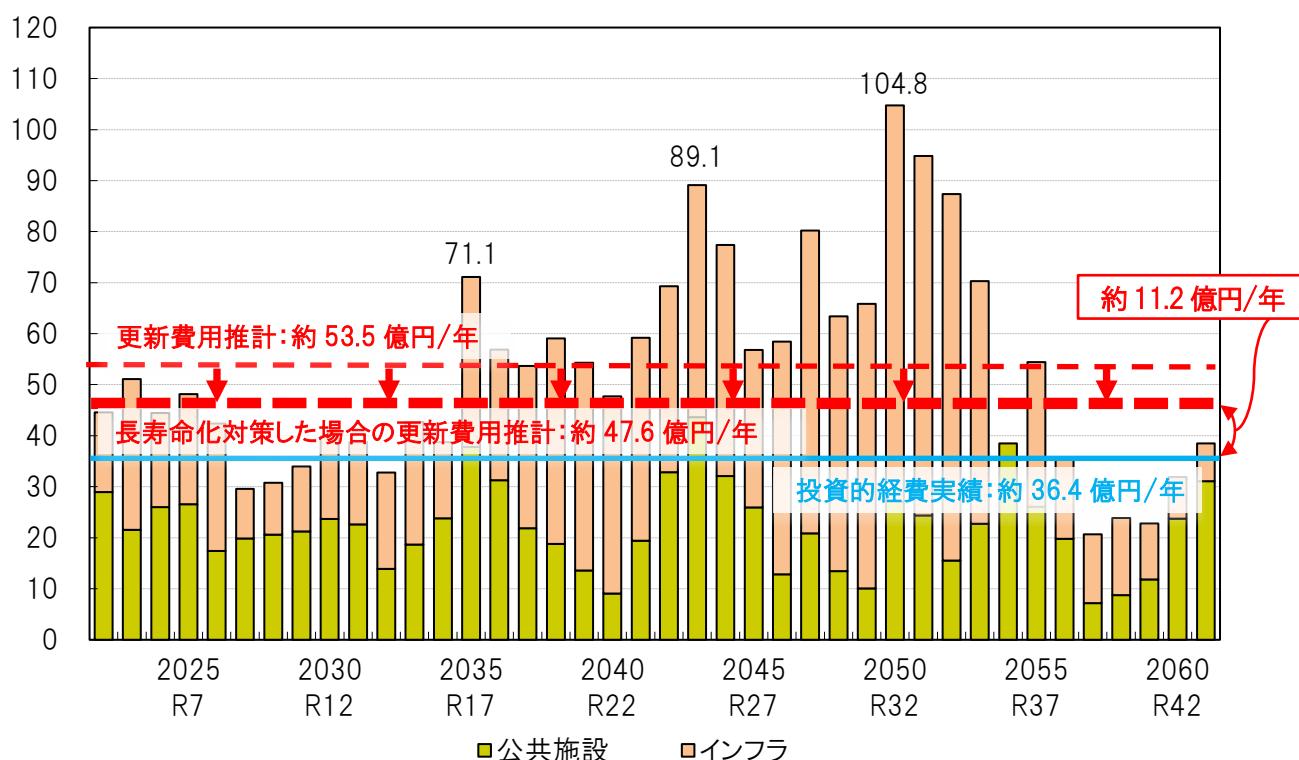


図 4-2 長寿命化対策による将来更新コスト削減の見込み

※インフラ資産の年度不明分は、各年の延長・面積で按分しています。

4-4 公共施設の将来コストの見込み

本市が保有する公共施設に係る更新費用を、総務省で公表している公共施設等更新費用の試算ソフトで算出すると、令和4年度（2022年度）から令和43年度（2061年度）までで総額約885.2億円、年平均で22.1億円の更新費用が必要であると見込まれます。

直近10年間の公共施設に係る投資的経費の平均額は24.9億円ですが、近年においては政策的投資をしていたものが多く、これからの人口減少等を予測した場合、投資的経費は更に減少することが見込まれます。

現状のままでは、将来にわたり、公共施設等が提供するサービスや機能を維持することが困難になり、必要な修繕・更新費が投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題となります。このため、施設の長寿命化等によって必要な修繕・更新費を縮減する必要があります。

（億円）

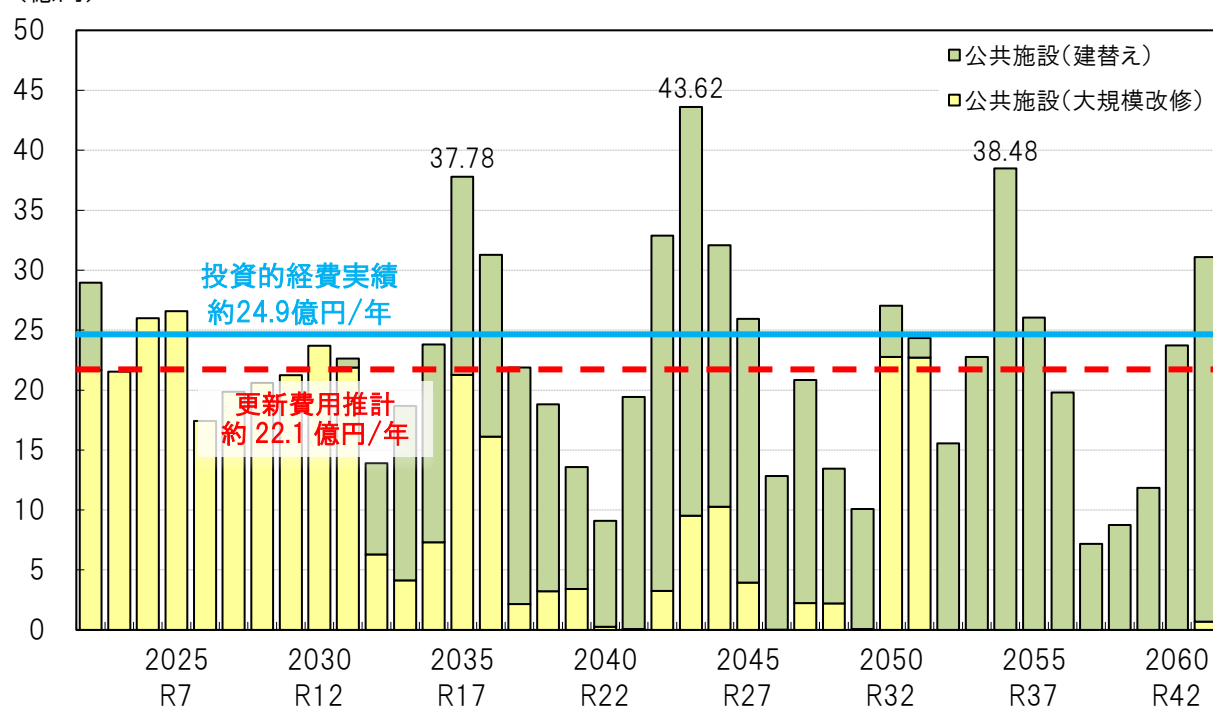


図 4-3 公共施設の将来コスト試算結果

【将来コスト試算の前提条件】

◆試算の前提条件として、以下の仮定に基づき試算を行いました。

- ・大規模改修を30年ごと、更新を60年ごとに行う。
- ・築31年以上50年末満の公共施設の大規模改修は未実施であると仮定し、今後10年間で均等に費用が発生すると見込む。
- ・築50年以上のものは、更新の時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に更新する。
- ・築61年以上の公共施設の更新は未実施であると仮定し、今後10年間で均等に費用が発生すると見込む。
- ・更新等の費用は、総務省調査による施設類型ごとの単価を使用する。

4-5 インフラ資産の将来コストの見込み

本市が保有するインフラ資産について、公共施設と同様に試算ソフトを用いて将来コストの見込みを算出すると、今後 40 年間で総額約 1,254.1 億円（年平均で約 31.4 億円）の更新費用が必要となります。内訳は、道路が約 287.9 億円、橋りょうが約 80.8 億円、上水道が約 374.2 億円、下水道が約 511.2 億円となっています。

本市がインフラ資産に支出した費用（平成 22 年～令和元年の平均金額）実績は、約 11.5 億円/年となっており、今後必要と見込まれる費用と比べると、約 19.9 億円/年の不足が見込まれます。特に、推計では令和 34 年（2052 年）に上下水道の更新費用の増大に伴い、実績を大幅に上回る費用が必要と見込まれます。この上下水道を計画的に更新・補修を行うために、費用の縮減・平準化を図りつつ捻出することが大きな課題となります。

（億円）

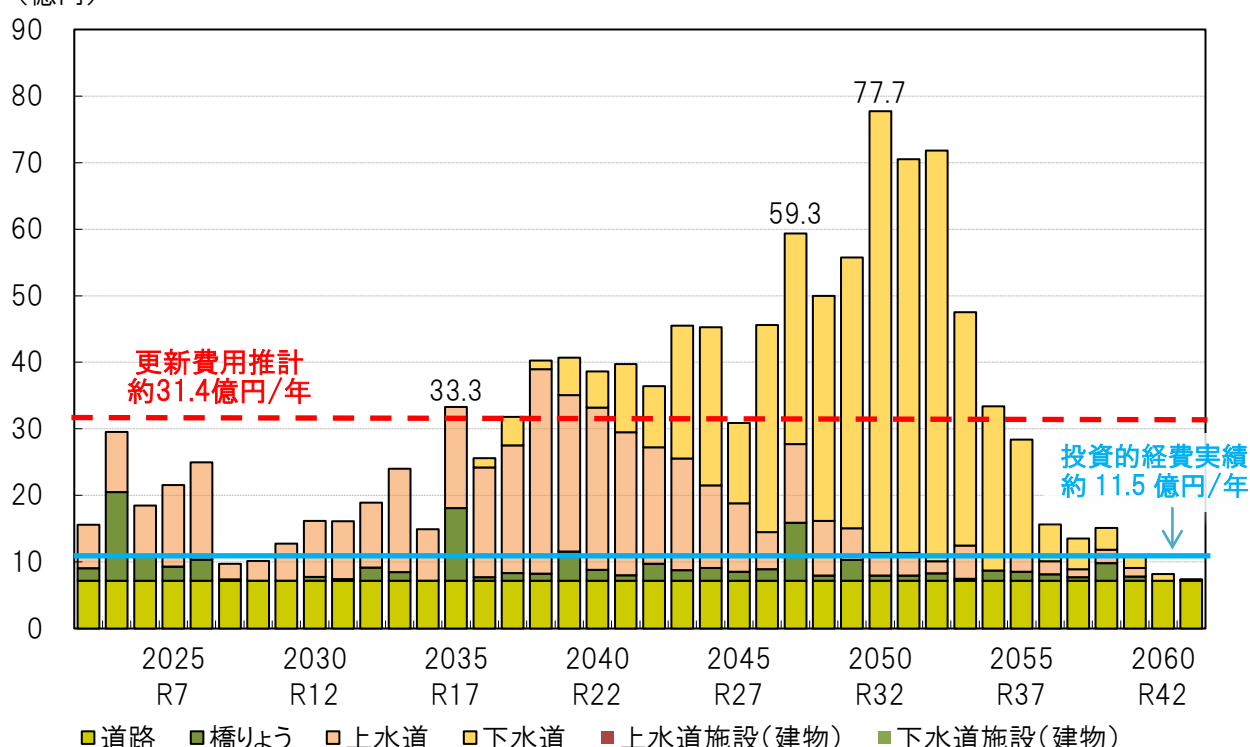


図 4-4 インフラ資産の更新に係る将来コスト試算結果

※インフラ資産の年度不明分は、各年の延長・面積で按分しています。

※道路の更新費用が一律となっているのは、道路の更新実施時期の把握が困難なため、道路総量に対して必要となる更新費用を、耐用年数の期間で均等に配分するためです。

【将来コスト試算の前提条件】

◆試算の前提条件として、以下の仮定に基づき試算を行いました。

- ・道路：15 年で舗装部分の打替え／橋りょう：60 年で架替え／
上水道管：40 年で更新／下水道：50 年で更新
- ・それぞれの施設（道路を除く施設）の更新期間以上の築年数が経過しているものは、更新が未実施であると仮定し、今後 5 年間で均等に行う。
- ・更新等の費用は、総務省調査による施設類型ごとの単価を使用する。

5 削減目標および計画期間

5-1 現状および課題に対する基本認識

本計画における削減目標および基本方針を示すために、前項までの内容を現状と課題に分けて整理します。

表 5-1 現状および課題に対する基本認識

	現 状	課 題
公共施設等	・合併に伴う影響から市民一人当たりの公共施設延床面積が多くなっている。 ・現状では築年数が30年を超える施設の割合は約48%に及んでおり、10年後は約68%になることが見込まれている。	・施設数が多く、かつ施設の更新時期の集中が予想される。 ・施設維持のための費用が増大すると予想される。
人口	・人口総数の減少とともに、少子高齢化を迎え、生産年齢人口は減少傾向にある。	・人口減少による利用者数の減少と、年齢構成の大幅な変化による市民ニーズの変化への対応が必要となる。
財政	・合併による特例措置の終了により、地方交付税の減少を受け、歳入の減少が見込まれている。	・生産年齢人口の減少による影響等、税収の減少が見込まれる状況に加え、少子高齢化による扶助費を含む義務的経費の増加等により、投資的経費に充てられる財源が減少する。

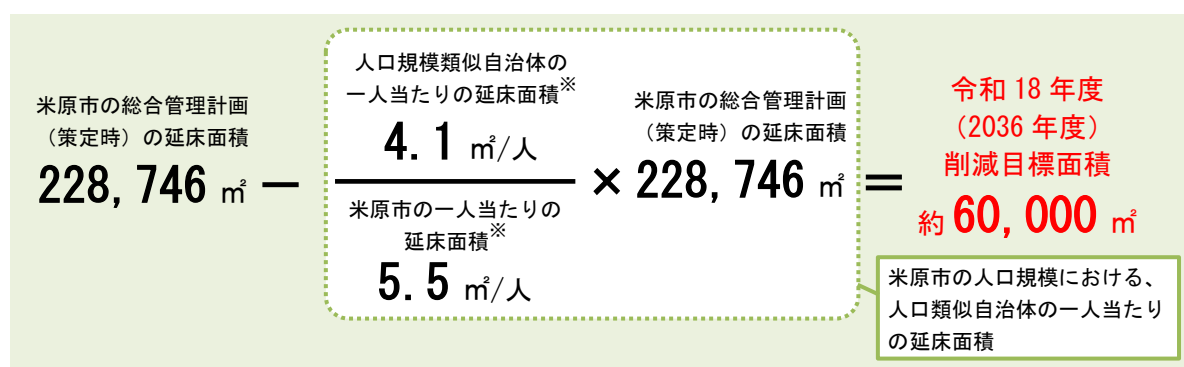
5-2 削減目標

5-2-1 公共施設の削減目標

本市の公共施設は、築 30 年以上経過した施設が約半数を占めており、将来コストの試算から建替えに係る費用は、今後更に増大することが見込まれています。そのため、早急な公共施設の適正化への取組が求められています。こうした状況を踏まえ、今後は従来の建替えを中心とした施設整備から、長寿命化改修による建物の長期使用へ方針を転換し、経費の抑制と平準化を目指します。さらに、市民ニーズと各施設のサービス提供の在り方について改善を行い、将来の人口構成の変化や地区のまちづくりと連動した公共施設の配置の中で、施設の統合や複合化、廃止などにより、令和 18 年度（2036 年度）までに施設総量（延床面積）の約 60,000 m²削減を目指します。

削減目標は、本計画の策定当初に市民一人当たりの延床面積から算出した数値目標を踏襲し、以下のとおりとします。ただし、施設の更新経費や維持管理等の動向、今後の公共施設を取り巻く様々な社会状況などを踏まえ、適宜見直しを図ることとします。

■ 総合管理計画（策定時）における数値目標



※総合管理計画（策定時）の出典：東洋大学 PPP 研究センター
「全国自治体公共施設延床面積データ（2012）」

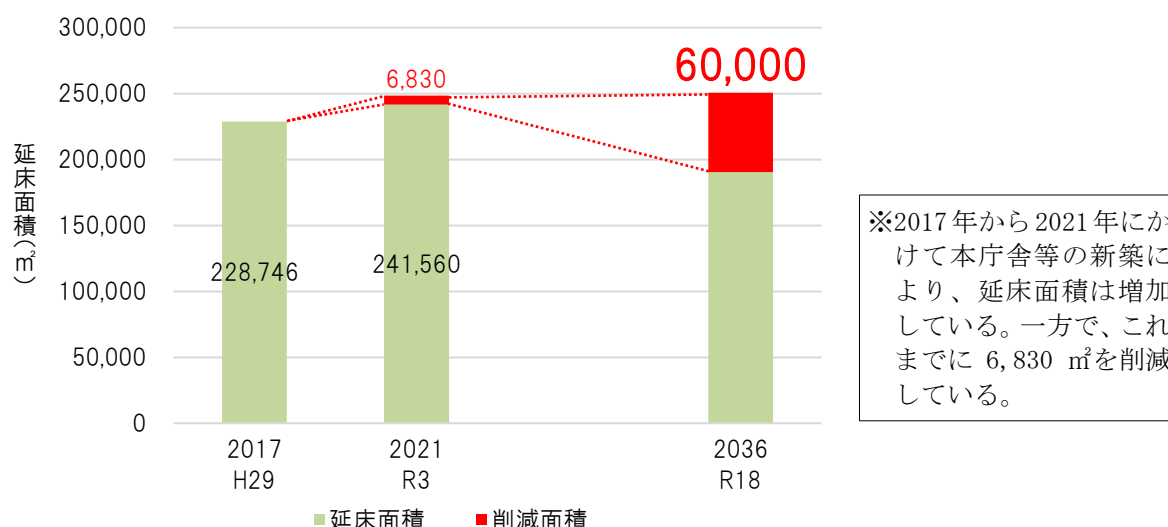


図 5-1 延床面積の削減イメージ

5-2-2 インフラ資産の削減目標

インフラ資産については、公共施設と比べても更新コスト試算結果が実績を大きく上回っているため、今後の大量、一斉更新への備えが必要となります。

このため、長寿命化計画に基づく維持管理等の効率化により、費用の縮減、平準化を図るための検討を行っていきます。

5-3 計画期間

公共施設等のマネジメントを実施するためには、中長期的な視点が不可欠となります。本市では、公共施設の建替えと、インフラ資産の更新費用が増加する時期は令和 17 年度（2035 年度）以降と見込まれています。

本市における計画期間は、上記の状況を考慮し、平成 29 年度（2017 年度）から令和 18 年度（2036 年度）までの 20 年間とします。

なお、本計画は、第 2 次米原市総合計画との整合を図ることから、総合計画と同様に原則として 5 年を目途に実態把握と中間評価を行っていきます。

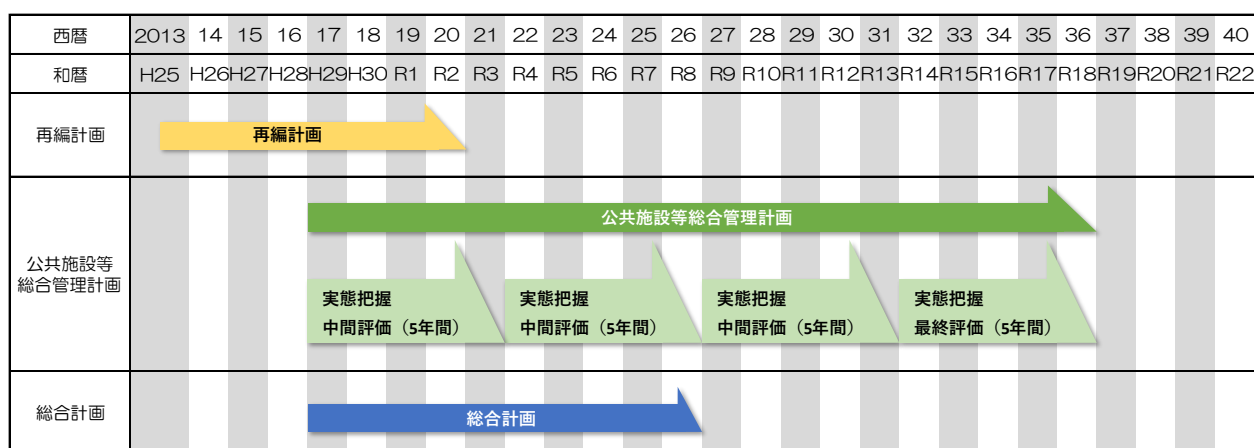


図 5-2 本市の計画策定・見直しの流れ

6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

6-1 計画の基本方針

6-1-1 基本方針

本市における合併した経緯、社会経済状況、公共施設等についての現状と課題を踏まえ、本市の規模に応じた適正な行政サービスを提供するため、公共施設およびインフラ資産についての基本方針を設定します。

表 6-1 公共施設の基本方針

公 共 施 設	(1) 総量の抑制と長寿命化によるコストの縮減
	施設の利用状況、コスト状況および建物性能に関する情報を把握し、施策上の必要性や代替の可能性を総合的に評価した上で統合や複合化、廃止などを実施します。また、維持する施設については、長寿命化対策による財政的な負担軽減を図ります。
	(2) 年齢構成やニーズの変化に応じた行政サービスの提供
	少子高齢化の進展に伴う年齢構成や住民ニーズの変化などに応じた中長期的な視点により、今後必要とされる施設機能を充実するなど総合的な行政サービスの維持・向上を図ります。
	(3) 協働の理念に基づく行政サービスの実現
	地元譲渡、民間譲渡、転用や PPP/PFI 等の民間活力を導入することにより、コスト抑制を図りつつ、受益者負担の適正化による施設使用料の確保等により、継続的に施設の機能やサービスの提供ができるよう、市民をはじめとした多様な主体との協働を図り、効率的・効果的な行政サービスの実現を目指します。

表 6-2 インフラ資産の基本方針

イ ン フ ラ 資 産	(1) 計画的な維持管理の実施による安全性の確保
	定期点検や保守、診断等の維持管理を計画的に実施することにより、安全性の確保を実現します。
	(2) 長寿命化による財政負担の平準化
	長寿命化の計画策定や実行によって、財政負担の平準化を図り、限られた財源の中で適切な維持管理、施設の改修・更新を実施します。
	(3) 広域連携等による新たなニーズへの対応
	周辺自治体との広域連携等による整備を推進し、総量や維持管理コストの削減と防災、バリアフリー化の向上を含めた検討を行います。

6-2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

6-2-1 実施方針

公共施設等を適切に管理するための実施方針を「点検・診断」、「維持管理・修繕・更新」、「安全確保」、「耐震化」、「長寿命化」、「ユニバーサルデザイン化」、「統合や複合化、廃止の推進」の観点で整理します。

なお、施設類型別の具体的な実施内容については、この実施方針や既存の長寿命化計画等と整合を図りながら個別施設計画等で決めていきます。

(1) 点検・診断の実施方針

公共施設等を安全で快適な状態で使用していくためには、建築基準法第12条やその他の法令等に基づき専門家が実施する定期点検に加え、施設管理者が実施する日常点検により、部位等の劣化状況を把握して、適宜修繕等を行うことが重要です。

そのために、対処療法的な保全（事後保全）ではなく、計画的な予防保全の視点で点検・診断を実施していくことが必要となります。点検・診断の際は、予防保全に有効な項目や方法等を整理したものを準備・活用することで、更に効率的かつ効果的に実施することとします。

点検・診断の実施結果・記録はデータベース化し、情報として蓄積・活用することで、効率的かつ効果的なマネジメントとPDCAサイクルの実現を図ります。

表 6-3 点検・診断のタイプ分類

維持保全タイプ		対象となる部位等	対処方法
予防保全型	時間計画保全型	目視等の日常点検では劣化の進行を把握することが難しい設備のうち、不具合が発生したときに安全・機能面での影響が大きいもの (例) 〔設備〕受変電設備、エレベーター等	耐用年数を考慮して、劣化が起きる前段階で計画的に修繕等を行う。
	状態監視※保全型	目視等の日常点検によって、ある程度劣化の進行を把握することが可能な部位等のうち、不具合が発生したときに安全・機能面での影響が大きいもの、または、その劣化が他の部位等の劣化に大きな影響を与え得るもの (例) 〔建物部位〕屋根防水、外壁等 〔設備〕給排水設備等	点検等により部位等の状態を把握し、劣化状況に応じて修繕等を行う。
事後保全型		不具合が発生しても施設運営にあまり支障がなく、迅速に対処できる部位等 (例) 〔建物部位〕内装、内部建具等 〔設備〕衛生器具等	不具合が発生した段階で修繕等を行う。

※安全に関わる部位等については優先的に予防的な保全を行う。その他の部位等については、施設の用途、劣化や不具合による影響度の大小によって優先順位を判断した上で実施する。

表 6-4 点検の種類

専門家が実施する 定期点検 (法令等に基づく点検)	建築基準法第12条に基づく点検 例) ・建築物の点検 (3年に1回) (屋上・屋根、外壁、避難施設等) ・建築設備の点検 (年に1回) (換気、排煙、非常用照明、給排水設備、防火設備) その他の法令等に基づく点検 例) ・消防設備の点検 (6か月に1回) ・エレベーターの点検 (月に1回)
施設管理者が実施する 日常点検	日常的な点検 例) ・屋上、バルコニー等の排水口の詰まりの点検 ・外壁、庇等の見上げ面等の劣化・損傷の点検 ・空調機器等の動作音の点検

(2) 維持管理・修繕・更新の実施方針

厳しい財政状況の中、施設を維持管理していく上で、建物を長く使うことが、今後建物に係る費用の縮減に効果があることから、適正な維持管理・修繕を図っていきます。

これまでの建物の維持管理は、対処療法的な不具合が発生してから修繕を行う事後保全でしたが、これでは建物の構造上重要な部分である躯体に影響を及ぼし、建物の寿命を縮めるだけでなく、修繕規模の拡大による工事費用の増大が懸念されます。

費用負担の軽減や平準化を目的として長期にわたって建物を使い続けるために、これまでの修繕・改修サイクルを見直し、構造躯体の目標使用年数の中間年で機能向上のための大規模改修、20年ごとに各部位の機能回復修繕を計画的に行うことが必要です。また、改修前には躯体の健全性を調査し、長寿命化する建物は機能向上を含めた大規模改修を実施します。

(3) 安全確保の実施方針

施設の安全確保には、日常的・定期的な点検・診断により公共施設等の劣化状況を把握するとともに、災害時に備えた安全性の確保が必要です。

点検・診断結果から劣化・損傷など安全面での危険性が認められた施設は、費用面・利用状況・優先度などを踏まえて、修繕・更新を実施することにより安全性の確保を図ります。老朽化した建物や供用廃止された公共施設は、取壊しや除却などの対策を講じることにより、安全性を確保します。

また、表 6-5 に示すように機能面、環境面にも留意します。

表 6-5 安全確保における検討項目

項 目	内 容
安全面	屋上や屋根を安全に点検・清掃ができるなど、維持管理のしやすさに配慮。その他、電球等の交換。修繕・改修時の足場の設置を容易にするなど。
機能面	将来の機能向上や複合（集約・多目的）化等への対応や、建築物の改修・更新が容易な構造とする。使用する部材は、ライフサイクルコスト（費用対効果）を考慮して耐久性の高いものを選択。
環境面	ライフサイクルコスト（費用対効果）を含め、環境負荷の低減に対応できるように検討する。
災害対応	地震や洪水・浸水、土砂災害等の災害を考慮し、特に避難所となる施設には必要となる防災機能を整備する。

（４）耐震化の実施方針

多くの市民が利用する公共施設等は、地震時に備えて耐震性が確保される必要があります。そのため、最新の耐震基準・耐震診断の結果を踏まえて、耐震性が十分でないものについては、耐震化に要する費用や利用状況等を考慮しつつ、耐震改修を実施します。

本市では特に「米原市既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、目標をもって耐震化に取り組みます。

（５）長寿命化の実施方針

各施設を長く安心して使用する長寿命化には、原状を回復するための「大規模改造」、機能を向上するための「長寿命化改修」を計画的に実施することが必要です。

こうした長寿命化の取組によって、財政負担の軽減・平準化のみならず、建物の機能や性能の低下を長期間放置することなく、求められている水準まで引き上げる機会を定期的に得ることができる効果もあります。

計画的な長寿命化の実施に向けて、本計画と整合した個別施設計画（長寿命化計画）の策定を推進します。また、既に個別施設計画（長寿命化計画）を策定している公共施設等は、計画に沿った長寿命化に取り組みます。

（６）ユニバーサルデザイン化の実施方針

長寿命化への改修に当たっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障がいの有無、国籍などの違いにかかわらず、誰もが使いやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

ユニバーサルデザイン化を推進するに当たり、平成 29 年 2 月に関係閣僚会議決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、全ての人が利用しやすい施設づくりに努めます。

(7) 公共施設における統合や複合化、廃止の推進方針

①統合や複合化、廃止における基本的な考え方

公共施設の統合や複合化、廃止に当たっては、用途廃止や更新時期を迎えた施設ごとに方針を定め、効果的な市民サービスの提供や維持管理経費の縮減または財源確保を図ります。なお、以下の示す順に検討することを基本とします。

A) 市による利活用

統合や複合化、廃止の検討に当たっては、既存施設を他の用途に転用するなど市有財産としての利活用を検討します。

B) 自治会や他の公共団体による利活用

市による利活用の見込みがなく、自治会や他の公共団体が公共・公益のために利活用する場合は、優先的に貸付けや譲渡を検討します。

C) 民間等との連携による利活用

A、Bによる利活用がない場合は、地域の課題解決に資する取組として、必要な施設整備を民間活力によって進めるため、民間等への貸付け・譲渡・売却を検討します。

②統合や複合化、廃止の分類

公共施設の統合や複合化、廃止に当たっては、用途廃止や更新時期を迎えた施設ごとに、「公益性（社会全体の利益）」と「市場性（経済的価値）」の2つの評価軸を基本に分類して整理します。

A) 「公益性」の評価軸

公共施設でのサービスがもたらす社会全体の利益または不特定かつ多数の者の利益を「公益性」とします。

B) 「市場性」の評価軸

公共施設の所在する立地条件・規模など個々の施設機能や経済的観点から評価した価値を「市場性」とします。

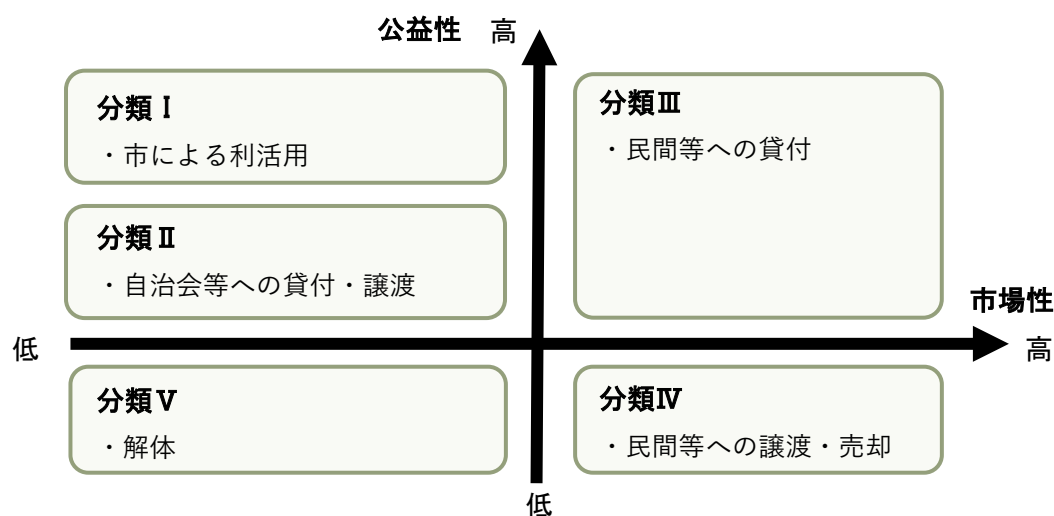


図 6-1 公益性と市場性との評価軸による整理

③統合や複合化、廃止の検討

評価軸により分類した施設は、次の検討を行うこととし、図 6-2 の手法例を用いて再編を進めます。

A) 分類Ⅰ（公益性が高いが、市場性は低い公共施設）

市による維持または転用によって今後も利活用する施設です。公共サービスに対して施設規模が大きい場合は、他の施設との統合や複合化を検討します。

B) 分類Ⅱ（公益性が高いが、市場性は低い公共施設）

自治会や他の公共団体による利活用として貸付け・譲渡（譲与）を検討します。

C) 分類Ⅲ（公益性が高く、市場性も高い公共施設）

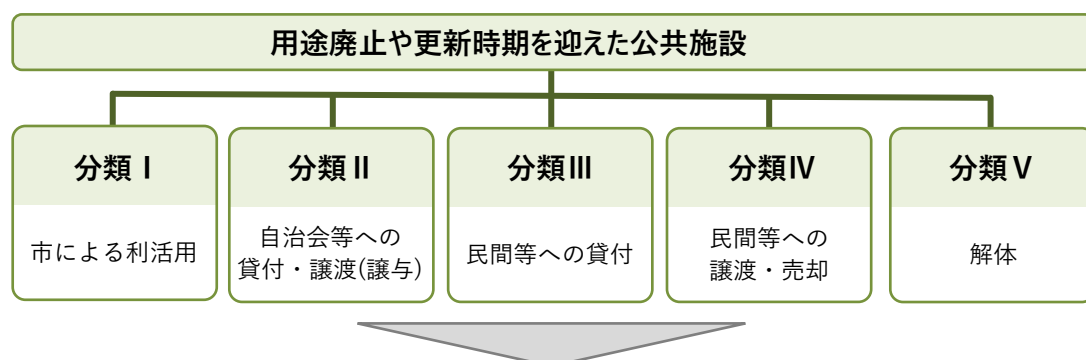
民間等への貸付けにより、民間活力を生かした地域振興に資する利活用を検討します。

D) 分類Ⅳ（公益性が低いが、市場性は高い公共施設）

民間等への譲渡や売却による維持管理経費の削減や財源確保を図ります。また、施設機能等に応じて、地域振興に資するための譲渡・売却を検討します。

E) 分類Ⅴ（公益性が低く、市場性も低い公共施設）

分類Ⅰ～Ⅳまで検討の上、施設の老朽度合いや利用状況から施設を評価して、倒壊のおそれのある施設から計画的な解体を検討します。



手 法		内 容
更新		老朽化等に伴い、機能が低下した建築物や構造物全体を同程度またはそれ以上の要求される機能に更新。
統合		同一の機能を持つ施設を一つに集約。
複合化		異なる機能を持つ施設を建築物の建替え等に伴い、同一の建築物に複合的に整備。
用途変更		施設の稼働状況の低下や空きスペースの増加が見られる建築物を異なる機能の施設用途に変更。
貸付	定期建物賃借	期間の定めのある建物の賃貸借。契約の期間終了後、貸主に物件が返還される。（借地借家法）
	無償貸付	無償での建物の貸付け。契約の期限終了後、貸主に物件は返還される。（借地借家法適用なし）
譲渡・売却	一般的な譲渡・売却	一般競争入札、指名競争入札。
	条件付き譲渡・売却	用途指定等の条件を設定した譲渡・売却。
	公募による譲渡・売却	公募により応募者から提案を審査・選定した譲渡・売却。
	無償譲渡（譲与）	無償での建物の譲渡。
解体		老朽化や施設の稼働状況が低下した建築物の解体。

図 6-2 公共施設再編の手法例

6-3 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

6-3-1 全庁的な取組体制

本計画は、庁内において情報収集・意見交換・検討をするとともに、庁外有識者からも意見をいただくことで、財政状況と行政サービスの両側面を考慮して策定しています。

今後は、本計画に基づいた全庁的な取組の推進を図るとともに、情報共有や技術部門と管理部門の連携強化、民間活力の活用検討などを行うために、庁内の横断的な組織体制を整備していきます。

また、公共施設の統合や複合化、廃止に当たっては、庁内での検討だけでなく、必要に応じて庁外有識者や利用者の意見を踏まえて検討します。

6-3-2 情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントを効果的・効率的に推進していくためには、施設情報を適切に管理・蓄積し、それらに基づいた施設の維持管理や整備を実施していくことが重要です。

今後は、各施設所管課において個別に管理している維持管理経費および利用状況に関する情報や、点検・修繕・建替え等の情報を一元管理し、各施設所管課がこれらを定期的に更新することで、継続的に施設の実態が把握できる仕組みを構築していきます。

6-3-3 フォローアップの実施方針

本計画で定めた内容を毎年度フォローアップし、進捗状況や取組成果を把握、検証します。また、公共施設等を取り巻く環境（利用者の動向・要望、施設の状況、市の財政状況、国、県の方針等）や施設整備・管理手法の変化にも柔軟に対応できるよう、適宜見直しを実施します。

総合計画の中間評価を想定している5年後に本計画の見直しを行い、以降もおおむね5年程度の期間で継続して見直しを実施します。

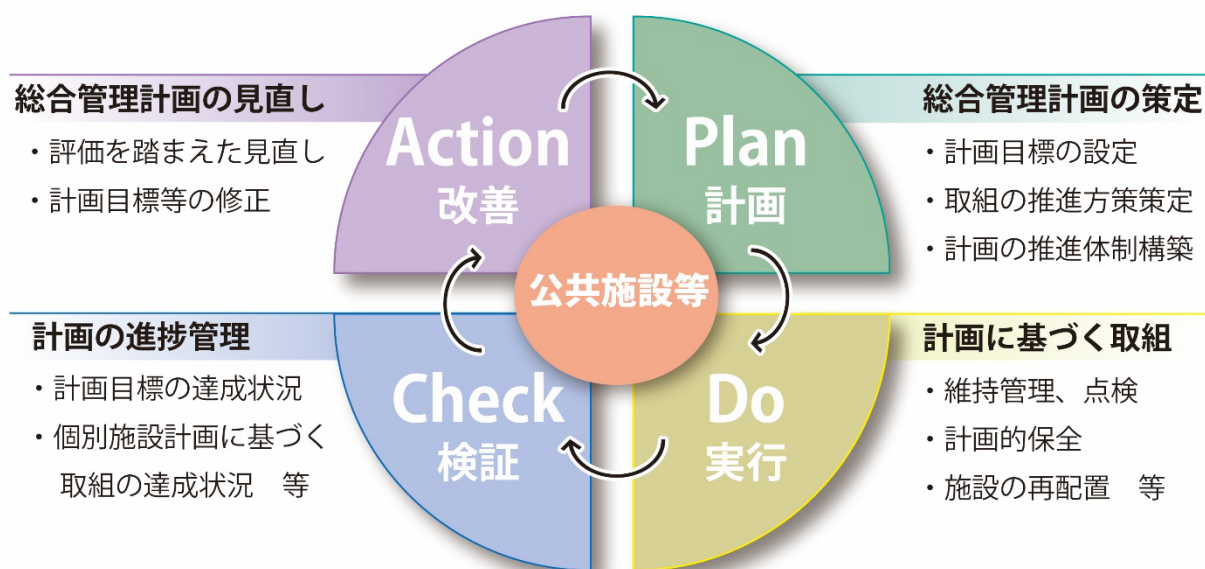


図 6-3 PDCA の概念図

6-3-4 議会および市民との情報共有

本計画の趣旨や内容について、議会および市民理解を得られるよう、本計画を本市公式ウェブサイト等に掲載し広くお知らせします。また、公共施設等の適正配置の検討に当たっては、議会や市民に対して随時情報提供を行い、市全体での認識の共有を図ります。

6-3-5 地方公会計（固定資産台帳）の活用

本市では現在、地方公会計（固定資産台帳）の活用について、固定資産台帳と市有財産台帳の2つのシステムを用いた運用をしています。今後は2つのシステムを連携していくことで、庁内の情報管理・共有を円滑にし、横断的な体制整備を図ります。

6-3-6 広域連携

人口減少や高齢化等の影響により各市町村が厳しい財政事情を抱える中、行政課題に効率的かつ効果的に対応するためには、今後更に近隣市町や関係自治体との連携が必要になります。公共施設等に対する多様なニーズに対応し、効率的な行政サービスが提供できるよう、施設の相互利用等、様々な手法について検討していきます。

6-3-7 地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

大規模改修や更新が必要となる時期を見据えて、利用・運営の状況、社会情勢の変化などを総合的に検証し、施設の規模や機能の適正化を図るほか、市民生活への影響や地域の実情、民間との役割分担を十分考慮しながら、都市計画等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることで、施設の統合や複合化、用途変更などの検討を行います。

7 公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設における施設類型は、総務省から提示されている分類を参考とし、本市の公共施設を下表に従って分類します。この分類を基に、公共施設等の維持管理や再編について基本的な方針を整理します。

表 7-1 公共施設の施設分類表

大分類	中分類
市民文化系施設	集会施設
社会教育系施設	図書館
	博物館等
	文化施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
	レクリエーション施設・観光施設
産業系施設	産業系施設
学校教育系施設	学校
	その他教育施設
子育て支援系施設	幼保・こども園
	幼児・児童施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設
	保健施設
医療施設	医療施設
行政系施設	庁舎等
	消防施設
	その他行政系施設
公営住宅	公営住宅
公園施設	公園施設
供給処理施設	供給処理施設
その他	その他
上水道施設	上水道施設
下水道施設	下水道施設

■ 建物構造の凡例

◎木造	: W	◎コンクリートブロック造	: CB
◎鉄骨造	: S	◎鉄筋鉄骨コンクリート造	: SRC
◎軽量鉄骨造	: LGS	◎プレストレストコンクリート造	: PC
◎鉄筋コンクリート造	: RC	◎プレキャストコンクリート造	: PCa

7-1 市民文化系施設

7-1-1 「集会施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
人権総合センターソーシャル・ キャピタルプラザ	RC	15	1,070.86	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
旧息郷地域総合センター三吉会館	RC	15	709.81	維持	転用(貸付)	廃止(譲渡)
旧和ふれあいセンター	S	16	422.79	維持	転用(貸付)	廃止(譲渡)
甲津原交流センター	W	25	442.90	転用(譲渡)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	廃止(譲渡)
市民交流プラザ(共有・ホール)	RC	20	6,407.42	維持	維持(直営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
天狗の丘	W	18	1,108.23	維持	維持(直営)	維持(直営)

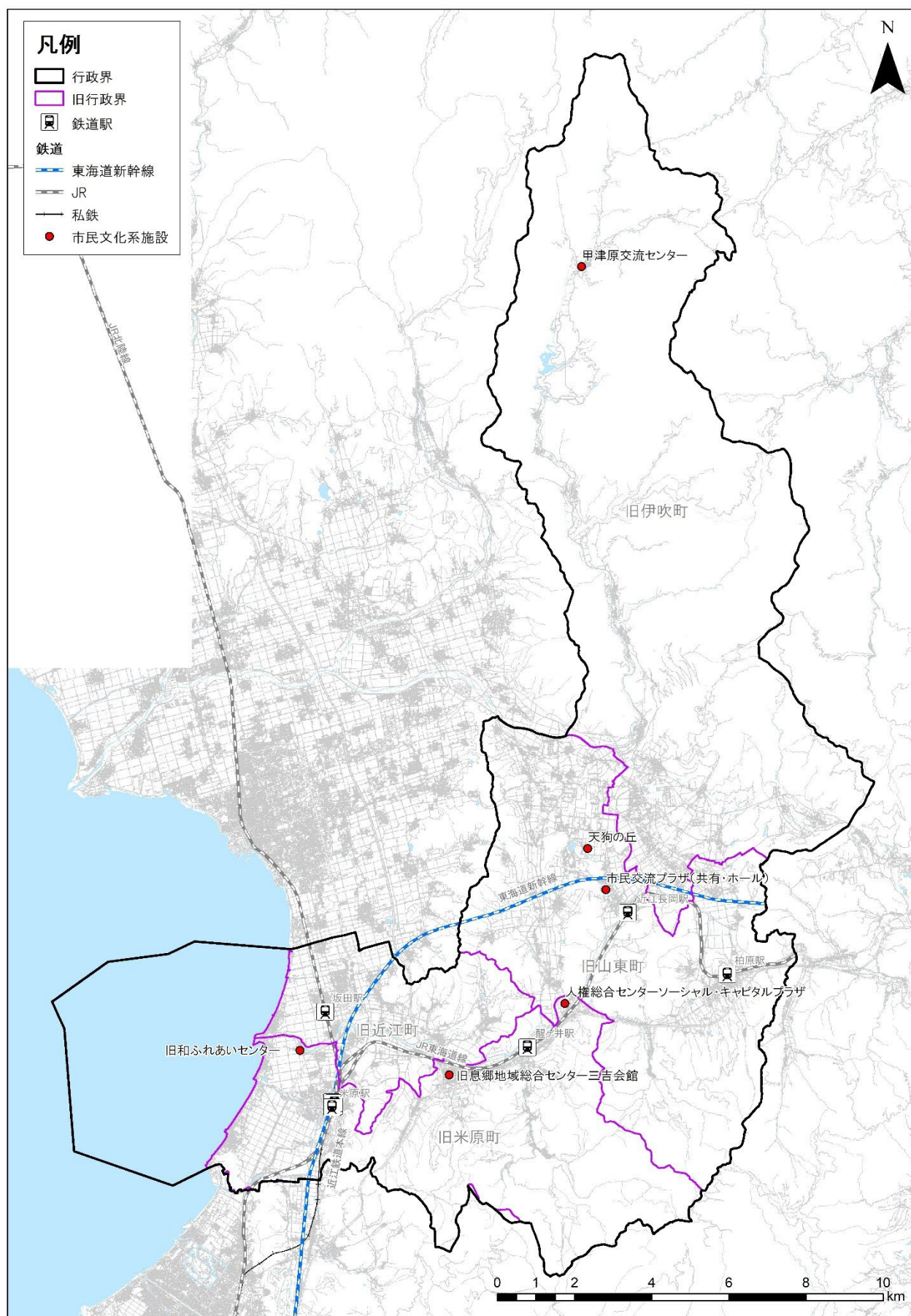
(現状と課題)

- ・人権関係施設として整備した3施設は、統廃合のため2施設を用途廃止しています。
- ・「市民交流プラザ」は、ホール、図書館、保健センターの機能を併せ持つ複合施設であり、これまで市の直営で管理運営をしています。
- ・「天狗の丘」は、山東幼稚園と一体的に市が直営で管理しています。公園部分を幼稚園の休園日に一般開放しており、子ども連れの利用者が多い施設です。

(今後の方針)

- ・地元自治会の集会所としての機能が強く、自治会等による利活用が見込まれる施設は、施設の老朽化の状況をみて、地元自治会へ譲渡します。
- ・「市民交流プラザ(共有・ホール)」は、指定管理者制度による管理運営により維持していきます。
- ・指定管理とする施設については、指定管理者により自ら収入が得られる仕組みを構築するよう促進し、指定管理料の削減に努めます。
- ・「天狗の丘」は、山東幼稚園と一体的に施設の在り方を検討します。

(市民文化系施設の位置図)



7-2 社会教育系施設

7-2-1 「図書館」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
市民交流プラザ (山東図書館)	RC	20	1,720.63	維持	維持(直営)	維持(直営)
近江図書館、はにわ館	RC	23	2,309.41	維持	維持(直営)	維持(直営)

(現状と課題)

- ・「山東図書館」を中心館、「近江図書館」を地域館として位置付け、市が管理運営をしています。
- ・耐震性能も問題はなく、バリアフリー化も対応済みとなっています。

(今後の方針)

- ・両図書館で、利用者のニーズに沿ったサービス水準を確保し、特色のある図書館運営を行い、施設を維持していきます。
- ・「近江図書館」は、絵画、文化財の展示や企画展の会場としても施設を有効活用します。

7-2-2 「博物館等」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
伊吹山文化資料館	RC	47	981.50	更新	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
柏原宿歴史資料館	W	(99)	679.58	維持	維持(直営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
川口家住宅 (旧醒井宿問屋場)	W	(99)	124.50	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
旧醒井郵便局局舎	W	107	147.00	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
歴史資料館(旧常喜医院)	W	(99)	575.35	—	維持(直営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)

※カッコ内の築年数は、詳細が不明であり概ねの築年数を記載しています。

(現状と課題)

- ・「伊吹山文化資料館」や「柏原宿歴史資料館」は、耐震診断が未実施であり、長寿命化の観点から施設の修繕や改修が必要になります。
- ・「柏原宿歴史資料館」は、貴重な美術工芸品を取り扱っていることから、市が管理運営しています。
- ・「歴史資料館(旧常喜医院)」は、建物が国の登録有形文化財に選定されており、耐震等の改修後に活用を予定しています。

(今後の方針)

- ・博物館等の建物自体に文化的価値がある施設は、維持していきます。
- ・コストおよびサービス面の観点から、博物館等の施設については、指定管理者制度により運営していきます。これまで市が直営管理してきた施設についても、収蔵品の管理や活用の在り方を整理し、指定管理者制度の導入を検討します。

7-2-3 「文化施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
伊吹葉草の里文化センター	RC	27	4,904.90	転用 (利用目的の変更)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
米原学びあいステーション	RC	38	2,641.97	転用 (利用目的の変更)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
山東学びあいステーション	RC	43	2,088.35	転用 (利用目的の変更)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
近江学びあいステーション	RC	19	4,098.79	転用 (利用目的の変更)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)

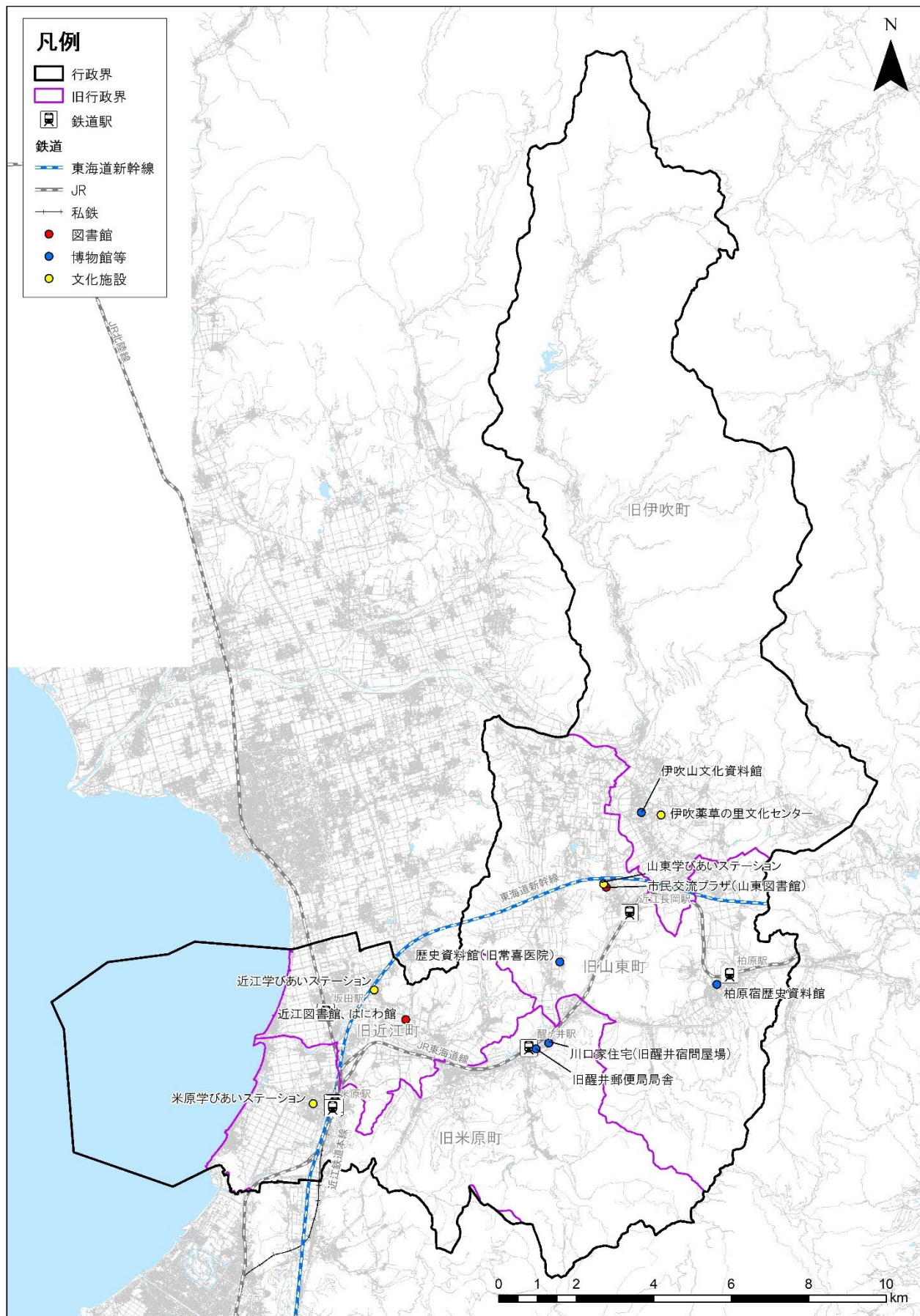
(現状と課題)

- ・令和3年4月から、各施設の公民館部分については、生涯学習機能を核とした「学びあいステーション」として、利用制限を緩和し、より使いやすい施設とするため利用目的を変更しています。
- ・「山東学びあいステーション」は耐震工事済みであり、空調設備の設置や照明のLED化を実施しています。
- ・文化施設は、各施設でコストを要している状況です。

(今後の方針)

- ・文化施設は、地理的条件を考慮し、当面は指定管理者制度により維持していきますが、施設の必要性や利用者の状況、施設の老朽化等を総合的に判断し、状況をみて統廃合についても検討します。
- ・指定管理とする施設については、指定管理者により自ら収入が得られる仕組みを構築するよう促進し、指定管理料の削減に努めます。

(社会教育系施設の位置図)



7-3 スポーツ・レクリエーション系施設

7-3-1 「スポーツ施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
伊吹B&G海洋センター	S	32	141.53	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
伊吹第1グラウンド	CB	42	231.50	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
伊吹第2グラウンド	W	16	12.00	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
山東B&G海洋センター	RC	37	2,119.52	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
山東グラウンド	S	9	54.65	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
市民体育館	RC	44	1,665.38	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
米原野球場	CB	38	53.74	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
すばーく米原	S	21	1,180.06	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
息郷体育館	RC	39	765.00	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(用途廃止)
近江グラウンド	S	41	58.35	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
双葉総合体育館	SRC	8	2,560.00	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
スキーポール等保管棟	S	44	27.00	—	維持(直営)	廃止(解体)
体育管理施設	W	(40)	205.18	—	維持(直営)	廃止(解体)

※カッコ内の築年数は、詳細が不明であり概ねの築年数を記載しています。

(現状と課題)

- ・スポーツ施設は、築 30 年を超える建物が多く、長寿命化のために多額の改修費用が必要となります。
- ・「伊吹 B&G 海洋センター」は、伊吹地区の小中学校でプールの授業に利用しています。
- ・「息郷体育館」は、他のスポーツ施設と比べて利用者数が低い施設となっています。

(今後の方針)

- ・利用者の多い施設は、計画的に施設の長寿命化を図り、指定管理等により維持していきます。施設の利用状況から存続する必要性の低い施設は、解体等により廃止します。
- ・「伊吹 B&G 海洋センター」は、学校授業等の利用状況を調査し、市全体のプール施設としての在り方や施設の必要性を検討します。
- ・「息郷体育館」は、体育館としての用途を廃止し、利用目的を変更した活用について検討します。

7-3-2 「レクリエーション施設・観光施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
伊吹の里公衆便所	W	8	82.58	—	維持(直営)	転用 (運営方法の変更)
いぼとり水湧水広場(便所)	W	18	18.75	維持	維持(直営)	維持(直営)
近江母の郷コミュニティハウス	RC	25	325.08	転用 (利用目的の変更)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	転用 (利用目的の変更)
近江母の郷文化センター	RC	32	2,739.02	転用(貸付)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	転用 (運営方法の変更)
グリーンパーク山東	RC	28	4,637.07	転用 (譲渡または貸付)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	転用 (運営方法の変更)
醒井コミュニティセンター	S	19	105.61	維持	維持(直営)	転用 (運営方法の変更)
醒井水の宿駅	S	19	1,324.29	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	廃止(売却)
醒ヶ井駅前公衆便所	CB	17	23.40	—	維持(直営)	転用 (運営方法の変更)
柏原診療所前トイレ	W	19	36.45	維持	維持(直営)	維持(直営)
天神水湧水広場(便所)	CB	19	7.32	維持	維持(直営)	維持(直営)
伊吹山1合目公衆便所	W	16	37.99	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹山3合目公衆便所	W	14	31.50	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹山6合目避難小屋	RC	14	20.00	—	維持(直営)	維持(直営)

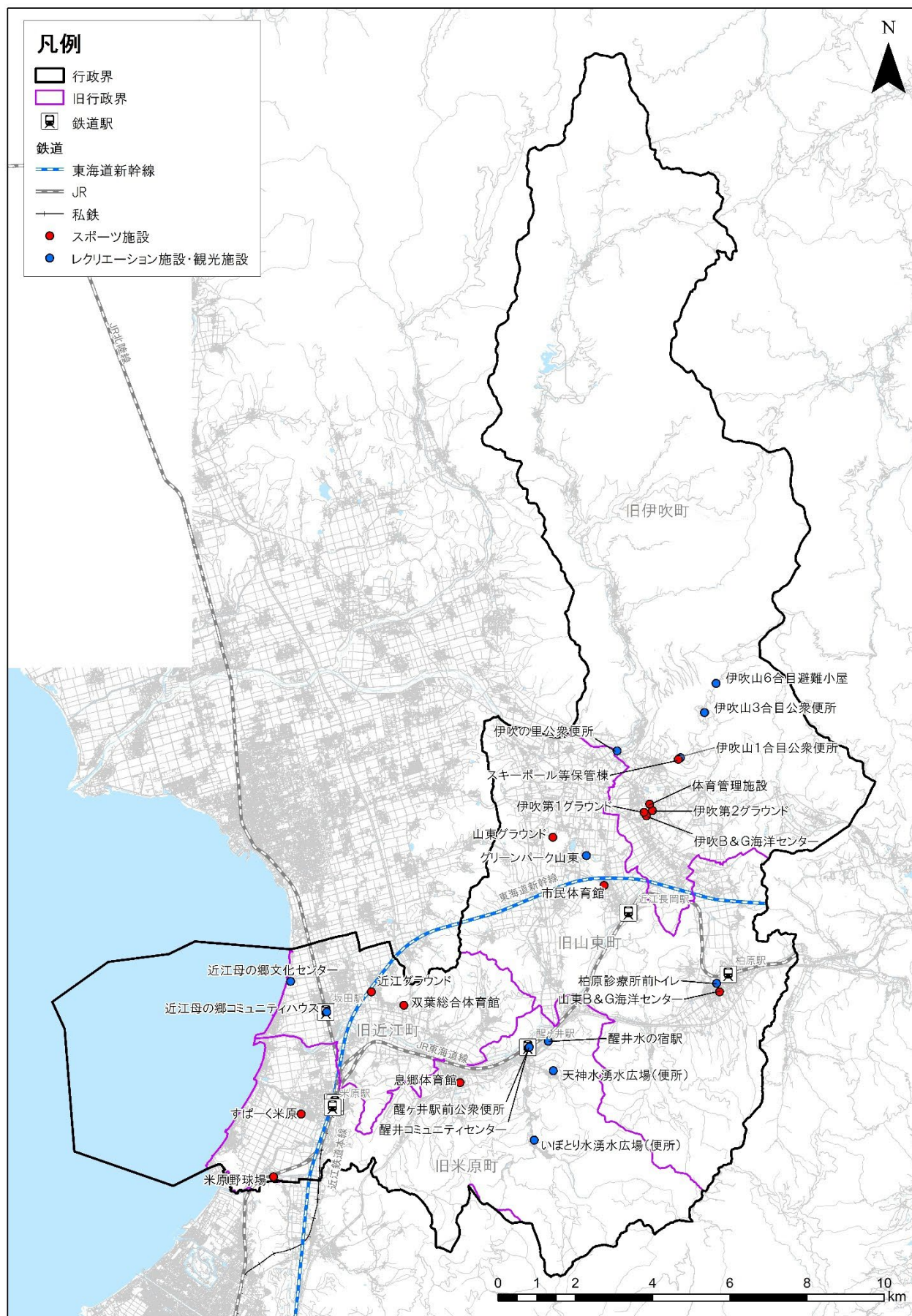
(現状と課題)

- ・レクリエーション施設・観光施設は、「近江母の郷文化センター」以外は築年数が30年を超える施設はなく、比較的新しい施設となっています。
- ・「醒井水の宿駅」は、建物の構造が特殊で、経年劣化の進行も早く、修繕では想定以上の工事費になる場合や、物理的に修繕が不可能な設備もあり、これまでの維持管理に多額の費用を要しています。

(今後の方針)

- ・観光施設に設置しているトイレ等の施設は、維持管理経費が節減できるよう、管理方法を検討し、維持していきます。
- ・施設の利用状況により所管課や運営者の変更が必要な施設は、施設の利用目的や利便性を考慮して見直しを行います。
- ・「近江母の郷コミュニティハウス」は、現在、高齢者の生きがいを育む場、地域の憩いの場として施設を活用していますが、条例の設置目的を鑑みて転用を検討します。
- ・「近江母の郷文化センター」および「グリーンパーク山東」は、令和4年度からPFI事業の対象施設とします。
- ・「醒井水の宿駅」は、施設の売却について検討します。

(スポーツ・レクリエーション系施設の位置図)



7-4 産業系施設

7-4-1 「産業系施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
地域資源活用施設 (旬彩の森)	W	16	908.51	転用(貸付)	転用(貸付)	転用(貸付)
柏原田園交流センター	S	18	364.50	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
農業集落多目的集会施設	W	24	294.84	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
転作大豆加工所	S	39	80.49	—	維持(直営)	廃止(譲渡)

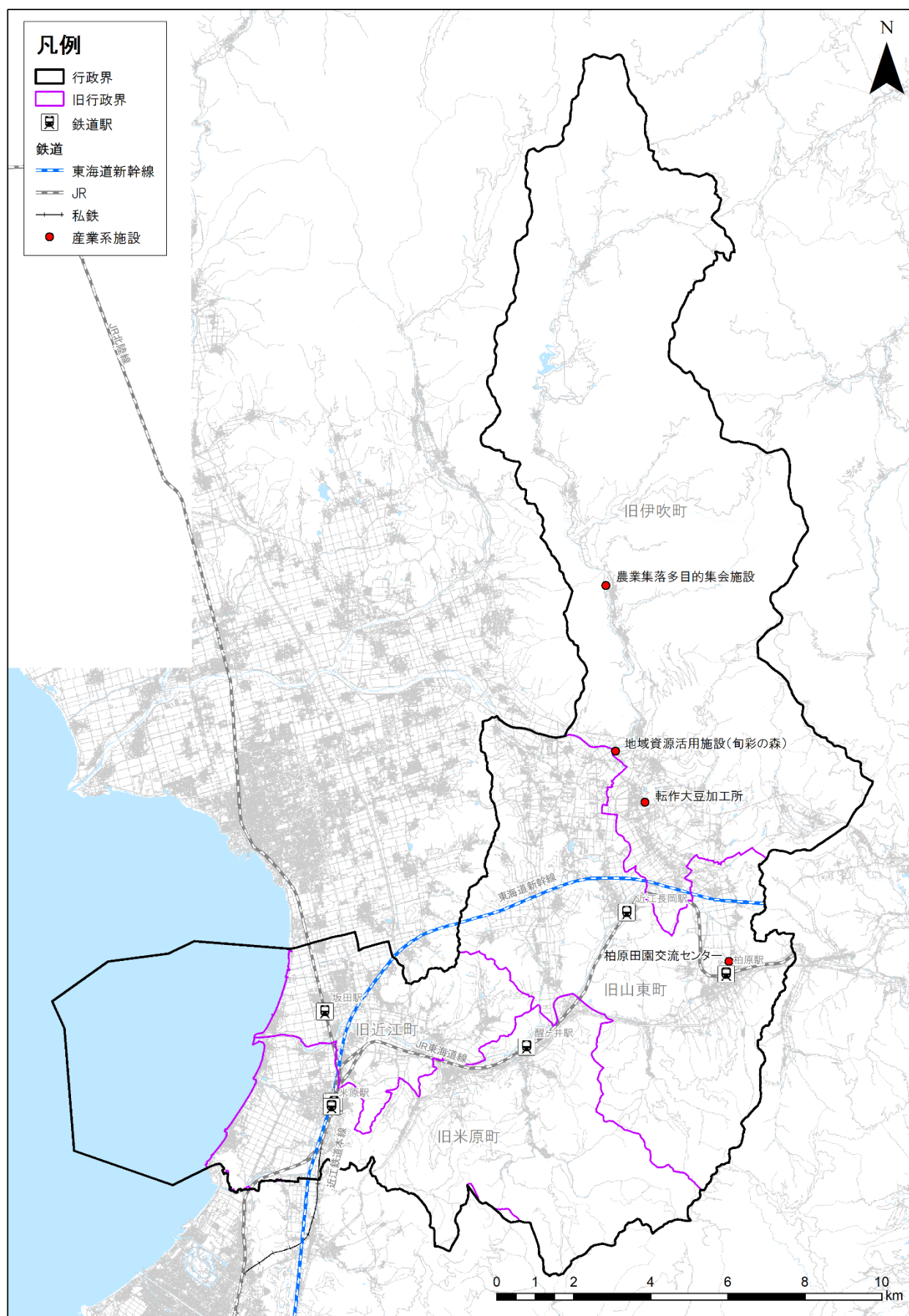
(現状と課題)

- ・産業系施設の「転作大豆加工所」以外の施設は、新耐震基準を満たしています。
- ・既存の産業系施設は、地域の産業振興や地域活性化を目的に整備された施設ですが、特に収益性の低い施設では、利用者が限定しており、減少傾向にあります。

(今後の方針)

- ・収益施設としての性質が強く、市が管理運営する必要性の低い施設は、施設の役割や運営方法等の方針を整理した上で、貸付けや運営方法の変更により転用します。
- ・地元自治会との関連性が強く、自治会等による利活用が見込まれる施設は、施設の老朽化の状況をみて、地元自治会へ譲渡します。

(産業系施設の位置図)



7-5 学校教育系施設

7-5-1 「学校」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
伊吹小学校	RC	45	2,229.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
春照小学校	RC	46	4,668.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
山東小学校	RC	25	4,438.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
大原小学校	RC	16	6,834.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
柏原小学校	RC	32	5,837.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
米原小学校	RC	35	7,157.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
河南小学校	RC	15	5,141.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
息長小学校	RC	44	4,451.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
坂田小学校	RC	42	5,450.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
伊吹山中学校	RC	38	6,219.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
大東中学校	RC	37	9,402.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
柏原中学校	RC	39	4,822.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
米原中学校	RC	25	8,257.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
河南中学校	RC	27	7,543.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
双葉中学校	RC	47	5,556.00	維持	維持(直営)	維持(直営)

(現状と課題)

- ・学校は、小中学校ともに築 30 年を超える施設の割合が多くなっていますが、耐震性を有しています。
- ・市内全体でみると小中学校の在籍児童生徒数は、近年では年間 50 人以上の減少傾向で推移しています。

(今後の方針)

- ・米原市学校施設長寿命化計画の方針に基づき、定期的な点検や修繕による予防保全に努め、施設を維持していきます。統廃合の必要性は個別計画により検討します。

7-5-2 「その他教育施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
東部給食センター	S	11	3,261.94	維持	維持(直営)	維持(直営)
西部給食センター	S	22	1,140.25	維持	維持(直営)	維持(直営)
教育のもり	W	16	43.04	転用 (運営方法の変更)	維持(直営)	維持(直営)
ウッドピアいぶき	W	19	1,015.50	—	維持(直営)	維持(直営)
河南小学校スクールバス待合所	—	8	18.35	—	維持(直営)	維持(直営)
春照スクールバス車庫	S	37	107.47	—	維持(直営)	維持(直営)
吉槻スクールバス車庫	S	(30)	65.00	—	維持(直営)	廃止(解体)

※カッコ内の築年数は、詳細が不明であり概ねの築年数を記載しています。

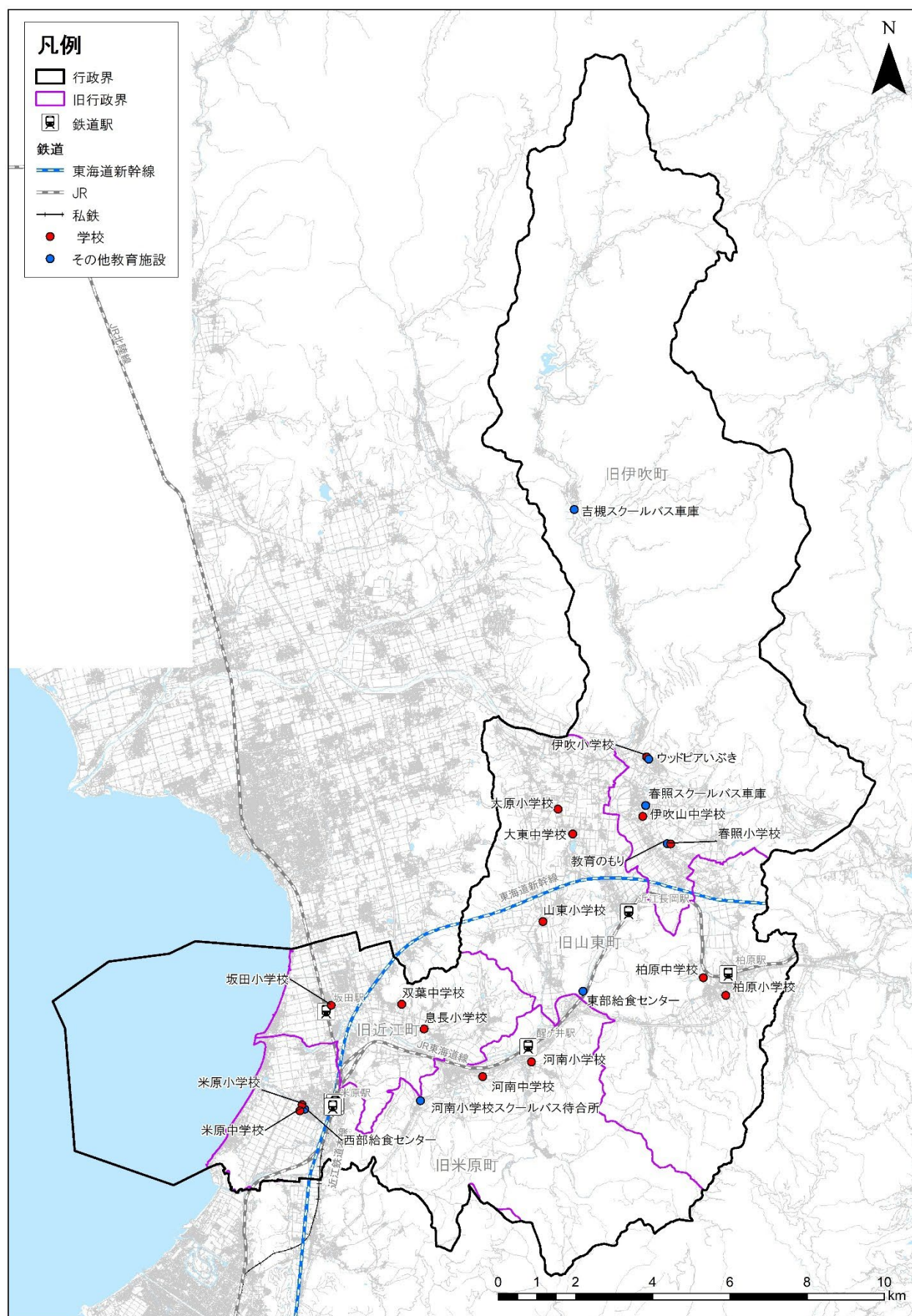
(現状と課題)

- ・春照小学校に隣接する「教育のもり」は、森林資源を生かした林業体験学習や自然観察学習ができる教育施設ですが、近年の利用機会は限られています。
- ・「吉槻スクールバス車庫」は、旧東草野小中学校の閉校に伴い、倉庫として利用しています。

(今後の方針)

- ・学校給食センターの2施設は、効率的かつ効果的な管理運営を行い、施設の維持管理経費の削減に努めます。
- ・教育施設として利用している施設は、市の管理により維持していきます。
- ・「教育のもり」は、学校の教育プログラムと連携するなど、施設の有効活用について検討します。

(学校教育系施設の位置図)



7-6 子育て支援系施設

7-6-1 「幼保・こども園」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
いぶき認定こども園	S	26	2,037.94	維持	維持(直営)	維持(直営)
おうみ認定こども園	S	6	6,047.21	—	維持(直営)	維持(直営)
かなん認定こども園	W	6	1,406.22	—	維持(直営)	維持(直営)
まいばら認定こども園	W	3	2,545.68	—	維持(直営)	維持(直営)
山東幼稚園	W	18	1,432.71	維持	維持(直営)	維持(直営)

(現状と課題)

- ・平成 22 年 3 月に策定した幼保一元化プランにより市立保育園・幼稚園の統廃合を行い、認定こども園を整備してきました。このため、市立認定こども園は、4 施設のうち 3 施設が築 10 年以内で新しい施設となっています。
- ・「山東幼稚園」の就園児数は、減少傾向にあります。園舎も築年数が 18 年を経過し、老朽化の進行が懸念されます。改修等の将来的なコストを考えると、園の在り方について検討が必要です。

(今後の方針)

- ・市立認定こども園は、継続して施設を維持していきます。
- ・「山東幼稚園」の在り方については、米原市幼稚園の在り方検討委員会で検討します。民間の保育園・認定こども園の状況を踏まえ、総合的に判断します。

7-6-2 「幼児・児童施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
山東児童クラブ (旧山東生涯学習センター)	RC	43	789.07	転用 (利用目的の変更)	維持(直営)	維持(直営)
大原児童クラブ (旧大原幼稚園・専用棟)	RC	30	520.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
米原児童クラブ (米原小学校内専用棟)	S	12	152.37	維持	維持(直営)	維持(直営)
米原児童クラブ (旧米原幼稚園)	W	18	1,232.00	維持	維持(直営)	維持(直営)
坂田第1児童クラブ (旧坂田診療所)	S	37	719.85	維持	維持(直営)	維持(直営)

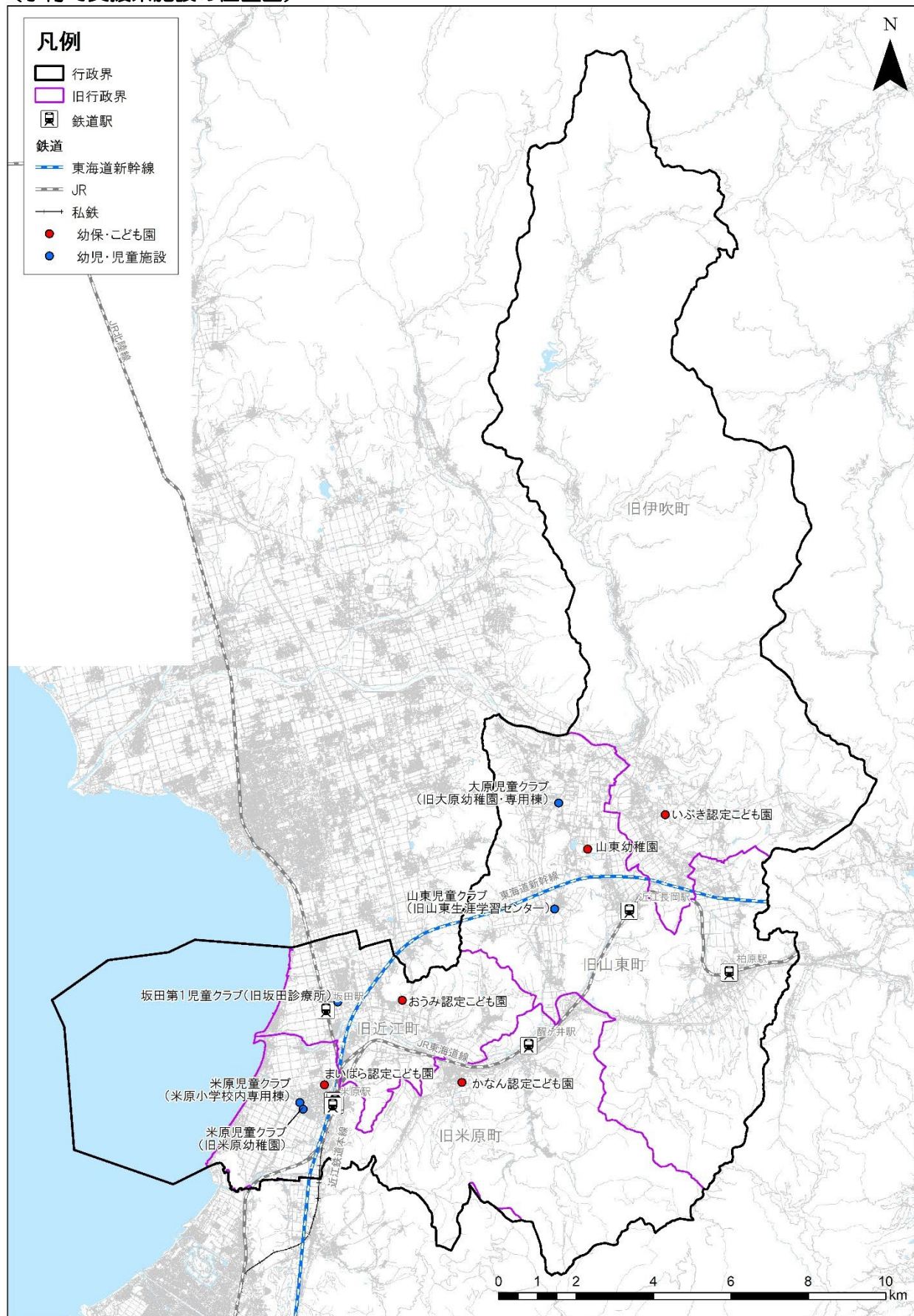
(現状と課題)

- ・児童クラブの専用棟は比較的新しい施設ですが、児童クラブは旧診療所や旧幼稚園等の用途廃止施設を活用しているため、施設を継続して活用するためには修繕や改修費用が必要になります。

(今後の方針)

- ・児童クラブは、既存の施設を活用していくことを基本とし、児童数に応じて柔軟に対応します。専用棟の整備は、将来的な施設の必要性を踏まえて慎重に判断します。

(子育て支援系施設の位置図)



7-7 保健・福祉施設

7-7-1 「高齢福祉施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
市民交流プラザ (デイサービスセンター)	RC	20	664.82	転用(貸付)	転用(貸付)	転用(貸付)
柏原福祉交流センター	W	(99)	239.85	転用(貸付)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	転用(貸付)
北部デイサービスセンター	RC	42	83.72	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	廃止(解体)
伊吹健康プラザ愛らんど (地域福祉センター)	S	21	1,383.79	—	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	転用(貸付)
伊吹健康プラザ愛らんど (デイサービスセンター)	S	21	432.50	転用(貸付)	転用(貸付)	転用(貸付)
米原地域福祉センターゆめホール (地域福祉センター)	RC	24	1,886.86	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
米原地域福祉センターゆめホール (デイサービスセンター)	RC	24	437.02	転用(貸付)	転用(貸付)	転用(貸付)
近江地域福祉センターやすらぎハウス (地域福祉センター)	RC	28	1,439.12	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	転用(貸付)
近江地域福祉センターやすらぎハウス (デイサービスセンター)	RC	28	430.50	転用(貸付)	転用(貸付)	転用(貸付)

※カッコ内の築年数は、詳細が不明であり概ねの築年数を記載しています。

(現状と課題)

- ・「北部デイサービスセンター」は、施設の老朽化が著しく、利用者数が少ない状況です。
- ・高齢福祉施設の利用者数は、全体的にみると緩やかな増加傾向にあります。

(今後の方針)

- ・デイサービス機能を持つ高齢福祉施設は、民間事業者への貸付けにより転用していきます。
- ・「北部デイサービスセンター」は、利用者の不便とならないように、代替施設ができ次第、解体する方針とします。

7-7-2 「保健施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
市民交流プラザ (保健センター)	RC	20	703.46	維持	維持(直営)	維持(直営)

(現状と課題)

- ・令和3年4月から市内に3施設あった保健施設（保健センター）を「市民交流プラザ」内に統合しました。

(今後の方針)

- ・市民に身近な保健サービスを総合的に提供できるよう、集約化した保健施設（保健センター）を維持していきます。

凡例

- 行政界
- 旧行政界
- 鉄道駅

鉄道

- 東海道新幹線
- JR
- 私鉄

- 高齢福祉施設
- 保健施設

0 1 2 4 6 8 10 km

7-8 医療施設

7-8-1 「医療施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
地域包括医療福祉センター (ふくしあ)	S	5	2,916.52	—	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
米原診療所	S	19	1,082.30	転用 (運営方法の変更)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
地域包括ケアセンターいぶき	RC	14	4,433.96	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
山東診療所	RC	43	76.72	—	維持(直営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
吉槻診療所	S	42	349.60	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	廃止(解体)
大久保出張診療所	S	40	55.57	廃止	維持(用途廃止)	廃止(解体)
板並出張診療所	S	(40)	24.57	廃止	維持(用途廃止)	廃止(解体)

※カッコ内の築年数は、詳細が不明であり概ねの築年数を記載しています。

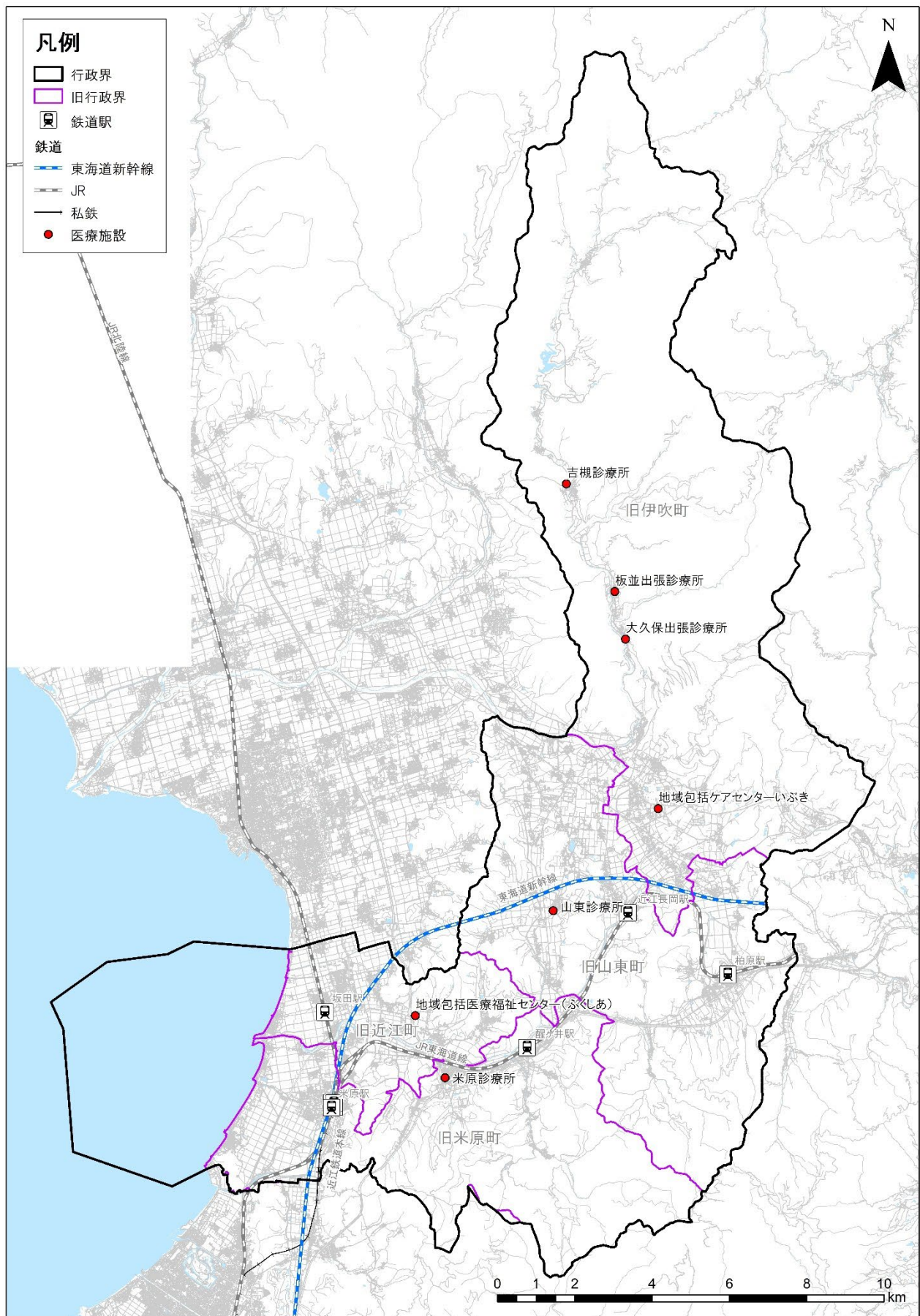
(現状と課題)

- ・「山東診療所」は、令和3年7月から指定管理による運営を開始しています。
- ・「大久保出張診療所」および「板並出張診療所」は、令和2年度に用途廃止しています。

(今後の方針)

- ・維持とする医療施設については、指定管理者制度を導入しながら運営していきます。
- ・「吉槻診療所」は、建物を解体し、診療所の機能は旧東草野小中学校へ移転します。
- ・既に用途廃止している「大久保出張診療所」および「板並出張診療所」は、建物の解体により廃止します。

(医療施設の位置図)



7-9 行政系施設

7-9-1 「庁舎等」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
本庁舎	S	0	12,580.64	—	維持(直営)	維持(直営)
山東支所	RC	35	5,036.38	—	維持(直営)	維持(直営)
米原庁舎	RC	51	2,671.99	—	維持(直営)	廃止(解体)
伊吹庁舎	RC	63	3,918.36	—	維持(直営)	廃止(解体)
近江庁舎	RC	39	2,990.50	—	維持(直営)	廃止(解体)

(現状と課題)

- ・旧町で建築された4庁舎は、築年数が30年から50年以上経過しており、老朽化が進行しています。「米原庁舎」、「伊吹庁舎」および「近江庁舎」は耐震性能に課題があります。また、ユニバーサルデザインへの対応が十分ではなく、利用し続けていくためには耐震補強等を含めた大規模改修または改築（建替え）が必要となります。

(今後の方針)

- ・「本庁舎」は管理方法を検討し、維持管理経費の削減に努めます。
- ・「山東支所」は、施設の有効活用のため、空きスペースの貸付けを検討します。
- ・「米原庁舎」は、建物を解体して廃止し、定住を促進するため住宅地への転換を図ります。
- ・「伊吹庁舎」および「近江庁舎」は、耐震性能や老朽化、維持管理経費のコスト面から建物を解体して廃止します。現在の市民自治センター機能については、市民のニーズを把握した上で、周辺施設の活用を含めて配置を検討します。

7-9-2 「消防施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
山東第1分団車庫	W	25	53.00	—	維持(直営)	維持(直営)
山東第2分団車庫	RC	28	28.00	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹第1分団車庫	S	21	84.00	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹第2分団車庫	S	23	84.00	—	維持(直営)	維持(直営)
米原第1分団車庫	S	33	107.74	—	維持(直営)	維持(直営)
米原第2分団車庫	S	36	100.54	—	維持(直営)	維持(直営)
米原第3分団車庫	S	21	128.00	—	維持(直営)	維持(直営)
米原第4分団車庫	S	35	105.42	—	維持(直営)	維持(直営)
近江第1分団車庫	S	26	38.56	—	維持(直営)	維持(直営)
近江第3分団車庫	S	16	38.56	—	維持(直営)	維持(直営)

(現状と課題)

- ・消防施設は、全ての施設で耐震性を有していますが、築年数が30年以上経過している施設もあり、これからの老朽化の対応が課題となります。
- ・近江第2分団車庫は、解体の方針である近江庁舎の敷地内に所在しています。

(今後の方針)

- ・消防施設は、消防活動の機能が低下しないよう配置し、地域において重要な施設として位置付けられる施設は維持していきます。
- ・近江庁舎敷地内の近江第2分団車庫についても、庁舎の解体時に配置を検討します。

7-9-3 「その他行政系施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
防災備蓄倉庫	S	(24)	36.00	—	維持(直営)	維持(直営)
米原防災備蓄倉庫	S	19	109.46	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹水防倉庫	S	20	163.00	—	維持(直営)	維持(直営)
近江水防倉庫	S	26	130.69	—	維持(直営)	維持(直営)

※カッコ内の築年数は、詳細が不明であり概ねの築年数を記載しています。

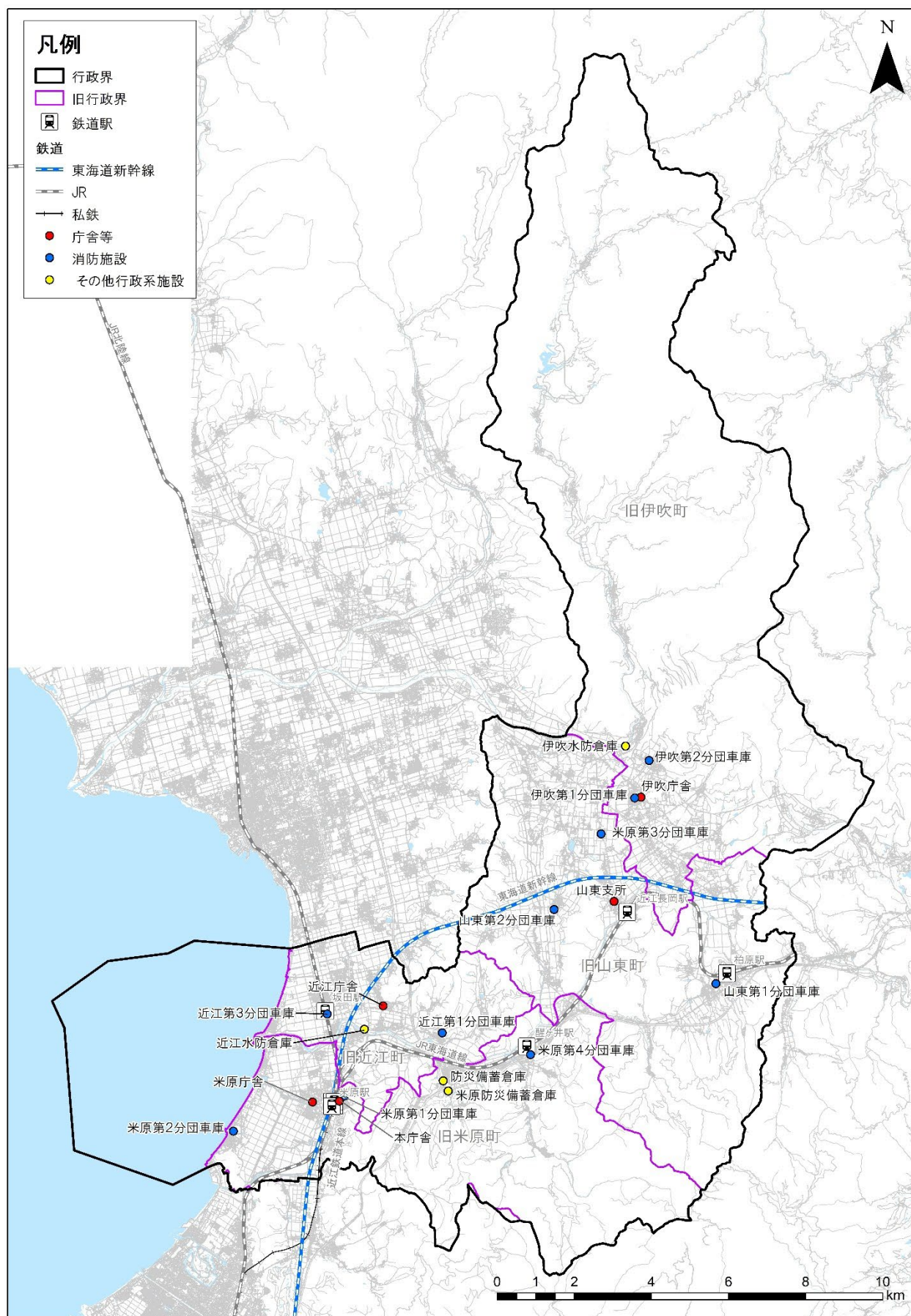
(現状と課題)

- ・その他行政系施設（防災・水防倉庫）は、全ての施設で耐震性を有しており、築年数は30年以下の比較的新しい施設です。今後、施設の長寿命化のための対策が必要です。

(今後の方針)

- ・その他行政系施設（防災・水防倉庫）は、防災機能が低下しないよう配置し、地域において重要な施設として位置付けられる施設は維持していきます。

(行政系施設の位置図)



7-10 公営住宅

7-10-1 「公営住宅」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
泉尻改良住宅 14 号	PCa	43	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
泉尻改良住宅 15 号	PCa	43	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
梅ヶ原公営住宅	W	12	223.58	維持	維持(直営)	維持(直営)
大町改良住宅 1 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 2 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 3 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 4 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 9 号	PCa	47	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 10 号	PCa	47	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 11 号	PCa	47	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 12 号	PCa	47	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 13 号	PCa	47	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 14 号	PCa	47	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 15 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 16 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 17 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 18 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 19 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 20 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 21 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
大町改良住宅 22 号	PCa	49	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
顔戸町市営住宅(1)	RC	23	396.45	維持	維持(直営)	維持(直営)
顔戸町市営住宅(2)	RC	23	237.87	維持	維持(直営)	維持(直営)
北原改良住宅 35 号	PCa	39	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 36 号	PCa	39	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 37 号	PCa	38	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 38 号	PCa	38	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 40 号	PCa	38	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 41 号	PCa	38	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 42 号	PCa	38	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 44 号	PCa	38	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 47 号	PCa	41	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 51 号	PCa	38	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 52 号	PCa	38	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 54 号	PCa	39	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
北原改良住宅 60 号	PCa	42	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
西羅改良住宅 23 号	W	13	75.51	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
西羅改良住宅 25 号	PCa	40	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
西羅改良住宅 26 号	PCa	40	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
西羅改良住宅 27 号	PCa	40	79.35	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(譲渡)
西羅改良住宅 29 号	PCa	46	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
西羅改良住宅 30 号	PCa	46	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
西羅改良住宅 31 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
西羅改良住宅 32 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良改良住宅 3 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良改良住宅 4 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良改良住宅 5 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良改良住宅 6 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良改良住宅 7 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良改良住宅 8 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良改良住宅 9 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良改良住宅 10 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良改良住宅 11 号	PCa	46	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良改良住宅 12 号	PCa	46	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
多良公営住宅	PCa	39	171.78	維持	維持(直営)	維持(直営)
西山公営住宅	PCa	43	277.35	維持	維持(直営)	維持(直営)
八竈改良住宅 33 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
八竈改良住宅 34 号	PCa	48	67.55	転用(譲渡)	維持(直営)	廃止(解体)
樋口公営住宅(1)	PCa	44	332.82	維持	維持(直営)	維持(直営)
樋口公営住宅(2)	PCa	44	332.82	維持	維持(直営)	維持(直営)
米原公営住宅(1)	W	16	318.72	維持	維持(直営)	維持(直営)
米原公営住宅(2)	W	16	239.04	維持	維持(直営)	維持(直営)
米原公営住宅(3)	W	16	79.68	維持	維持(直営)	維持(直営)

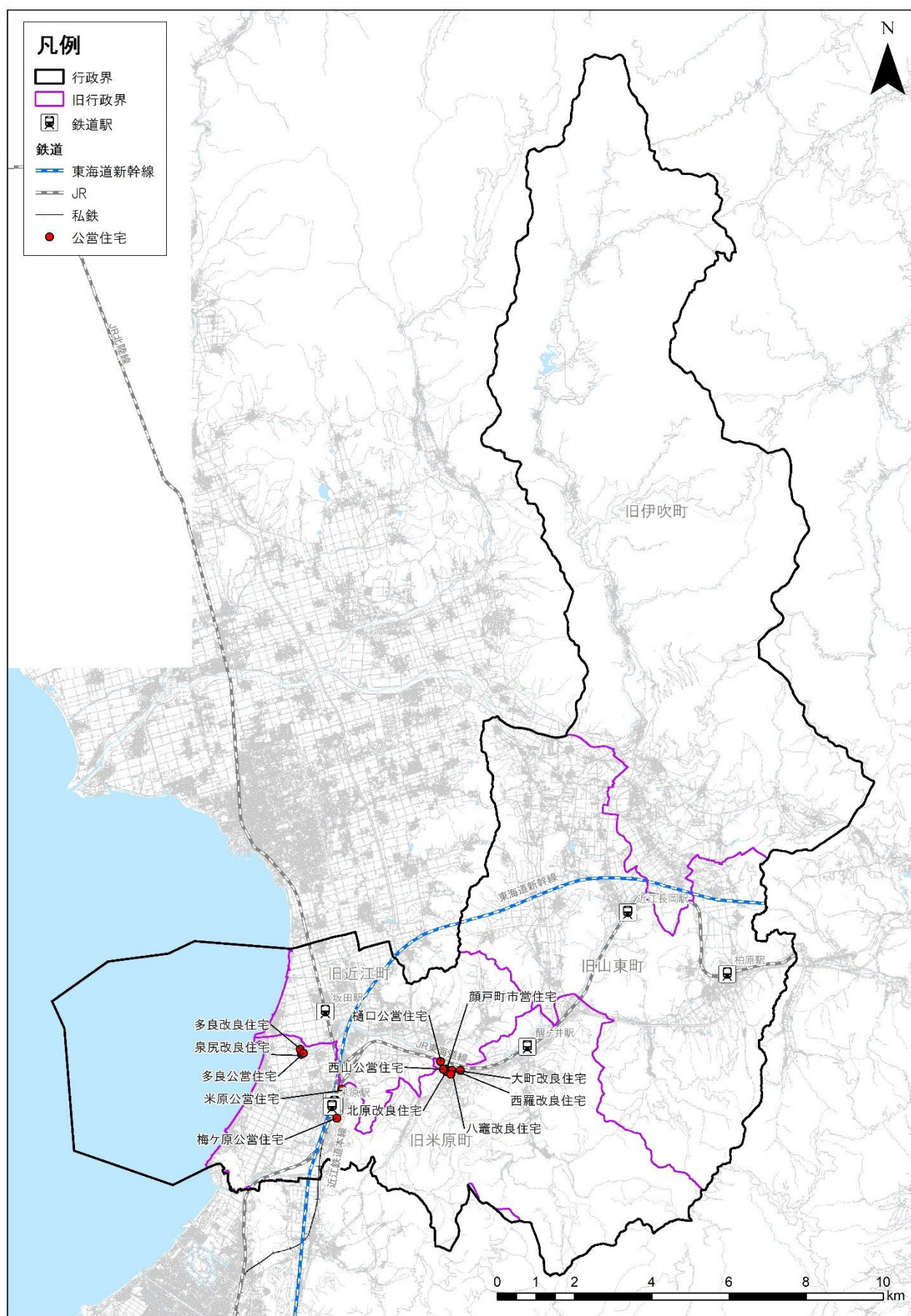
(現状と課題)

- ・一部の施設を除いて築年数が 30 年を超えています。特に改良住宅は、老朽化が進み、入居者のいない住宅の修繕も必要なため、市の財政負担となっています。

(今後の方針)

- ・公営住宅・市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進のため、維持していきます。
- ・改良住宅は入居者が希望し、条件が整った住宅は譲渡していきます。入居者がなく、今後の利活用が見込まれない住宅は、解体により廃止します。

(公営住宅の位置図)



7-11 公園施設

7-11-1 「公園施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
蓮原農村公園(東屋・便所)	W	(20)	17.00	転用 (運営方法の変更)	維持(直営)	転用 (運営方法の変更)
朝妻緑地(東屋・便所)	W	36	22.96	維持	維持(直営)	維持(直営)
柏原緑地(東屋)	W	14	4.32	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(直営)
園原児童公園(東屋)	W	10	9.00	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(直営)
米原駅西部第1児童公園 (便所)	—	(30)	2.80	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(直営)
米原駅西部第2児童公園 (便所)	—	(30)	0.94	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(直営)
米原駅西部第3児童公園 (便所)	CB	(30)	13.34	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(直営)
米原駅西部第4児童公園 (便所)	—	(30)	0.93	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(直営)
米原北公園(東屋・便所)	W	13	16.42	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(直営)
米原南公園 (シェルター・便所)	S	11	16.42	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(直営)
湯谷公園(便所・東屋)	W	11	29.74	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(直営)
番場多目的広場用地 (東屋・便所・倉庫)	W	3	66.01	—	維持(直営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
賀目山児童公園(倉庫)	S	(40)	1.46	維持	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持(直営)
双葉公園 (便所・運動用倉庫)	S	7	34.67	—	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)

※カッコ内の築年数は、詳細が不明であり概ねの築年数を記載しています。

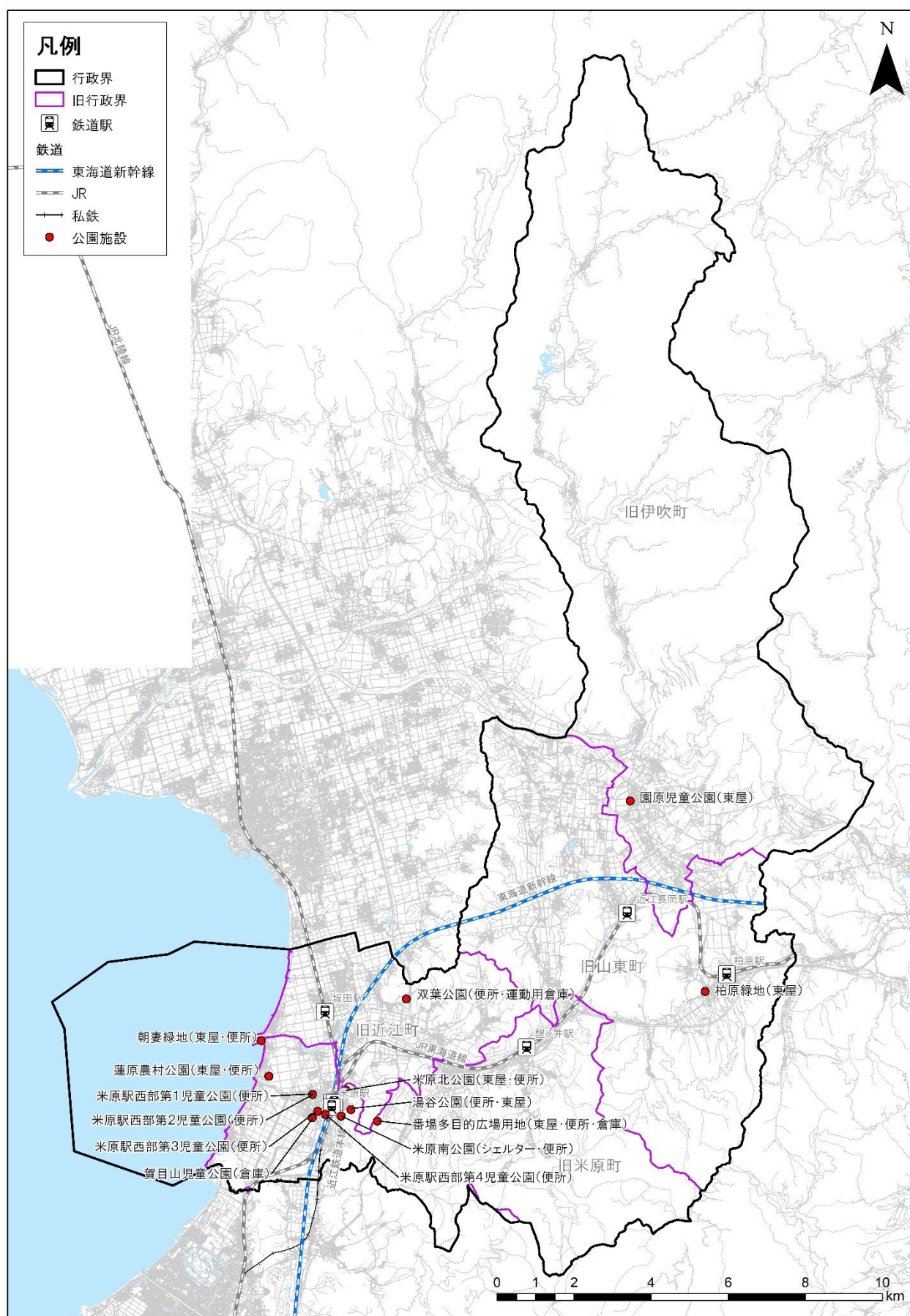
(現状と課題)

- ・地元自治会を指定管理者として管理している公園がありますが、実質は管理委託と変わらない状況であるため、管理方法について見直しが必要です。
- ・「蓮原農村公園」については、農村公園としての位置付けで、市が直営で管理しています。

(今後の方針)

- ・公園は、都市公園法に基づき管理しており、公園広場と一体的に施設を管理します。
- ・都市公園としての機能と役割が発揮できるよう、適正な管理方法を検討します。
- ・「蓮原農村公園」についても、他の公園と同じく適正な管理方法となるように運営方法を見直します。

(公園施設の位置図)



7-12 供給処理施設

7-12-1 「供給処理施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
旧コンポストセンター	S	14	2,071.41	維持	維持(用途廃止)	転用 (運営方法の変更)

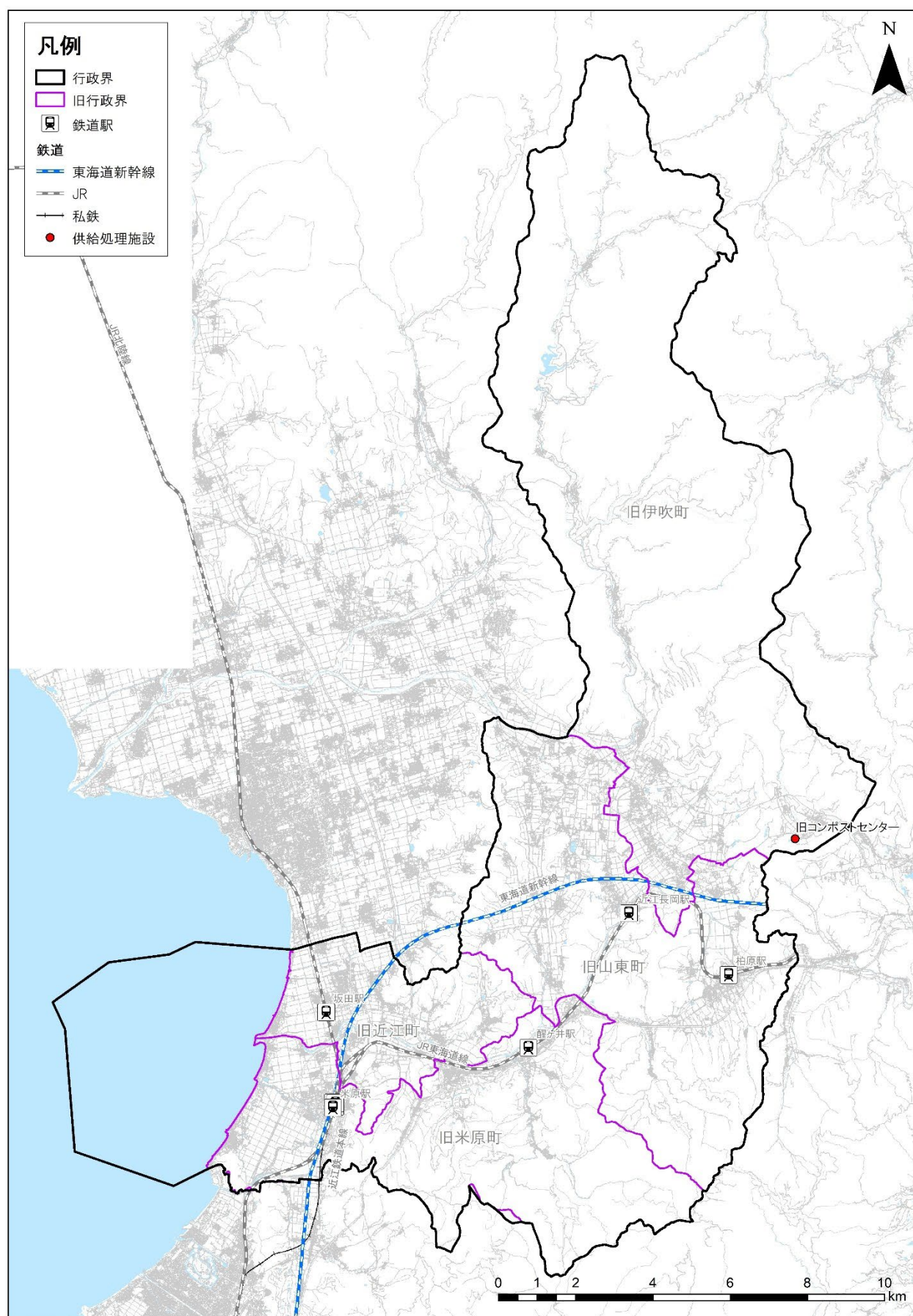
(現状と課題)

- ・「旧コンポストセンター」は、家庭から出る生ごみ等を利用した自然発酵型の堆肥化施設として整備しましたが、平成 29 年 10 月をもって施設の稼働を終了しました。
- ・施設の稼働終了後は、防災備蓄倉庫と除雪車の車庫として利用しています。

(今後の方針)

- ・現状の施設利用だけでなく、更なる有効な利活用を検討します。

(供給処理施設の位置図)



7-13 その他

7-13-1 「その他」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
柏原福祉交流センター横車庫	S	26	41.53	—	転用(貸付)	転用(貸付)
旧柏原診療所	RC	43	411.20	維持	転用(貸付)	転用(貸付)
旧大原生涯学習センター	RC	42	944.81	維持	転用(貸付)	転用(貸付)
旧ボランティアセンター三島荘 (食堂・車庫)	W	46	75.06	廃止	転用(貸付)	転用(貸付)
旧近江診療所	S	34	519.96	廃止	維持(用途廃止)	転用(貸付)
旧息郷小学校	RC	39	3,390.00	維持	維持(用途廃止)	転用 (利用目的の変更)
旧東草野小中学校	RC	35	2,273.00	維持	転用(貸付)	転用 (利用目的の変更)
米原消防署伊吹出張所 (曲谷)	S	29	393.12	—	転用(貸付)	転用 (利用目的の変更)
旧いぶき保育園	RC	43	584.00	転用 (利用目的の変更)	維持(用途廃止)	転用 (利用目的の変更)
コミュニティバス待合所	LGS	20	7.20	—	維持(直営)	転用 (利用目的の変更)
甲津原小水力発電所	S	4	9.30	—	維持(直営)	廃止(譲渡)
旧藤の根作業所	S	35	264.86	維持	転用(貸付)	廃止(譲渡)
旧山東東小学校	RC	21	3,681.39	維持	転用(貸付)	廃止(譲渡)
旧山東水防倉庫	W	61	19.80	—	維持(直営)	廃止(解体)
旧米原げんきステーション	S	45	308.06	維持	維持(直営)	廃止(解体)
旧米原医師住宅	SRC	18	158.00	—	維持(用途廃止)	廃止(解体)
旧いぶき幼稚園北分園	S	41	910.00	廃止	維持(用途廃止)	廃止(解体)
旧ボランティアセンター三島荘 (自転車置場)	S	47	10.00	廃止	維持(直営)	廃止(解体)
旧山東農業共済組合(倉庫)	S	40	229.44	廃止	維持(直営)	廃止(解体)
山東除雪車庫	S	(30)	113.44	—	維持(直営)	維持(直営)
米原駅東西自由通路	S	14	1,830.72	—	維持(直営)	維持(直営)
米原駅東口駐輪場	S	0	94.56	維持	維持(直営)	維持(直営)
米原駅西口駐輪場	RC	27	319.59	維持	維持(直営)	維持(直営)
醒ヶ井駅駐輪場	S	23	147.72	維持	維持(直営)	維持(直営)
柏原駅駐輪場	W	20	104.58	維持	維持(直営)	維持(直営)
坂田駅駐車場管理事務所兼 待合所	S	25	27.72	—	維持(直営)	維持(直営)
坂田駅駐輪場	S	10	234.78	維持	維持(直営)	維持(直営)
すばく伊吹	S	26	1,069.00	—	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)
伊吹山麓青少年総合体育館	RC	41	2,380.00	—	維持 (法人・その他団 体の管理運営)	維持 (法人・その他団 体の管理運営)

※カッコ内の築年数は、詳細が不明であり概ねの築年数を記載しています。

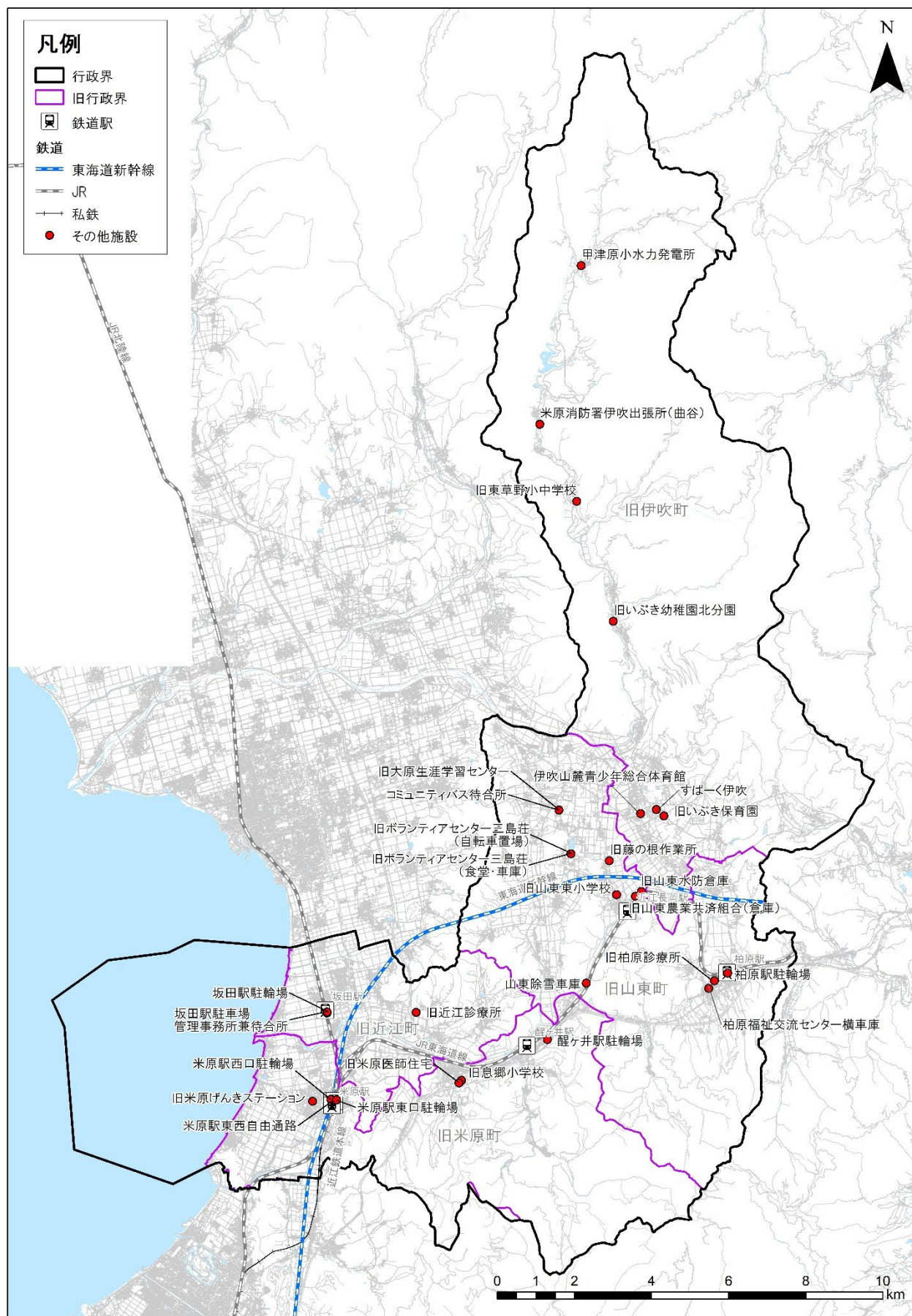
(現状と課題)

- ・「旧息郷小学校」は、市民に無償で開放して、サークルや団体の活動スペースとして利用されています。
- ・「旧東草野小中学校」は、廃校後の施設の利活用を検討しています。
- ・「旧山東水防倉庫」は、当初の用途とは異なる倉庫として利用しています。

(今後の方針)

- ・用途廃止施設で、一定期間利用する見込みがなく、民間等による利活用が見込まれる施設は、貸付けや売却を検討します。
- ・地元自治会等との関連性が強く、市有財産として保有する必要性が低い施設は、譲渡を検討します。
- ・簡易的な施設、老朽化や耐震性能で安全性に問題がある施設は、解体により廃止します。
- ・市民の利便性から、駐車場、駐輪場は維持していきます。

(その他の位置図)



7-14 上水道施設

7-14-1 「上水道施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
伊吹南部高区配水池	PC	43	89.87	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹南部浄水場	RC	22	96.78	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹南部低区配水池	PC	43	228.30	—	維持(直営)	維持(直営)
上平寺送水ポンプ所	CB	43	14.79	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹北部浄水場	RC	23	358.30	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹北部低区配水池	—	22	46.90	—	維持(直営)	維持(直営)
磯浄水場	RC	36	303.00	—	維持(直営)	維持(直営)
磯送水ポンプ所	RC	8	520.80	—	維持(直営)	維持(直営)
米原配水池	PC	36	153.86	—	維持(直営)	維持(直営)
米原新配水池	—	6	300.00	—	維持(直営)	維持(直営)
河内浄水場	PC	43	94.98	—	維持(直営)	維持(直営)
長沢送水ポンプ所	S	37	43.86	—	維持(直営)	維持(直営)
甲津原浄水場	RC	34	29.02	—	維持(直営)	維持(直営)
甲津原配水池	RC	34	40.20	—	維持(直営)	維持(直営)
一色加圧ポンプ所	LGS	9	5.45	—	維持(直営)	維持(直営)
枝折加圧ポンプ所	RC	9	66.50	—	維持(直営)	維持(直営)
池下浄水場	RC	36	49.50	—	維持(直営)	維持(直営)
池下配水池	PC	34	426.80	—	維持(直営)	維持(直営)
本市場浄水場	RC	20	625.97	—	維持(直営)	維持(直営)
朝日送水ポンプ所	RC	33	57.50	—	維持(直営)	維持(直営)
朝日配水池	PC	32	86.54	—	維持(直営)	維持(直営)
西坂送水ポンプ所	CB	36	3.04	—	維持(直営)	維持(直営)
西坂配水池	PC	36	83.28	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹南部第1水源地	S	1	74.60	—	維持(直営)	維持(直営)

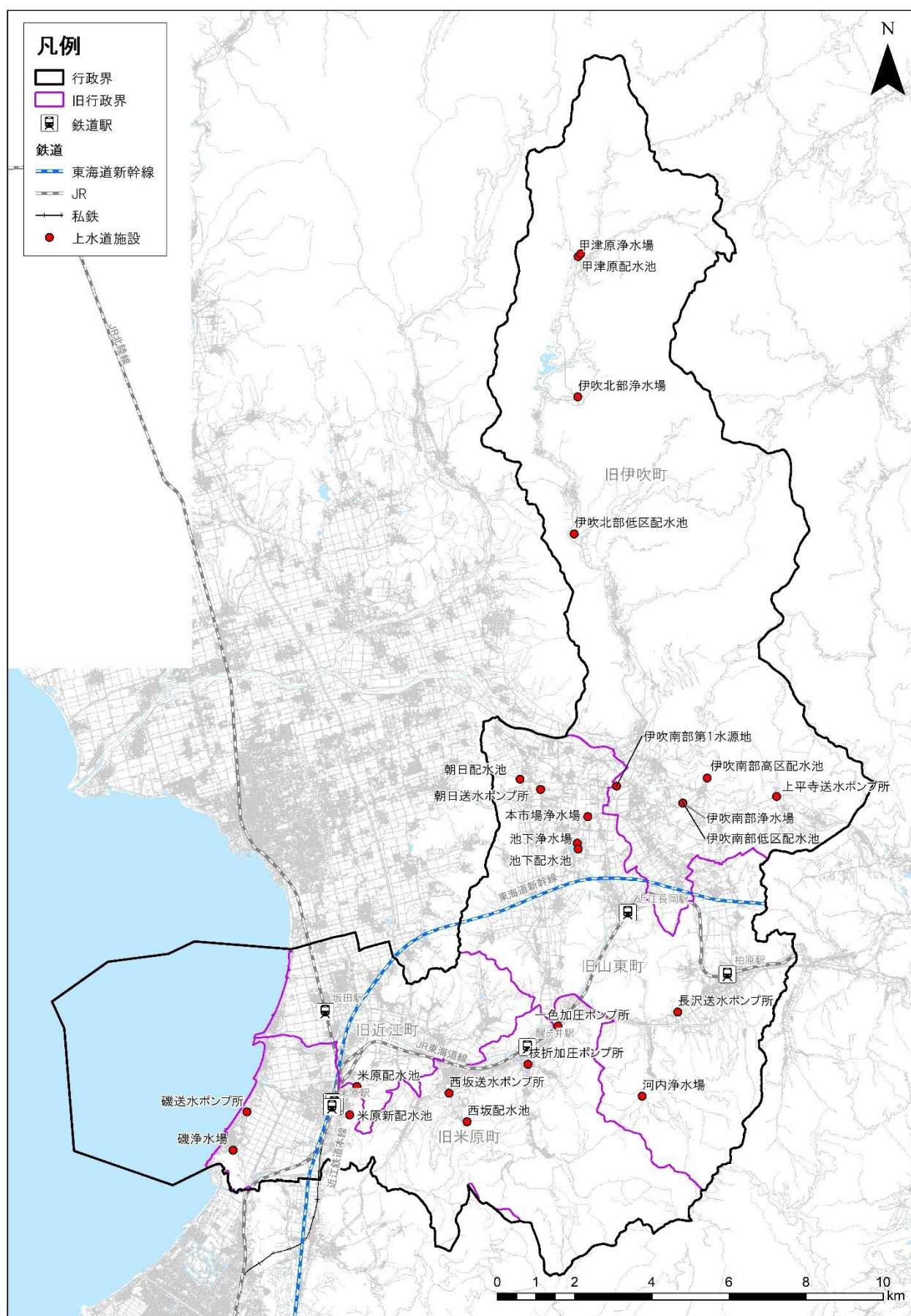
(現状と課題)

- ・上水道施設は、直近 10 年ほどかけて統廃合してきました。

(今後の方針)

- ・米原市水道事業基本計画に基づき、施設の計画的な保全と適正な管理に努めます。

(上水道施設の位置図)



7-15 下水道施設

7-15-1 「下水道施設」の再編方針

(対象施設)

施設名称	建物 構造	築年数	延床面積 (㎡)	再編計画 H25.10 月時点	現状 R3.4月時点	今後の方針
龍ヶ鼻地区農業集落排水処理施設	RC	22	179.30	—	維持(直営)	転用 (利用目的の変更)
多和田地区真空ステーション	RC	15	188.20	—	維持(直営)	維持(直営)
寺倉地区真空ステーション	RC	17	97.80	—	維持(直営)	維持(直営)
醒ヶ井地区真空ステーション	RC	19	198.00	—	維持(直営)	維持(直営)
甲津原地区農業集落排水処理施設	RC	23	177.45	—	維持(直営)	維持(直営)
姉川北部農業集落排水処理施設	RC	23	229.67	—	維持(直営)	維持(直営)
伊吹中部農業集落排水処理施設	RC	20	354.70	—	維持(直営)	転用 (利用目的の変更)
伊吹東部農業集落排水処理施設	RC	18	296.44	—	維持(直営)	維持(直営)
菅江地区農業集落排水処理施設	RC	31	54.90	—	維持(直営)	転用 (利用目的の変更)
清滝地区農業集落排水処理施設	RC	29	74.54	—	維持(直営)	転用 (利用目的の変更)
山室地区農業集落排水処理施設	RC	25	98.17	—	維持(直営)	転用 (利用目的の変更)
朝日地区農業集落排水処理施設	RC	24	138.18	—	維持(直営)	転用 (利用目的の変更)
梓河内地区農業集落排水処理施設	RC	20	172.51	—	維持(直営)	維持(直営)
夫馬地区農業集落排水処理施設	RC	24	99.30	—	維持(直営)	転用 (利用目的の変更)

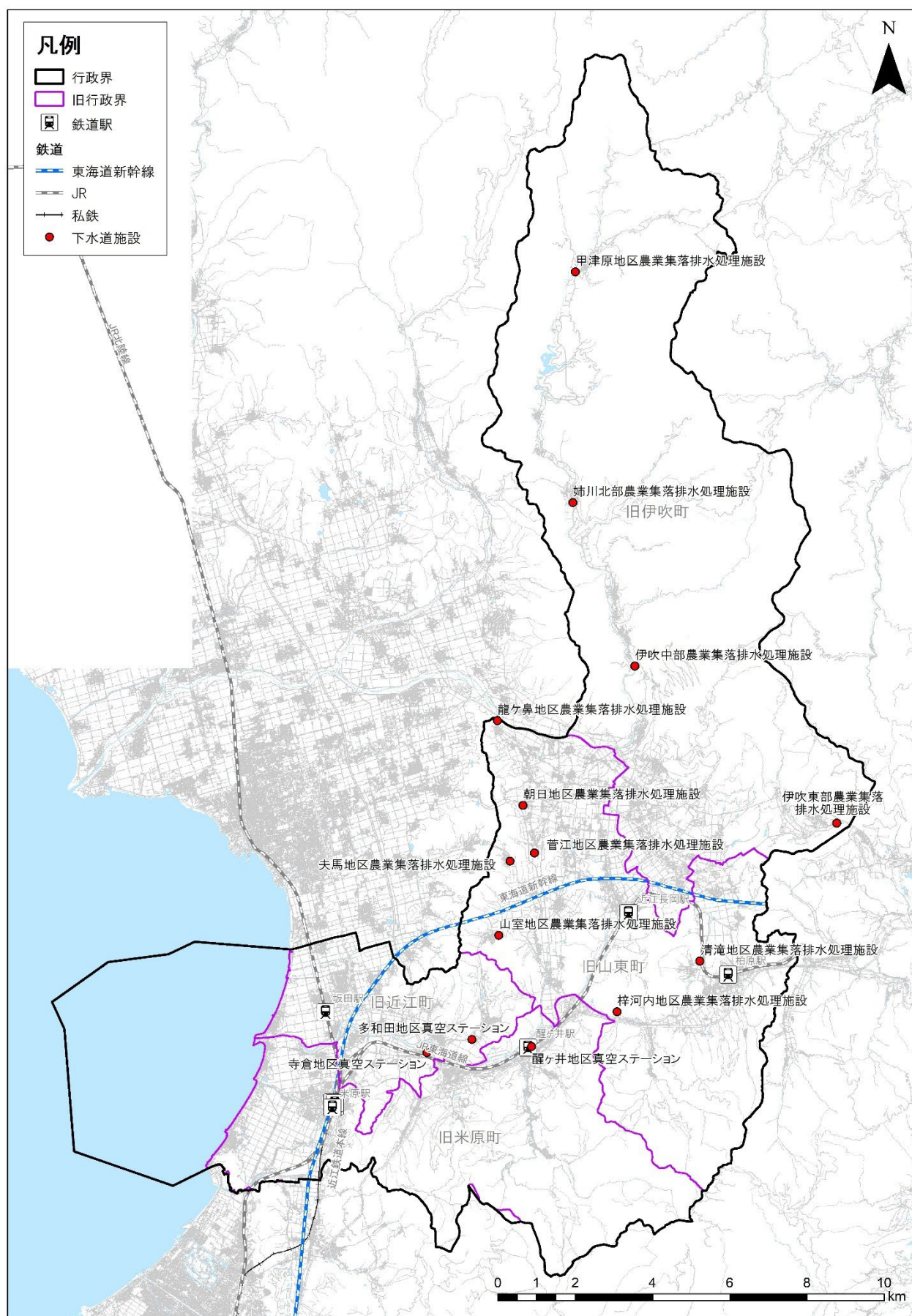
(現状と課題)

- ・下水道施設のほとんどの施設が、築 30 年未満で耐震性を有しています。
- ・農業集落排水処理施設のある地域は、公共下水道ではなく、農業集落排水処理施設で処理をしています。

(今後の方針)

- ・農業集落排水処理施設のある地域は、今後は公共下水道に接続します。施設については、地元協議を行いながら利活用を検討します。(一部地域を除く。)

(下水道施設の位置図)



7-16 公共施設における今後の方針

本計画の数値目標である約 60,000 m²削減に対して、現在は 6,830 m²削減しており、今後の方針を実現した場合は、30,252 m²削減と目標の約半数となります。

今後目標を達成するためには、大規模改修や更新が必要となる時期を見据えて、利用・運営の状況、社会情勢の変化などを総合的に検証し、施設の規模や機能の適正化を図るほか、市民生活への影響や地域の実情、民間との役割分担を十分考慮しながら、更なる削減方針の見直しが必要です。ただし、公共施設を削減することで、行政サービスの質が極端に低下することがないように、今後の公共施設を取り巻くさまざまな社会状況などを総合的に踏まえ、目標については、適宜見直しを図ることとします。

表 7-2 現状と今後の方針

	再編の方針項目		現状 (令和3年4月)		今後の方針	
			延床面積 (m ²)	割合(%) (÷K)	延床面積 (m ²)	割合(%) (÷K)
A	維持	維持(直営)	169,992	68.5%	146,053	58.8%
B		維持(法人・その他団体の管理運営)	51,763	20.8%	45,743	18.4%
C		維持(用途廃止)	7,714	3.1%	765	0.3%
D	転用	転用(貸付)	12,091	4.9%	7,929	3.2%
E		転用(利用目的の変更)	0	0.0%	7,972	3.2%
F		転用(運営方法の変更)	0	0.0%	9,676	3.9%
G	廃止	廃止(譲渡)	0	0.0%	7,775	3.1%
H		廃止(売却)	0	0.0%	1,324	0.5%
I		廃止(解体)	0	0.0%	14,323	5.9%
J		廃止済み	6,830	2.7%	6,830	2.7%
K	合計(A～J)		248,390	100.0%	248,390	100.0%
L	削減(G～J) 【削減割合の計算式】 (G+H+I+J)÷K×100%		6,830	2.7%	30,252	12.2%

【参考】

総合管理計画（策定時）の対象施設（280 施設）とした場合

現 状：削減面積 6,830 m²／延床面積 228,746 m² 削減割合：3.0%

今後の方針：削減面積 28,847 m²／延床面積 228,746 m² 削減割合：12.6%

削減目標 60,000 m²に対する達成見込み

50.4%

米原市公共施設等総合管理計画

発行日 平成 29 年 3 月

改定日 令和 4 年 3 月

米原市総務部財政契約課

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

電話 : 0749-53-5166 FAX : 0749-53-5148